

**「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群
包括的保存管理計画 改訂版**

2022 年 3 月

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 包括的保存管理計画

目次

第 1 章 計画の基本構成	1
1-1 計画の目的	2
1-2 基本理念と基本方針	2
1-3 計画策定の経緯	3
1-4 計画の構成	6
1-5 関連計画	7
1-6 計画の実施と見直し	7
第 2 章 資産の価値と現況	11
2-1 資産の顕著な普遍的価値	12
2-2 顕著な普遍的価値の属性	16
2-3 世界遺産委員会からの勧告	19
2-4 構成資産の現況	20
2-5 緩衝地帯の範囲と現況	35
第 3 章 資産に影響を与える要因	47
3-1 資産に影響を与える要因	48
3-2 開発圧力	49
3-2-1 開発圧力による影響	49
3-2-2 開発圧力への対応	51
3-3 環境圧力	53
3-3-1 環境圧力による影響	53
3-3-2 環境圧力への対応	54
3-4 自然災害	54
3-4-1 自然災害による影響	54
3-4-2 自然災害への対応	59
3-5 地域コミュニティ	63
3-5-1 地域コミュニティの役割	63
3-5-2 地域コミュニティの変化による影響と対応	63

3-6	来訪者	64
3-6-1	来訪者による影響	64
3-6-2	来訪者への対応	72
第4章 資産の保存管理		75
4-1	資産の保存管理方針	76
4-2	資産の保存管理方法	80
4-2-1	法的な保護措置	80
4-2-2	文化財保護の仕組み	80
4-2-3	緩衝地帯の管理方法	84
4-2-4	風力発電施設への対応	87
4-3	所有者、地域コミュニティの役割	89
第5章 遺産影響評価		105
5-1	遺産影響評価の概要	106
5-2	遺産影響評価の目的と実施主体	106
5-3	遺産影響評価の対象	108
5-4	遺産影響評価の手順と記載内容	110
5-5	世界遺産委員会への報告	113
第6章 公開、活用		117
6-1	基本方針	118
6-2	来訪の基本的な考え方	121
6-3	施策	126
6-3-1	資産の保護	126
6-3-2	円滑な来訪	126
6-3-3	価値の探求・発信	129
6-3-4	地域との協調	131
6-4	エリア別展開	132
6-4-1	沖ノ島エリア	132
6-4-2	大島エリア	134
6-4-3	辺津宮エリア	137
6-4-4	新原・奴山古墳群エリア	139
第7章 体制の整備、運営		141
7-1	保存管理・公開活用の体制	142

7-1-1	体制	142
7-1-2	財源の確保	145
7-1-3	専門的知識および研修	146
7-2	地域コミュニティの参画	147
7-2-1	行政と地域住民との連携	147
7-2-2	地域の人材育成および技術支援	147
第 8 章 経過観察		149
8-1	観察指標の設定と記録作成	150
8-2	負の影響を予防、除去するための対策	150
第 9 章 行動計画		153

第 1 章

計画の基本構成

本章では、計画の目的、策定の経緯等、本計画の基本的事項について示す。

- 1-1 計画の目的
- 1-2 基本理念と基本方針
- 1-3 計画策定の経緯
- 1-4 計画の構成
- 1-5 関連計画
- 1-6 計画の実施と見直し

1-1 計画の目的

世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約（以下、「世界遺産条約」）に基づく世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」（以下、「本資産」）は、「神宿る島」を崇拜する文化的伝統が古代から今日まで発展し継承されてきたことを物語る稀有な物証である。また、宗像大社沖津宮、沖津宮遙拝所、中津宮、辺津宮、新原・奴山古墳群の8つの構成資産群からなるシリアル・ノミネーション・サイト¹である。

この包括的保存管理計画は、顕著な普遍的価値²を有する本資産の保護および価値の更なる発見、深化、発信を通じて、本資産を人類共有の宝として将来世代へ継承すること、また本資産が持続可能な社会全体の幸福の実現に貢献³することを目的としている。そのため本計画では、本資産のステークホルダーや地域住民と一体となった資産の保存管理、公開、活用などを実現するため、本資産およびそれを取りまく地域に所在する自然や文化、人々に関わる多様で豊かな資源を総合的に捉え、本資産とその周辺環境を対象とした包括的な保存管理に関する方針と施策を示した⁴。

1-2 基本理念と基本方針

本資産は、全体で一つの顕著な普遍的価値を持つことから、資産の顕著な普遍的価値に即した保存管理および公開活用を行う必要がある。そこで、本資産の保存管理および公開活用の基本理念を「沖ノ島を敬いながら受け継がれてきた人類共通の価値を守り、高め、広く、長く伝えていく」とし、基本方針を以下のように定めた。

¹ 複数の構成資産からなる世界遺産のこと。

² 英語（Outstanding Universal Value）の頭文字をとってOUVとも呼ばれる。顕著な普遍的価値（OUV）とは国家間の境界を越えた人類全体に共通した重要性をもつ文化的価値のことで、この価値をもつと評価されたものが世界遺産となる。本資産の顕著な普遍的価値は12～14ページ参照。

³ 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された17の国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」には、世界の文化遺産に係る目標（11.4 世界の文化遺産および自然遺産の保護・保全の努力を強化する）も掲げられている。

⁴ 本計画の目的を定めるにあたって下記の資料を参照した。全ての資料はWEB上に公開されている。

- ・文化庁（2021）「我が国における世界文化遺産の今後の在り方」
- ・第20回世界遺産条約締約国会議（2015）「Policy Document for the Integration of a Sustainable Development Perspective into the Processes of the World Heritage Convention」
- ・ICCROM（2015）「People Centered Approaches to the conservation of Cultural Heritage: Living Heritage」

■ 顕著な普遍的価値と伝統を守り伝える

本資産の顕著な普遍的価値とそれを長年守ってきた地域の伝統を、損なうことなく次世代に伝える。

■ 価値を継続的に高める

調査・研究、情報発信を継続して本資産の顕著な普遍的価値の向上や保全を図り、分かりやすく伝える。

■ 世界と交わる

本資産と関係の深い、アジアをはじめとする国内外の諸地域との学術的交流や観光等を通じた人的交流を促進する。

■ 地域一体で育む

沖ノ島、大島、九州本土にまたがる本資産とその周辺環境を、地域が一体となって育む。

1-3 計画策定の経緯

この包括的保存管理計画（以下、本計画）は、2016年1月に策定した包括的保存管理計画を改訂したものである。本計画は、世界遺産委員会への定期報告⁵のタイミングにあわせて改訂することとしている。今回の改訂では、記載内容を現時点の情報に更新するとともに、世界遺産委員会決議による顕著な普遍的価値の変更や同決議に伴う勧告への対応を記載した。改訂に際しては「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会（以下、「保存活用協議会」）の学術的諮問組織である「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群専門家会議（以下、「専門家会議」）および同部会の指導・助言（図1-1）のもと、保存活用協議会が地元関係者や行政関係者等の意見を集約した。なお、本計画は「世界遺産条約履行のための作業指針」（以下、「作業指針」）⁶や関連する憲章や勧告をもとに策定した。また、本計画の基礎となる各構成資産の保存管理計画（保存活用計画）や宗像市・福津市の景観計画は、本資産の学識経験者や地域住民代表を含む委員会で審議し、住民説明会やパブリック・コメントを経て策定したものである。

⁵ 世界遺産条約第29条および世界遺産条約の履行に関する作業指針199項に基づき実施され、締約国の領域内に存在する世界遺産に関する保存状況および実施した立法措置、行政措置などについて報告するもの。定期報告は地域ごとに開始時期をずらしてとりまとめが行われ、アジア太平洋地域は2020～2021年に実施され、2022年の世界遺産委員会で審議されることが決定されている。

⁶ 「世界遺産条約履行のための作業指針」：世界遺産登録推薦の要件を解説した文書。本計画改訂時は2019年7月版が最新。ユネスコ世界遺産委員会は、「作業指針」第108節において、推薦資産の顕著な普遍的価値を適切に保存管理していくための内容を明文化した管理計画の策定を求めている。

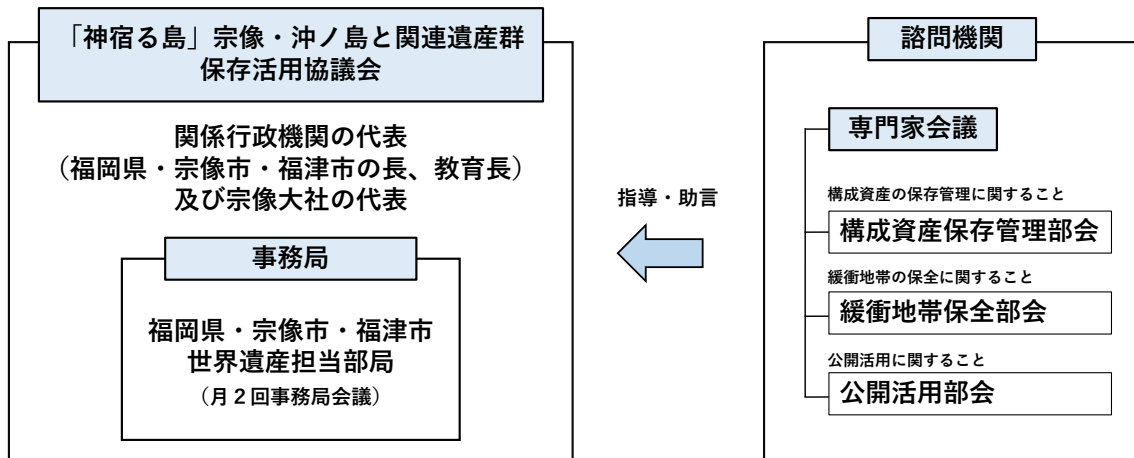


図 1-1 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の保存活用体制

表 1-1 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群専門家会議 委員等一覧 (1/2)

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群専門家会議			
分類	氏名	専門	所属等
委員長	西谷 正	考古学	海の道むなかた館館長 九州大学名誉教授
副委員長	佐藤 信	古代史	東京大学名誉教授
委員	稲葉 信子	建築史 文化遺産保存	放送大学客員教授 ICCROM事務局長特別アドバイザー
	岡田 保良	建築史 都市史	国土館大学イラク古代文化研究所教授 日本イコモス国内委員会会長
	金田 章裕	歴史地理学	京都大学名誉教授 京都学・歴史館館長
	杉本 正美	造園学	九州芸術工科大学名誉教授 神戸芸術工科大学名誉教授
	溝口 孝司	考古学	九州大学教授 日本イコモス国内委員会理事
	三輪 嘉六	考古学 文化財学	前九州国立博物館館長
構成資産保存管理部会			
分類	氏名	専門	所属等
委員長	西谷 正	考古学	海の道むなかた館館長 九州大学名誉教授
委員	河上 信行	建築史	河上建築事務所所長
	重藤 輝行	考古学	佐賀大学教授
	服部 英雄	中世史	熊本県立くまもと文学・歴史館長 九州大学名誉教授

表 1-2 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群専門家会議 委員等一覧 (2/2)

緩衝地帯保全部会			
分類	氏名	専門	所属等
委員長	杉本 正美	造園学	九州芸術工科大学名誉教授 神戸芸術工科大学名誉教授
委員	金田 章裕	歴史地理学	京都大学名誉教授 京都学・歴史館館長
	大森 洋子	建築	久留米工業大学教授
	仲間 浩一	景観工学	一般社団法人 リージョナルインタープリテーション協会代表理事
	日高 圭一郎	都市計画	九州産業大学教授
公開・活用部会			
分類	氏名	専門	所属等
委員長	佐藤 信	古代史	東京大学名誉教授
委員	フック・カロリン	観光地理学	広島大学教授
	溝口 孝司	考古学	九州大学教授 日本イコモス国内委員会理事
	三輪 嘉六	考古学、文化財学	前九州国立博物館館長
事務局	福岡県人づくり・県民生活部文化振興課世界遺産室 宗像市市民協働環境部世界遺産課 福津市教育部文化財課 宗教法人 宗像大社		

表 1-3 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群専門家会議の開催状況

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群専門家会議			
開催日		主な議題	
2020年	9月10日(木)	スケジュール・改訂の目的・第1章～第3章・OUVの属性と保存管理方針	
2021年	3月18日(木)	第1章～第9章	
構成資産保存管理部会・緩衝地帯保全部会・公開活用部会			
開催日		部会	主な議題
2020年	7月17日(金)	構成資産・緩衝地帯	スケジュール・改訂の目的・第1章～第3章
	11月6日(金)	構成資産・緩衝地帯	第4章～第5章
	12月25日(金)	構成資産・緩衝地帯	第6章～第9章
2021年	1月27日(水)	公開活用	第1章～第9章(主に第6章 公開、活用)

1-4 計画の構成

第1章「計画の基本構成」

本計画の目的、策定の経緯、本計画の構成、関連計画について。

第2章「資産の価値と現況」

本資産の顕著な普遍的価値、顕著な普遍的価値の属性、構成資産および緩衝地帯の概要および保存状況・公開状況について。

第3章「資産に影響を与える要因」

本資産に影響を及ぼす可能性のある潜在的脅威とその対策について。

第4章「資産の保存管理」

本資産の顕著な普遍的価値を保存管理するための法令・制度および各種計画、所有者・地域コミュニティによる保存管理について。

第5章「遺産影響評価」

開発等の行為者が遺産への影響を客観的な視点で評価し、その解決策について関係者間で合意形成するための手段である「遺産影響評価」の手法等について。

第6章「公開、活用」

本資産の顕著な普遍的価値を解説するための公開、活用について。

第7章「体制の整備、運営」

本計画の推進を担う体制の整備や外部組織との協力体制について。

第8章「経過観察」

経過観察の方法および負の影響を除去・軽減するための対策について。

第9章「行動計画」

将来にわたって実施すべき具体的な施策について。

1-5 関連計画

本計画は、構成資産の保存管理については、文化財保護法および各構成資産の保存管理計画（保存活用計画）との整合性を、緩衝地帯の管理については、景観法や都市計画法等に基づく関連計画との整合性を考慮した。本計画と各法令・制度との関係については図 1-2 に示すとおりである。

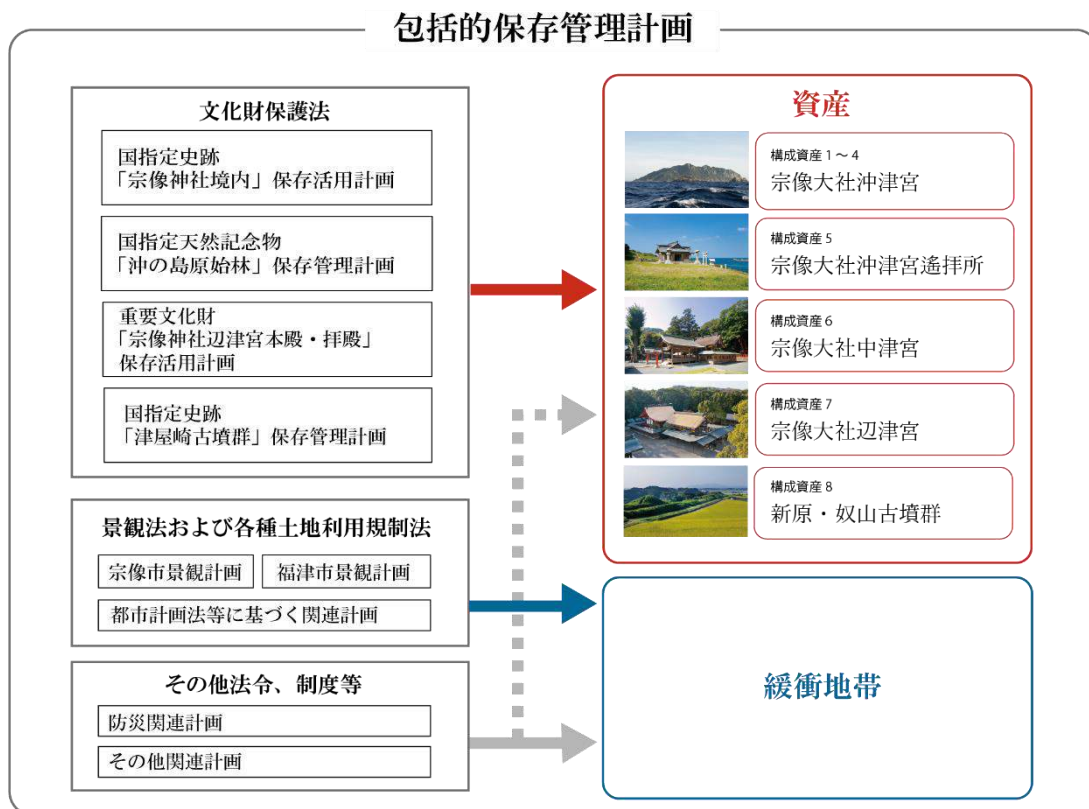


図 1-2 包括的保存管理計画と法令、制度等との関係

1-6 計画の実施と見直し

本計画は、第 7 章「体制の整備、運営」に示す体制のもと実施する。本資産を取り巻く状況の変化に適切に対応し、効果的な資産の保存管理および公開、活用を行うために、計画、実行、モニタリング、評価、フィードバックのサイクルを継続的に行うことが望ましい（作業指針第 111 段）。本計画の実施にあたっては、構成資産および緩衝地帯の保存管理、公開、活用の状況、計画の実施状況を継続的に検討し、経過観察の定期報告書提出に合わせて概ね 6 年毎に本計画を更新する。

表 1-4 包括的保存管理計画の関連計画 (1/2)

種別	計画名称	策定主体	策定年
総合計画	福岡県総合計画 (第2次)	福岡県	2017年
	宗像市総合計画 (第2次)	宗像市	2015年
	福津市まちづくり基本構想	福津市	2019年
都市計画 土地利用 基盤整備	福岡県国土利用計画 (第4次)	福岡県	2010年
	福岡県土地利用基本計画	福岡県	2010年
	福岡都市圏都市計画区域の整備、開発および保全の方針	福岡県	2017年
	宗像市国土利用計画 (第2次)	宗像市	2015年
	宗像市都市計画マスタープラン(第2次)	宗像市	2015年
	福津市国土利用計画	福津市	2008年
	福津市都市計画マスタープラン (第2次)	福津市	2018年
景観	宗像市景観まちづくりプラン	宗像市	2014年
	宗像市景観計画	宗像市	2014年
	福津市景観計画	福津市	2014年
環境	福岡県環境総合ビジョン (第4次福岡県環境総合基本計画)	福岡県	2018年
	福岡県生物多様性戦略	福岡県	2013年
	宗像市環境基本計画 (第2次)	宗像市	2018年
	福津市環境基本計画 (第2次)	福津市	2017年
防災	福岡県地域防災計画 (地震・津波対策編)	福岡県	2020年
	福岡県地域防災計画 (災害危険箇所編)	福岡県	2020年
	福岡県地域防災計画 (風水害対策編)	福岡県	2020年
	宗像市国土強靱化地域計画 (仮)	宗像市	2020年
	宗像市地域防災計画	宗像市	2019年
	福津市地域防災計画	福津市	2017年

表 1-5 包括的保存管理計画の関連計画 (2/2)

種別	計画名称	策定主体	策定年
まちづくり 地域振興	宗像市歴史的風致維持向上計画	宗像市	2018年
	世界遺産のあるまちづくり計画	宗像市	2020年
	福岡県離島振興計画	福岡県	2013年
	宗像市離島振興計画	宗像市	2013年
	福岡県過疎地域自立促進計画	福岡県	2020年
	福岡県農業・農村振興基本計画	福岡県	2012年
	福岡県農林水産振興基本計画	福岡県	2018年
森林	福岡森林計画区地域管理経営計画 (第6次)	林野庁	2020年
	福岡地域森林計画	福岡県	2020年
河川	釣川水系河川整備基本方針	福岡県	2011年
観光	宗像市産業振興計画	宗像市	2016年
	福津市観光基本計画 (第2次)	福津市	2020年
資産	国指定史跡「宗像神社境内」保存活用計画	宗像市	2020年
	国指定史跡「宗像神社境内」整備基本計画	宗像市	2020年
	重要文化財「宗像神社辺津宮本殿・拝殿」 保存活用計画	宗像大社	2014年
	国指定天然記念物「沖の島原始林」保存管理計画	宗像市	2014年
	国指定史跡「津屋崎古墳群」整備基本構想	福津市	2008年
	国指定史跡「津屋崎古墳群」整備基本計画	福津市	2011年
	国指定史跡「津屋崎古墳群」保存管理計画	福津市	2014年
	『国指定史跡津屋崎古墳群整備基本計画』に関する再 検討—新原・奴山古墳群の整備計画—	福津市	2016年

第 2 章

資産の価値と現況

本章では、本資産の顕著な普遍的価値および構成資産と緩衝地帯の概要、保存状況、公開状況について示す。

- 2-1 資産の顕著な普遍的価値
- 2-2 顕著な普遍的価値の属性
- 2-3 世界遺産委員会からの勧告
- 2-4 構成資産の現況
- 2-5 緩衝地帯の範囲と現況

2-1 資産の顕著な普遍的価値

本資産は、世界遺産条約第1条および作業指針第45項に定める「遺跡 (site)」に該当する。本計画において守るべき本資産の顕著な普遍的価値⁷および評価基準⁸を以下に示す。なお、本資産の顕著な普遍的価値を表す8つの構成資産の所在地、座標、資産範囲および緩衝地帯の面積は表2-1、図2-1に示すとおりである。

概要 (Brief synthesis)

九州北西岸から60kmに位置する沖ノ島は、古代祭祀遺跡の類い稀な記録の宝庫であり、日本列島と朝鮮半島およびアジア大陸の諸国間の交流が活発だった時期の祭祀、すなわち、4世紀に起こり9世紀末まで執り行われた航海安全に関わる古代祭祀のあり方を示す物証である。宗像大社の一部となった沖ノ島は、その後も今日に至るまで神聖な存在とみなされてきた。

沖ノ島全体が、その地形学的な特徴と、豊富な考古学的堆積物を有する祭祀遺跡、そして原位置を保ったままの膨大な数の奉獻品とともに、この島で500年にわたって執り行われた祭祀のあり方を如実に示すものである。原始林、小屋島・御門柱・天狗岩といった付随する岩礁、文書に記録された奉獻行為、島にまつわる禁忌、九州および大島から沖ノ島に開けた眺望、これらはみな、その後何世紀もの間に対外交流や信仰の独自性の高まりによって祭祀の慣習や意味が変容したにもかかわらず、沖ノ島への崇拝は島の神聖性を維持してきたことを雄弁に物語っている。

宗像大社は、約60kmに広がる範囲に位置する3つの異なる信仰の場、沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮、九州本島の辺津宮から構成される神社である。これらは古代祭祀遺跡に関連づけられる生きた信仰の場である。宗像三女神に対する崇拝の形態は、主に社殿において執り行われる祭祀において今日まで引き継がれ、宗像地域の人々によって守られてきた。大島の北岸に建てられた沖津宮遙拝所は、「神宿る島」を遠くから拝むための信仰の場として機能している。沖ノ島へと続く海を見渡す台地上に位置する新原・奴山古墳群は大小の墳丘によって構成され、沖ノ島を崇める伝統を育んだ宗像氏の人々の存在を証明する。

⁷ 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群は、2017年7月9日、ポーランドのクラクフにて行われた第41回ユネスコ世界遺産委員会において、世界遺産一覧表への記載が採択されたが、審議の過程において顕著な普遍的価値などに修正が入った。そのため、本資産の顕著な普遍的価値は、翌年の第42回世界遺産委員会の決議で確定した。

⁸ 世界遺産の評価基準は(i)～(x)までである。本資産は、(ii)「建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えたある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すもの」および(iii)「現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在)である」に該当する。

評価基準 (ii)

「神宿る島」沖ノ島は、航海安全のための祭祀が執り行われた島で捧げられた、多様な来歴をもつ豊富な出土品によって、4世紀から9世紀の間の東アジアの国家間の重要な交流を示している。奉獻品の配置や祭場構成の変化は祭祀の変遷を証明し、それはまた、アジア大陸、朝鮮半島、日本列島を拠点とする国々がアイデンティティの感覚を発達させた時期に起こり、日本文化の形成に本質的に貢献した活発な交流の過程の性格を反映するものである。

評価基準 (iii)

「神宿る島」沖ノ島は、古代から現在まで発展し、継承されてきた神聖な島を崇拝する文化的伝統の類い希な例である。注目すべきことに、沖ノ島に保存されてきた考古学的遺跡はほぼ無傷であり、そこで執り行われた祭祀が4世紀後半から9世紀末にかけての500有余年にどのように変化したかについて時系列的な記録を残すものとなっている。これらの祭祀では、大量の貴重な奉獻品が島の様々な場所に納められており、祭祀の変化を証している。沖ノ島での直接的な奉獻は9世紀に終わったが、島に対する崇拝は、大島や九州本島から沖ノ島へと開かれた眺望によって例示される「遥拝」とともに、沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮、辺津宮という宗像大社の3つの異なる信仰の場における宗像三女神への崇拝という形で継続した。

完全性

「神宿る島」沖ノ島と他の7つの構成資産は、その顕著な普遍的価値を表現する価値や過程を示すために必要なすべての属性を含んでいる。当資産は、海を越えた交流が活発だった時期に起こり、今なお宗像三女神への崇拝という形で続く、航海安全のために神聖な島を崇拝する伝統について、その証としての諸特徴を完全に表現するものとなっている。祭祀の慣習や意味の変化を経ながらも、沖ノ島の神聖性を保ったまま、こうした伝統の証としての諸特徴は今日まで継承されてきた。資産は良好な状態にあり、洋上インフラやクルーズ船の往来の増加による潜在的な影響を慎重に考慮する必要があるものの、管理放棄もなく適切な管理がなされている。

真実性

沖ノ島に関する数々の考古学的調査と研究は、当資産が顕著な普遍的価値を有していることを如実に裏付けている。加えて、時を経ても変わらぬ祭祀遺跡の位置、その配置、そしていまだに豊富な未発掘の奉獻品は、将来のさらなる研究の可能性と当資産の価値に対する理解を深めていく機会を開いている。既存のしきたりや禁忌により、神聖な場としての島の雰囲気は保たれている。

3つの島について、および日本国内や周辺諸国における航路についての調査研究の継続は、資産の真実性を完全に表現するための裏付けとなろう。

管理と保護の要件

資産は、いくつかの法律、指定および計画の下で、国レベルの法的保護を受けている。今日まで長期間にわたって有効であることが実証されてきた、しきたりや禁忌という形での伝統的な慣習によっても保護が保証されている。

管理システムは、宗像市、福津市、福岡県の代表者を含む包括的な管理団体である保存活用協議会の設立を想定している。同協議会は、資産の各部分と緩衝地帯とを網羅する4つの個別の管理計画を組み込んだ「保存管理計画」を実行するための調整と責任とを負う。遺産影響評価の取り組みを管理システムに統合する仕組みは、その効果を高めるものである。管理業務の十分な調整と実施を確実にするために、資産の各所有者が協議会に参加する必要がある。緩衝地帯の住民および地元企業の代表は保存活用協議会と協調・協力していくものとする。文化庁は特別諮問委員会とともに指導と助言を行う。なお、小規模な修理と日常の保守管理は、世代を経て伝えられてきた方法で地域コミュニティの人々によって行われている。

表 2-1 構成資産の名称、所在地、座標

ID No.	名称	所在地	座標	遺産範囲面積 (ha)	緩衝地帯面積 (ha)	
					陸域	海域
1	沖ノ島	宗像市大島	北緯 34度 14秒 42秒 東経 130度 6分 20秒	68.38		75,068.36
2	小屋島	宗像市大島	北緯 34度 13秒 53秒 東経 130度 6分 42秒	1.89		
3	御門柱	宗像市大島	北緯 34度 13秒 54秒 東経 130度 6分 50秒	0.15		
4	天狗岩	宗像市大島	北緯 34度 13秒 56秒 東経 130度 6分 51秒	0.19		
5	宗像大社 沖津宮遙拝所	宗像市大島	北緯 33度 54分 32秒 東経 130度 25分 41秒	0.24	717.23	3,577.89
6	宗像大社中津宮	宗像市大島	北緯 33度 53分 50秒 東経 130度 25分 54秒	1.50		
7	宗像大社辺津宮	宗像市田島	北緯 33度 49分 47秒 東経 130度 30分 51秒	11.27		
8	新原・奴山古墳群	福津市勝浦	北緯 33度 49分 03秒 東経 130度 29分 10秒	15.31		
合計 (ha)				98.93	79,363.48	

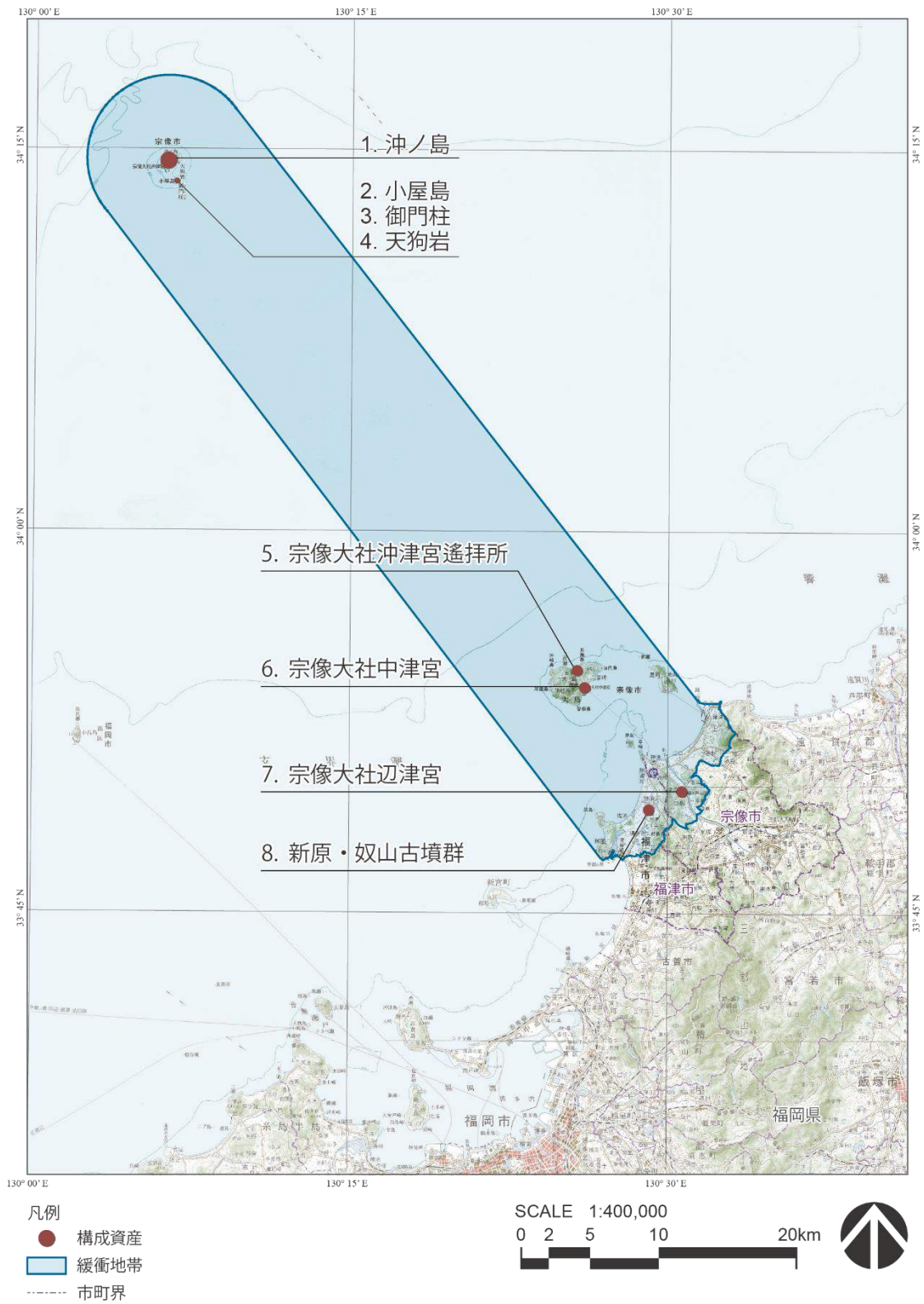


図 2-1 構成資産の位置および緩衝地帯の範囲図

2-2 顕著な普遍的価値の属性

属性 (attribute)⁹とは、顕著な普遍的価値が示す特質・特徴のことで、それは有形、無形 (祭りや信仰など) を問わない。資産の顕著な普遍的価値を保護するためには、属性を適切に保存管理する必要がある。

本資産については、保存活用協議会が専門家会議等の指導、助言を受けつつ、顕著な普遍的価値の言明から属性を抽出した¹⁰。なお、属性1～2は評価基準(ii)「日本文化の形成に本質的に貢献した、4世紀から9世紀の間の東アジアの国家間の重要な交流を示している」に、属性1～5は評価基準(iii)「古代から現在まで発展・継承されてきた『神宿る島』を崇拝する文化的伝統の類い希な例」に関係している^{11, 12}。

開発等の行為が本資産の顕著な普遍的価値に与える影響の程度を検討する場合、開発等によってどの属性がどの程度影響を受けるか、評価分析する必要がある。したがって、ここに整理した属性は、本資産を保存管理する際の最も重要な指標となるものである。次のページに、本資産の顕著な普遍的価値の各属性について記す。

⁹ 「作業指針」第82節には文化遺産の真実性に係る8つの属性(①形状、意匠 ②材料、材質 ③用途、機能 ④伝統、技能、管理体制 ⑤位置、セッティング(周辺環境) ⑥言語その他の無形遺産 ⑦精神、感性 ⑧その他の内部要素、外部要素)が定義されているが、ここでいう顕著な普遍的価値の属性とは異なる。

¹⁰ 本資産の属性については、イコモス評価書で以下のように説明されている。ただし、この属性は構成資産を沖ノ島、小屋島、御門柱、天狗岩に限った段階のものである。そのため、保存活用協議会では残りの構成資産を含めた属性を顕著な普遍的価値から抽出した。

[イコモス評価書での属性の説明]

地形学的特徴を有し、膨大な数の奉獻品と豊かな考古学的な堆積が原位置に遺存する祭祀遺跡が所在する沖ノ島の総体が、この島で行われた500年にもわたる祭祀を如実に反映している。沖ノ島の原始林、小屋島・御門柱・天狗岩といった付随する岩礁、文書に記録された奉獻行為および沖ノ島にまつわる禁忌、九州本土および大島からの沖ノ島へ開かれた眺望のすべてが、対外交流と信仰の固有化によってその後何世紀もの間に祭祀や信仰の意味が変容したにもかかわらず、島への崇拝が沖ノ島の神聖性を維持してきたことをともに確実に示している。

¹¹ 評価基準の全文は13ページ参照。

¹² 世界遺産登録の際、全8構成資産での登録を実現するために、評価基準(iii)に「沖ノ島での直接的な奉獻は9世紀に終わったが・・・」以降の文章が加筆修正されて決議された。検討過程で、評価基準(ii)にも宗像大社中津宮や辺津宮の加筆を検討したものの、イコモス評価書では、御嶽山祭祀遺跡や下高宮祭祀遺跡は沖ノ島祭祀遺跡に比類するものではないと評価されていたため、修正が叶わなかった。そのような経緯から、評価基準(ii)の「奉獻品の配置や祭場構成の変化」に宗像大社中津宮や辺津宮へと発展する御嶽山祭祀遺跡や下高宮祭祀遺跡を含めるのは拡大解釈となることから、属性3～5は評価基準(iii)にのみ関係する。

(1) 属性1「出土品」

属性1は、主に発掘調査によって発見された、多様な来歴をもつ豊富で貴重な沖ノ島祭祀遺跡からの出土品である。これらは文化財保護法に基づく国宝に指定され、宗像大社神宝館に収蔵・展示されている。

(2) 属性2「沖ノ島祭祀遺跡」

属性2は、沖ノ島が信仰の対象となった一因である荘厳さを感じさせる地形的特徴（外観）や豊富な考古学的堆積物を有する沖ノ島祭祀遺跡、その祭祀遺跡に残る原位置を保ったままの膨大な数の奉獻品からなる。これらは文化財保護法に基づく史跡に指定され、厳密に保存管理されている。

(3) 属性3「沖ノ島に対する崇拜」

属性3は、沖ノ島を「神宿る島」とする自然崇拜から生まれ、現在まで継承されてきた沖ノ島に対する人々の崇拜である。いまでも島そのものが信仰の対象となっていることを裏付ける原始林や鳥居の役割を果たす岩礁、中世以降の文書に記録された沖ノ島での祭祀、沖ノ島にまつわる禁忌、古代の風景を想起させる九州および大島から沖ノ島に開けた眺望など、有形、無形の要素からなる。これらは文化財保護法や宗像市文化財保護条例、宗像市および福津市景観計画・景観条例によって適切に管理されている。

(4) 属性4「遥拝」

属性4は、沖ノ島を崇拜する1つの特徴的な形態である遥拝（遙かかなたから聖なる存在を拝むこと）である。大島や九州本島から沖ノ島へと開かれた「眺望景観」および宗像大社沖津宮遥拝所や沖ノ島へと続く海を見渡す台地上に築かれた新原・奴山古墳群といった「遥拝に関する場」からなる。これらは文化財保護法や宗像市および福津市景観計画・景観条例によって適切に管理されている。

(5) 属性5「宗像三女神への崇拜」

属性5は、沖ノ島を「神宿る島」とする自然崇拜から生まれ、現代まで継承されてきた宗像三女神への崇拜である。古代祭祀遺跡に関連づけられる生きた信仰の場である宗像大社沖津宮・中津宮・辺津宮や主に社殿で執り行われる宗像三女神への祭祀、宗像地域の人々によって守られてきた宗像三女神への崇拜といった有形・無形の要素からなる。宗像大社の境内は文化財保護法に基づく史跡として厳密に保存管理され、祭祀は宗像大社によって連綿と執り行われている。

表 2-2 評価基準と顕著な普遍的価値の属性

評価基準		属性		要素
(ii) 日本文化の形成に本質的に貢献した4世紀から9世紀の間の東アジアの国家間の重要な交流を示している		属性①	出土品	多様な来歴をもつ豊富な沖ノ島祭祀遺跡からの出土品
		属性②	沖ノ島祭祀遺跡	沖ノ島の地形的特徴
				豊富な考古学的堆積物を有する沖ノ島祭祀遺跡
(iii) 古代から現在まで発展・継承されてきた「神宿る島」を崇拜する文化的伝統の類い希な例である		属性③	沖ノ島に対する崇拜	原位置を保ったままの沖ノ島祭祀遺跡に残る膨大な数の奉獻品
				沖ノ島の原始林
				小屋島・御門柱・天狗岩といった沖ノ島に付属する岩礁
				文書に記録された沖ノ島での祭祀
				沖ノ島にまつわる禁忌
				九州および大島から沖ノ島に開けた眺望
		属性④	遥拝	沖ノ島を崇める伝統を育んだ宗像氏の人々の存在を証明する新原・奴山古墳群
				九州および大島から沖ノ島に開けた眺望
				「神宿る島」沖ノ島を遠くから拝むための信仰の場である沖津宮遥拝所
		属性⑤	宗像三女神への崇拜	沖ノ島へと続く海を見渡す台地上に位置する新原・奴山古墳群
				古代祭祀遺跡に関連づけられる生きた信仰の場である宗像大社沖津宮・中津宮・辺津宮
				主に宗像大社の社殿において執り行われる宗像三女神への祭祀
				宗像地域の人々によって守られてきた宗像三女神への崇拜

2-3 世界遺産委員会からの勧告

世界遺産一覧表への記載が採択された際、世界遺産委員会から本資産の保存管理に関して、以下の勧告が付された。

勧告

締約国が以下を考慮するよう勧告する。

- a) 保存活用協議会を設立し、資産の各所有者の代表を含むこと
- b) 他の利害関係者の役割と管理の仕組みを明確にし、資産の管理において彼らが効果的に協力できるようにすること
- c) 海上または陸上での風力発電施設の設置は、「適切に制限する」だけでなく、緩衝地帯を含む資産範囲の全域および構成資産の視覚的完全性に影響を与えうる場合には資産外の区域においても、完全に禁止すると表明すること
- d) 遺産影響評価の取り組みを管理システムに統合する仕組みを設定すること
- e) 顕著な普遍的価値および資産の属性に影響を与える可能性のある事業計画について特定の遺産影響評価を行い、計画の承認と実施に関して最終決定が下される前に世界遺産委員会とICOMOSにその結果を提出すること
- f) 緩衝地帯の南東隅を示す山頂の境界線を確認し、山頂部全体を組み入れること
- g) 無断の来訪およびクルーズ船の増加による潜在的な脅威に十分配慮すること
- h) 日本および周辺諸国における海上交流、航海およびそれに関連する文化的・祭祀的実践についての研究計画を継続・拡大させること

これら勧告のうち、f)については、ICOMOSと日本国の調整により解決済みである。なお各勧告への対応方針等については、以下の章に記載する。

表 2-3 世界遺産委員からの勧告への対応

勧告	進捗状況 2021年10月時点	内 容	章	ページ
a)	対応済み	保存活用協議会の設立	第7章「体制の整備、運営」	p.142
b)	対応中	守り伝える活動プログラムの運営	第7章「体制の整備、運営」	p.147-148
c)	対応中	景観保全範囲の設定	第4章「資産の保存管理」	p.87-88
d)	対応済み	遺産影響評価運用マニュアルの作成	第5章「遺産影響評価」	p.107-115
e)	対応中	遺産影響評価の実施	第5章「遺産影響評価」	p.107-115
f)	解決済み	—	—	—
g)	対応中	監視カメラの設置、陸海境界の明確化	第2章「資産の価値と現況」	p.20-22
h)	対応中	継続的な調査研究の実施	第6章「公開、活用」	p.129-130

2-4 構成資産の現況

【構成資産 1～4】宗像大社沖津宮

4世紀から9世紀にかけての活発な対外交流の時期に沖ノ島で行われた古代祭祀の遺跡が、禁忌とともに現代まで守り伝えられてきた

宗像大社沖津宮は、九州北部の宗像地域から60km離れた沖ノ島およびその付随する岩礁である小屋島、御門柱、天狗岩からなる信仰の場である。沖ノ島は周囲約4km、面積約68.38ha、最高所243mであり、島そのものが信仰の対象となっている。沖ノ島の南東1kmにある三つの附属する岩礁である小屋島（面積約1.89ha）、御門柱（面積約0.15ha）、天狗岩（面積約0.19ha）は、個別の構成資産として区別されるが、沖ノ島とは価値の観点で実質的に不可分であり、沖津宮という一つの神社を構成している。沖津宮は宗像大社三宮の一つであり、宗像三女神の一柱である田心姫神がまつられている。

九州北部から朝鮮半島へと向かう海路に位置する沖ノ島は、古代から航海の際の道標であり、またその荘厳さを感じさせる外観から、「神宿る島」として地域の人々の信仰の対象となっていた。4世紀後半から日本と中国大陸、朝鮮半島の古代王朝との交流が活発化すると、航海の安全と交流の成就を願い、沖ノ島で祭祀が開始された。この祭祀は、宗像氏の協力の下に一地域の祭祀を超える規模や重要性をもって行われた「国家的祭祀」と位置付けられている。沖ノ島祭祀の祭祀形態は四段階に変遷することが明らかになっており、このように明確な古代祭祀の変遷が分かる祭祀遺跡は他にない。さらに、考古学的な調査によって約8万点の他に類を見ないほど豊かつ質の高い奉獻品が出土し、その中には交流によってもたらされたものが含まれる。沖ノ島の祭祀遺跡は良好に保存され、祭祀の変遷だけでなく古代日本の対外交流の本質を示すものである。

古代祭祀の終了後も沖ノ島は「神宿る島」として受け継がれ、17世紀まで人が常駐することはなかった。古代祭祀が行われた巨岩の間に位置する社殿は、17世紀半ば以前に建てられた。現在の沖津宮の本殿・拝殿は1932年に再建されたものである。

このような沖ノ島信仰は、今日まで続く厳重な禁忌を生み出していく。全裸になり海中で心身を清める「禊」をしなければ島内に入ってはならない、島から一木一草一石たりとも持ち出してはならない、島内で四足の動物を食べてはならない、縁起の悪い言葉は「忌み言葉」として言い換えなければならないなど、これらの禁忌によって、沖ノ島は古代祭祀が行われた時代の姿のまま現在まで守られている。現在は、宗像大社の神職1名が12日交代で島に常駐し、毎日社殿での神事を行なっている。宗像地域の漁業従事者たちの沖ノ島に対する信仰は篤く、自分たちが沖ノ島を守ってきたという自負を持

ち、献魚などして豊漁や漁の安全などを願っている。

三つの付随する岩礁は沖ノ島に上陸する際の天然の鳥居の役割を果たしており、今も沖ノ島に向かう船は岩礁の間を通り、港へと入っていく。

このように、沖ノ島祭祀遺跡や島の豊かな自然は、厳重な禁忌などの信仰に基づく伝統によってほとんど人の手が加えられることなく維持されてきた。古代から続く「神宿る島」沖ノ島への信仰は、現在に至るまで生き続けている。

保存状況

沖ノ島の最高峰一ノ岳（標高 243m）を中心とした半径 2 km の円に囲まれた範囲は、国指定史跡「宗像神社境内」の一部に指定されている。また、沖ノ島全体は国指定天然記念物「沖の島原始林」に指定されている。沖ノ島とその周辺は、禁忌に基づき人の立ち入りが厳しく制限されている。古代から現在まで信仰が継続することによって、島内の自然環境や考古遺跡は良好な状態で保存されている。

沖ノ島では、22 か所の遺跡が確認され、その内 13 遺跡で 1954 年から 1971 年にかけて 3 次に及ぶ発掘調査が実施されている。調査後は埋戻しているため、遺構は良好な状態で保存されている。また、約 8 万点の出土遺物は国宝「福岡県宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品」に指定されており、辺津宮境内の宗像大社神宝館で保存管理、展示されている。残る 9 遺跡については、手つかずのまま保存されており、遺構、遺物とともに保存状態は良好である。

沖津宮社殿は湿気が多い谷筋に位置する木造建造物であるため、幾度か建替えが行われている。現在の社殿は 1932 年に再建されたものである。社殿は、屋根の葺替えなど定期的に修理が必要であり、2017 年から 2018 年にかけて本殿・拝殿の修理が行われた。

近代以降には、沖の島漁港、灯台、第二次世界大戦時に設置された軍事施設跡等が建設されたが、沖ノ島祭祀遺跡の範囲はほぼ手つかずのままであり、島全体として保存状況は良好である。

近年では、2015 年に一部崩落した参道の復旧工事を実施し、2019 年には波で崩落した禊場護岸の簡易復旧を行った。

公開状況

沖ノ島は原則非公開であり、宗像大社の神職が 12 日間交代で 1 名常時勤務し、調査や工事など必要不可欠な理由がある者のみ、所有者である宗像大社の許可を得て上陸することができる。その場合も禊など禁忌を遵守する。これら伝統的慣習に基づく入島制限、行為制限によって、祭祀遺跡や社殿に対する人的被害がないよう適切に管理している。

沖ノ島の周辺海域は、宗像大社の信仰を支えてきた周辺漁業従事者の漁場である。彼らは、禁忌事項を厳守の上、沖の島漁港を利用するとともに、沖ノ島の維持管理の役割を担っている。その他の船舶は、悪天候等の緊急避難する場合などに沖の島漁港内に停泊する

ことが可能である。沖ノ島漁港への寄港船の数は宗像大社の神職によって毎日記録されている。しかし、プレジャーボート等により人々が沖ノ島を訪れる可能性があるため、沖ノ島へ不当に立ち入らないように禁止事項を記した看板や防犯カメラの設置、宗像市による月1回程度のモニタリングなどにより、防犯体制の強化に努めている。また、無断での侵入を法的にも禁じるため、沖ノ島、小屋島、御門柱、天狗岩における宗像大社の所有権を明確にする観点から、沖ノ島および周辺岩礁の土地を海岸線で登記した。

沖ノ島祭祀遺跡から発掘調査により出土した8万点の国宝は、宗像大社神宝館に収蔵・展示されている。また、宗像市が運営する世界遺産ガイダンス施設「海の道むなかた館」では、一般人の渡島が禁じられている沖ノ島の価値を伝えるために、大型映像や3Dシアターで祭祀遺跡および信仰の場としての沖ノ島を解説するとともに、本資産全体の世界遺産としての顕著な普遍的価値について展示解説している。

また、保存活用協議会は、参加者が世界遺産の顕著な普遍的価値を理解した上で、海上から沖ノ島を遠望する船による観光プログラムの造成など、地域に貢献し持続可能な公開活用手法を新たにしている。



写真 2-1 宗像大社沖津宮（沖ノ島・小屋島・御門柱・天狗岩）



図 2-2 資産範囲と祭祀遺跡（宗像大社沖津宮）

【構成資産 5】宗像大社沖津宮遙拝所

宗像大社沖津宮遙拝所は、沖ノ島を遙か遠くに拝む生きた伝統を伝える物証である。

沖津宮遙拝所は、沖ノ島から約 48km 離れた大島（周囲 16.5 km、面積 7.45 km²）にある信仰の場である。厳重な禁忌によって通常渡島できない沖ノ島を遠くから拝むために、宗像大社の一部として設けられた。資産範囲内には「寛延三年」（1750 年）と刻まれた「澳嶋拝所」の石碑があり、少なくとも 18 世紀中頃までには大島の北側の海辺に沖津宮遙拝所が存在したことを示す。

沖津宮遙拝所は、島そのものがご神体とされる沖ノ島に直接渡ることなく参拝することができる場である。晴れて空気の澄みきった日には、ここから水平線上に沖ノ島を望むことができる。

保存状況

沖津宮遙拝所の資産範囲全体は、国指定史跡「宗像神社境内」の一部に指定されている。沖ノ島を遙拝する位置および地形、さらに沖ノ島への眺望といった周辺環境の保全状況は良好であり、現在も信仰の場としての機能が継続している。沖津宮遙拝所の社殿は、海からの風が吹き付ける高台に位置する木造建造物のため、台風などの自然災害によって幾度かの建替えが行われている。現在の社殿は 1933 年に再建されたものであり、1974 年に屋根銅板の葺替えをするなど定期的な修理を実施している。近年では、2014 年の台風により社殿の一部が破損し、2015 年に屋根の葺替えや損傷した壁を修理した。

公開状況

沖津宮遙拝所は、宗像大社によって境内が常時公開されている。現在、沖津宮遙拝所は、中津宮の神職によって管理されているが、常駐ではないため、地域住民、警察などと連携、協力して定期的な巡回、点検を行っている。宗像大社沖津宮を除く宗像大社の境内（沖津宮遙拝所、宗像大社中津宮、宗像大社辺津宮）では、参拝者の為に整備された参道があり、観光目的で訪れる来訪者も同じ来訪動線を利用している。これにより資産範囲内の神域、祭祀遺跡や非公開区域については来訪者が立ち入らないように管理されている。神社境内は信仰の場であることからサインによる価値の解説は必要最低限に留めている。

宗像大社沖津宮を除く全ての構成資産では、現地に登録銘板・解説板が設置され、ボランティアガイドによる解説を利用することができる。また、国内外からの来訪者向けに多言語（日本語、英語、中国語、韓国語）のウェブサイトを整備し、構成資産へのアクセス検索、構成資産内の観光ルート誘導、構成資産の音声ガイド付き解説が利用できる。

なお、沖津宮遙拝所の世界遺産としての価値については、大島交流館をガイダンス施設として展示解説を行っている。



写真 2-2 宗像大社沖津宮遙拝所



図 2-3 資産範囲および施設配置図（宗像大社沖津宮遙拝所）

【構成資産 6】宗像大社中津宮

沖ノ島祭祀から展開した7世紀から9世紀の古代祭祀遺跡を源流とし、大島で湍津姫神をまつる宗像大社三宮の一つである。

中津宮は、沖ノ島から約48km離れた大島にある。宗像大社を構成する三宮の一つであり、宗像三女神のうち湍津姫神がまつられ、信仰されている。

大島最高峰の御嶽山（標高224m）山頂に御嶽山祭祀遺跡があり、御嶽山の麓に中津宮本殿・拝殿が建つ。これらは御嶽山を登る参道で結ばれ、一体のものとして中津宮を形成する。「中津宮」とは本殿・拝殿だけでなく、御嶽山祭祀遺跡と参道を含む境内全体を指す。

御嶽山山頂からは、北西方向に沖ノ島、南東方向に辺津宮を望むことができ、沖ノ島（沖津宮）と辺津宮を結ぶ直線上に御嶽山祭祀遺跡が位置していることがわかる。御嶽山祭祀遺跡では、7世紀後半から9世紀末頃にかけて露天祭祀が行われ、沖ノ島の露天祭祀遺跡と共通した奉獻品が出土している。その後の時代に、御嶽山の麓には社殿が建てられ、山頂の祭祀遺跡の地には摂社として御嶽神社がまつられるようになり、御嶽神社と本殿・拝殿とが並存する現況のような境内が形成された。現在の中津宮本殿は、17世紀前半の再建とされている。

中津宮は、現在の神事においても沖津宮と深い関係を持ち続けている。中世の神事を復興したみあれ祭では、祭りに先立って三女神の長姉である沖津宮の田心姫神が沖ノ島から一旦、中津宮に迎えられる。そして当日、ここから湍津姫神とともに本土の末妹、市杵島姫神が待つ辺津宮へ向けて出港する。

保存状況

中津宮の資産範囲全体は国指定史跡「宗像神社境内」の一部に指定されている。御嶽山祭祀遺跡に埋蔵されている地下遺構とともに、社叢林、御嶽山山頂と山麓を結ぶ参道、境内の配置構成が良好な状態で保存されており、古代から現在まで信仰の場としての機能が継続している。また、御嶽山山頂から沖ノ島および九州本土への眺望といった周辺環境についても保全状況は良好である。

御嶽山山頂には、中津宮の摂社である御嶽神社と御嶽山祭祀遺跡が位置し、山麓の社殿とともに一体的な信仰の場を形成している。御嶽山祭祀遺跡については、御嶽神社の本殿、拝殿が造営された際に一部削平されているが、全体として遺構、遺物とともに遺跡の保存状況は良好である。また、御嶽山祭祀遺跡の発掘調査を実施しているが、一部範囲でのトレンチ調査であり、調査後も埋め戻しているため、遺構、遺物は良好な状態で保存されている。なお、出土遺物は宗像大社神宝館で保存管理、公開展示されている。

御嶽山山麓には、宗像大社中津宮の本殿・拝殿をはじめ、末社、神門、社務所などの建

造物が位置し、時代毎に境内整備が行われてきたが、境内全体の配置構成は良好に保存されている。

公開状況

中津宮は、宗像大社によって境内が常時公開されている。御嶽山山頂への参道、御嶽山山頂に位置する御嶽神社は常時公開されているが、御嶽山祭祀遺跡は非公開であり、立ち入りが禁止されている。

中津宮境内は、御嶽山山麓の社務所に常駐する宗像大社の神職によって管理され、御嶽山山頂の御嶽山祭祀遺跡は、宗像大社が地域住民、警察などと連携、協力して定期的な巡回、点検を行っている。

なお、来訪者の理解促進や景観への配慮から、宗像市が2018年に御嶽山展望台を改修した。また、中津宮の世界遺産としての価値については、宗像市が運営する大島交流館をガイダンス施設として展示解説を行っている。



写真 2-3 宗像大社中津宮

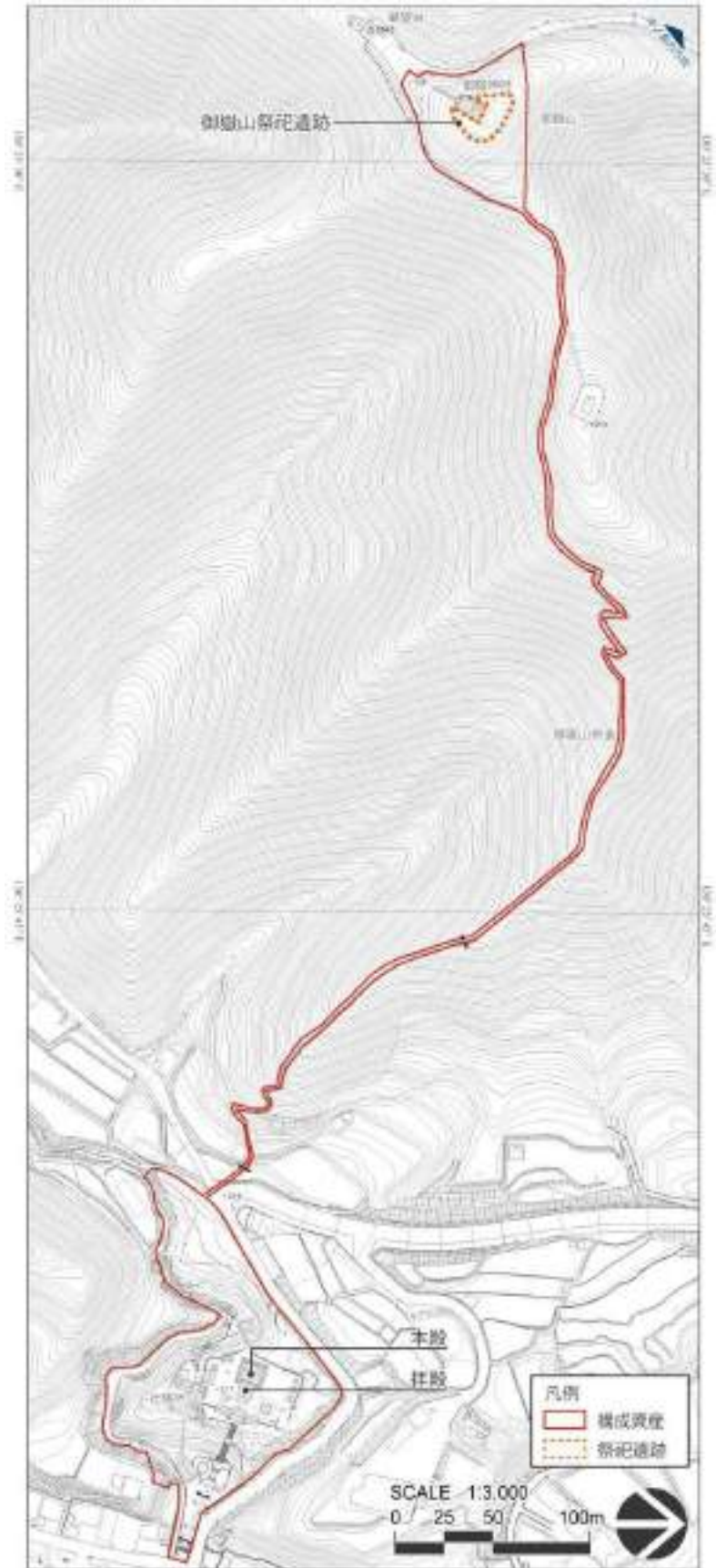


図 2-4 資産範囲および施設配置図（宗像大社中津宮）

【構成資産 7】宗像大社辺津宮

沖ノ島祭祀から展開した7世紀から9世紀の古代祭祀遺跡を源流とし、九州本土で市杵島姫神をまつる宗像大社三宮の一つである。

辺津宮は、かつて入り海であった釣川沿いにある。宗像大社を構成する三宮の一つであり、宗像三女神のうち市杵島姫神がまつられ信仰されており、現在の宗像大社の神事を中心となっている。

釣川を見下ろす宗像山の中腹に古代祭祀の跡である下高宮祭祀遺跡があり、その麓に社殿群が建ち並ぶ。「辺津宮」とは、本殿・拝殿だけでなく下高宮祭祀遺跡を含む境内全体を指す。この境内で最も高所の宗像山の頂上からは、大島、沖ノ島を望むことができたという。現在は宗像大社の神域として立ち入りが禁止されている。下高宮祭祀遺跡からは、沖ノ島露天祭祀遺跡や御嶽山祭祀遺跡から出土した奉獻品と共通する土器や滑石製品が数多く見つかっており、辺津宮の社殿成立以前において、ここが祭祀の中心的な場であったことを物語る。下高宮祭祀遺跡の一部は高宮祭場として現在も神事が行われている。

辺津宮においても、沖津宮、中津宮と同様に露天祭祀遺跡から社殿の形成という変遷が見られる。辺津宮社殿は遅くとも12世紀には存在していたことが記録により分かっている。現在の辺津宮本殿は、1557年の焼失後、1578年に最後の大宮司宗像氏貞が再建したものであり、拝殿は1590年に小早川隆景によって再建されたものである。

辺津宮境内には、かつて第一宮と呼ばれた辺津宮本殿のほかに、第二宮、第三宮といった社殿があり、沖津宮の田心姫神や中津宮の湍津姫神もまつられている。

保存状況

辺津宮の資産範囲全体は国指定史跡「宗像神社境内」の一部に指定されている。下高宮祭祀遺跡に埋蔵されている地下遺構とともに、辺津宮本殿・拝殿などの歴史的建造物や境内の配置構成の保存状況は良好であり、古代から現在まで信仰の場としての機能が継続している。また、旧入り海の釣川流域や、海への眺望といった周辺環境についても保全状況は良好である。

下高宮祭祀遺跡は、これまで発掘調査は実施されておらず、遺構、遺物ともに手つかずのまま保存されている。祭祀遺跡の一部範囲は高宮祭場が整備されており、信仰の場としての機能が継続している。また、宗像山山頂は上高宮として神聖視され、禁足地として管理されており、社叢林とともに良好に保存されている。

宗像山山麓の境内には、辺津宮の本殿、拝殿をはじめ、摂社、末社、第二宮、第三宮、儀式殿など、宗像大社の信仰に関わる施設が数多く存在するが、本殿・拝殿を核とする境内配置の保存状況は良好であり、信仰の場としての機能が継続している。近年では、重要文化財に指定されている辺津宮、本殿・拝殿について2013年から2014年に屋根の葺替

え、塗装修理、防災施設の改修を実施し、2019年には第二宮、第三宮の修復を行った。現在、齋館の建替工事¹³を行っており、2020年から2022年にかけて摂末社の修復を行う計画である。

公開状況

辺津宮は、宗像大社により公開され、神門は毎日6時～17時まで開いている。辺津宮は、本資産の構成資産の中で最も多くの来訪者が訪れている。

境内には宗像大社の神職が常駐し、定期的な巡回、点検が行われている。また、警備会社による警備の他、警察、地域住民等と連携、協力して防犯・防災に務めている。

沖ノ島祭祀遺跡の出土品をはじめとする宗像大社の信仰に関わる考古学的・歴史的な資料は、宗像大社神宝館で公開展示されている。また世界遺産としての辺津宮の価値については、宗像市が運営する世界遺産ガイダンス施設「海の道むなかた館」で展示解説を行っている。



写真 2-4 宗像大社辺津宮

¹³ 齋館とは、神事を行う際の潔斎の場として 1971 年に建てられた建物である。建築後約50年が経過し老朽化が目立つこと等から宗像大社による建替え工事が計画された。今回の建替え工事については、文化財保護法に基づく現状変更の許可申請に係る手続きの中で、宗像市の諮問機関やイコモス国内委員会委員を含む国の文化審議会文化財分科会の審査を経て、地下遺構および景観に配慮されたものであることから許可された。なお、各構成資産における文化財保護法に基づく現状変更の許可申請に係る検討手法は、本資産における遺産影響評価の手法と同一であることから、遺産影響評価書は作成していない。

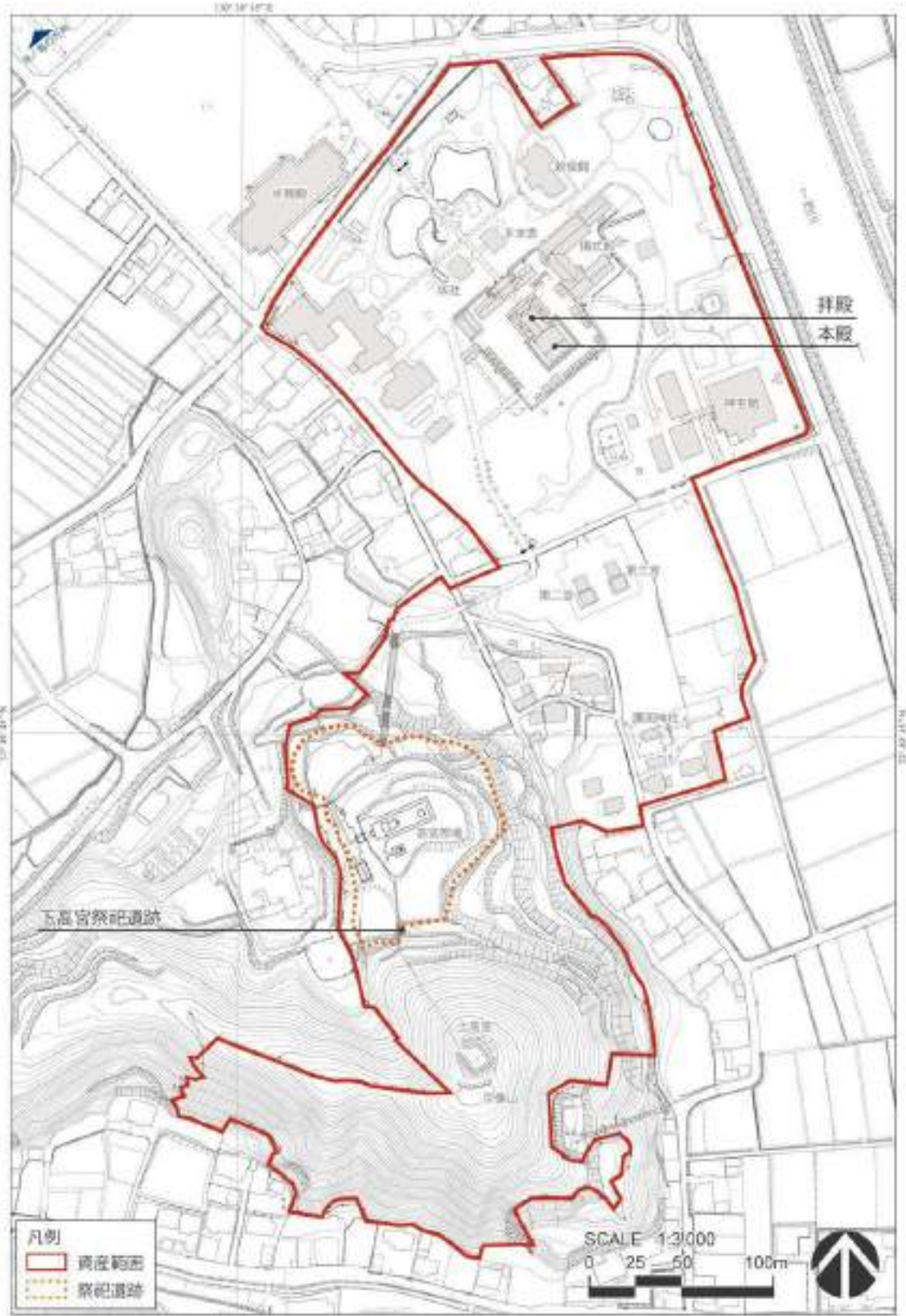


図 2-5 資産範囲および施設配置図 (宗像大社辺津宮)

【構成資産 8】新原・奴山古墳群

沖ノ島祭祀を執り行い、沖ノ島への信仰の伝統を継承した宗像氏の墳墓群である。

新原・奴山古墳群は、沖ノ島へと続く旧入り海を見渡す台地上に位置する。前方後円墳 5 基、円墳 35 基、方墳 1 基の計 41 基で構成されている。大型の前方後円墳（22 号墳）と中型の前方後円墳（1 号墳）、中型の円墳（20、25 号墳）は、沖ノ島で岩陰祭祀が始まった 5 世紀に築かれた古墳である。中型の前方後円墳（12、24、30 号墳）は 6 世紀前半に築かれた。台地の縁辺部に築かれた小型の円墳群は 6 世紀後半のものである。

沖ノ島祭祀は、古代国家が深く関与しているため、一地域の祭祀の枠を超えた「国家的祭祀」と位置付けられている。ただし、それは宗像地域の人々の信仰を基礎とするものであり、祭祀を営むにはその海域を支配した宗像氏の協力が不可欠であった。

沖ノ島祭祀が開始される 4 世紀後半には、釣川中流域にそれまでの古墳とは一線を画す規模である全長 64m の前方後円墳である東郷高塚古墳が造られる。5 世紀前半には墓域が福津市北部の海岸部へと移動し、旧入り海の東側の海を望む台地上に、7 世紀中頃までに全長 70～100m 程度の前方後円墳を含む古墳が連綿と築かれていく。

これらの古墳の中でも、新原・奴山古墳群は、旧入り海に面し本土から沖ノ島へと続く海を望む一つの台地上に、5 世紀から 6 世紀という比較的長期にわたって 41 基の大小さまざまな墳墓が一体的に築かれている。これらの古墳は宗像氏の首長や有力者の墓だとみて疑いなく、ほとんどの墳丘は良好な保存状態である。

保存状況

新原・奴山古墳群は、資産範囲全体が国指定史跡「津屋崎古墳群」の一部に指定されており、41 基の古墳の地下・地上遺構は立地する台地とともに良好に保存されている。また、旧入り海の田園風景や海への眺望といった周辺環境についても保全状況は良好である。

周囲は近世以降農地として利用されてきたため、墳裾部が削平を受けるなど、墳丘形態が一部改変されている。また、1970 年代から 1980 年にかけて、大規模な大型農業施設や資産範囲を横断する国道の整備によって、部分的に古墳が削平され改変を受けた。しかし、現在は国の史跡に指定されており、墳丘が人為的に削平されることはない。大型農業施設の撤去については、福津市が関係者と協議を進めている。

近年では、集中豪雨により被害が生じている。2013 年に 25 号墳、2018 年に 13 号墳と 30 号墳の墳丘の一部が崩落したため、福津市による修復作業が進められている（25 号墳、13 号墳は修復完了）。今後も土砂崩落の発生が懸念されるため、崩落防止のための保護措置等を検討している。

公開状況

新原・奴山古墳群の遺跡東側については、福津市により整備が行われており、常時公開されている。見学ルートが設定され、遺跡の保護上問題のある場所や一部の私有地については立ち入らないように誘導している。

世界遺産としての新原・奴山古墳群の価値の解説については、現地に展望所が設けられ、新原・奴山古墳群の来訪の拠点となっている。また、スマートフォンアプリを利用することで、築造当時の墳丘のCGのAR（拡張現実）や解説を見ることができる。また、福津市が運営するカメラアステージ歴史資料館をガイダンス施設として、展示解説を行っている。



写真 2-5 新原・奴山古墳群

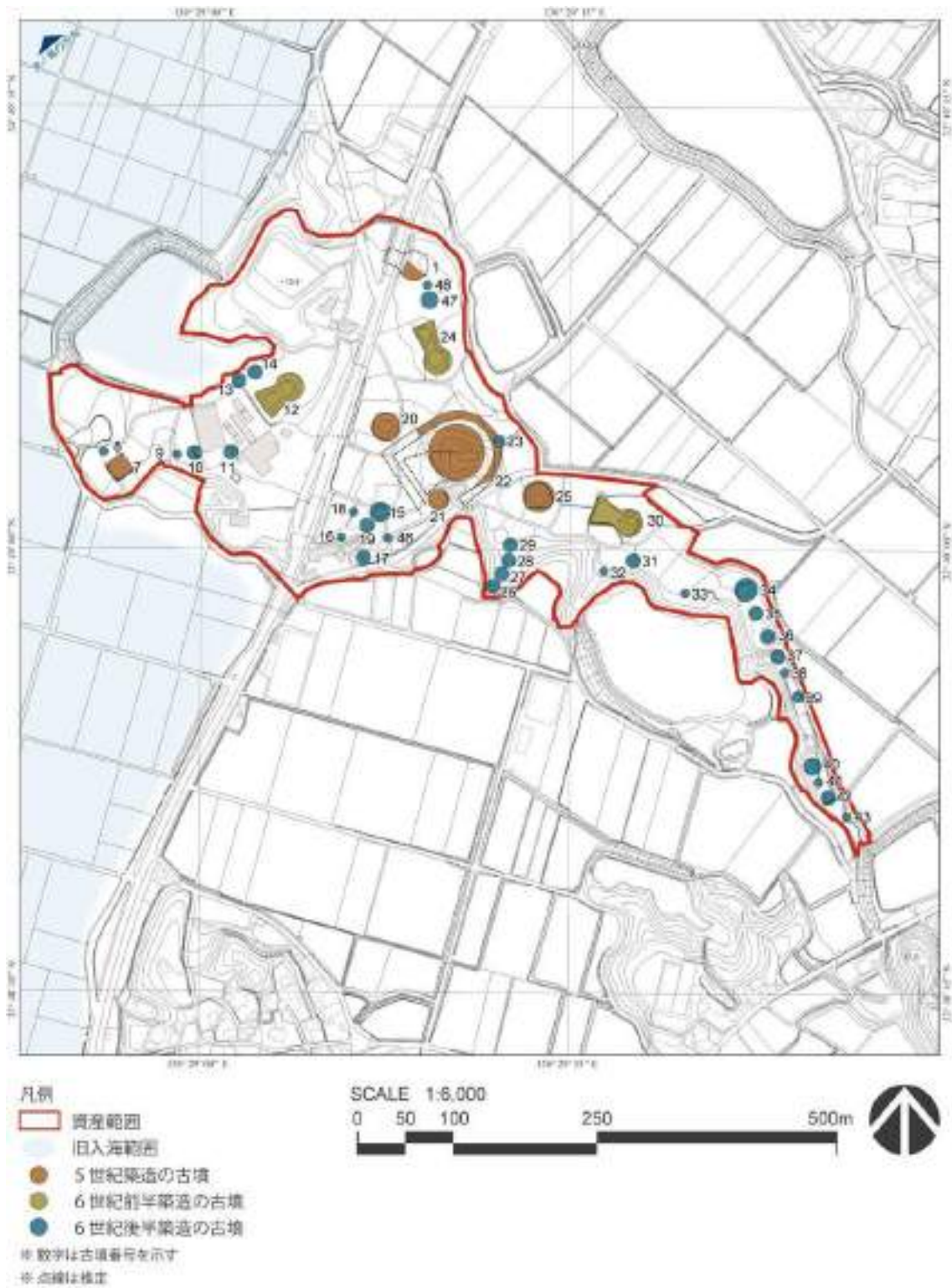


図2-6 資産範囲および施設配置図（新原・奴山古墳群）

2-5 緩衝地帯の範囲と現況

(1) 資産の周辺環境

本資産は沖ノ島、大島、九州本土の3つのエリアに構成資産が展開している。大島の御嶽山山頂からは沖ノ島とその反対方向に九州本土を見渡すことができ、宗像大社の三宮は相互に視認できる位置にある。新原・奴山古墳群は、大島や沖ノ島へ続く海を望む台地上にあり、墳墓と海を望む立地や周囲の景観が一体となっている。特に、顕著な普遍的価値の属性にも位置付けられている沖ノ島への「遥拝」に代表される信仰の景観を保全するためには、資産と周辺環境が一体となった九州および大島から沖ノ島へと開けた眺望を確実に保全する必要がある。また、釣川沿いに位置する辺津宮や新原・奴山古墳群の周囲の田園景観は沖ノ島へと続くかつての入り海をしのばせる（図2-7）。この景観は、資産と海との関係を裏付ける意味で重要である。

資産の周辺環境は、大きな開発を受けることなく、玄界灘の島嶼部および海岸部の豊かな自然環境や田園景観が良好に保全されている。また、資産周辺の海岸沿いや島嶼部には多くの漁村があり、宗像三女神への崇拝を担ってきた住民が多く居住している。また、現在も沖ノ島周辺の海域は良好な漁場として利用されている。こうした資産と地域住民の生活との調和も周辺環境を保全する上で重要である。



図2-7 上空からみた資産および周辺環境

(2) 緩衝地帯の範囲

資産の顕著な普遍的価値への負の影響を未然に防ぐため、以下3点を基本的な考え方とし、個々の構成資産から視認可能となる周囲の海域、丘陵、河川などの自然地形、行政区界の範囲を考慮しつつ、全ての構成資産を包括する79,363.48haの範囲が緩衝地帯に設定されている。

- ① 構成資産間および海への眺望を保全すること
- ② 資産と一体となった自然地形、海域、土地利用などの周辺環境を保全すること
- ③ 資産と密接に関連する遺跡や歴史的、文化的要素が分布する範囲を含むこと

緩衝地帯の範囲は、御嶽山山頂から沖ノ島および九州本土側を眺望した際に、構成資産と一体となった海域、海岸、丘陵地を含む範囲とする。海域範囲は、沖ノ島と御嶽山山頂を結ぶ軸線を基軸とする。陸域は九州本土側の北端を鐘崎付近の地点、南端を渡半島付近の地点を範囲とし、海岸線からの第一稜線を基準に設定する。なお、各境界線は、容易に認知できるように、丘陵、河川、海岸線等の地形、市街地、道路などの土地利用形態の境界、行政区界、各種法令等による境界を用いている（表2-4、図2-8）。

表2-4 緩衝地帯の境界線

区間 (図2-8参照)	境界線	基本的な考え方
a-b	沖ノ島の中心から半径6kmの円弧	沖ノ島—御嶽山祭祀遺跡間を基軸とする鐘崎—渡半島間の海域。
b-c	鐘崎の先端と円弧をつないだ線	
c-d	海岸線（鐘崎海岸）	御嶽山山頂から構成資産（新原・奴山古墳群、辺津宮）を眺望できる視認範囲。
d-e	山稜線	
e-f	谷線	
f-g	河川（諸見川・樽見川）	
g-h	山裾	
h-i	道路	
i-j	山稜線	
j-k	河川	
k-l	山稜線	
l-m	山稜線	
m-n	行政区界	
n-o	道路	
o-p	海岸線	
p-a	渡半島の先端と円弧をつないだ線	沖ノ島—御嶽山祭祀遺跡間を基軸とする鐘崎—渡半島間の海域。

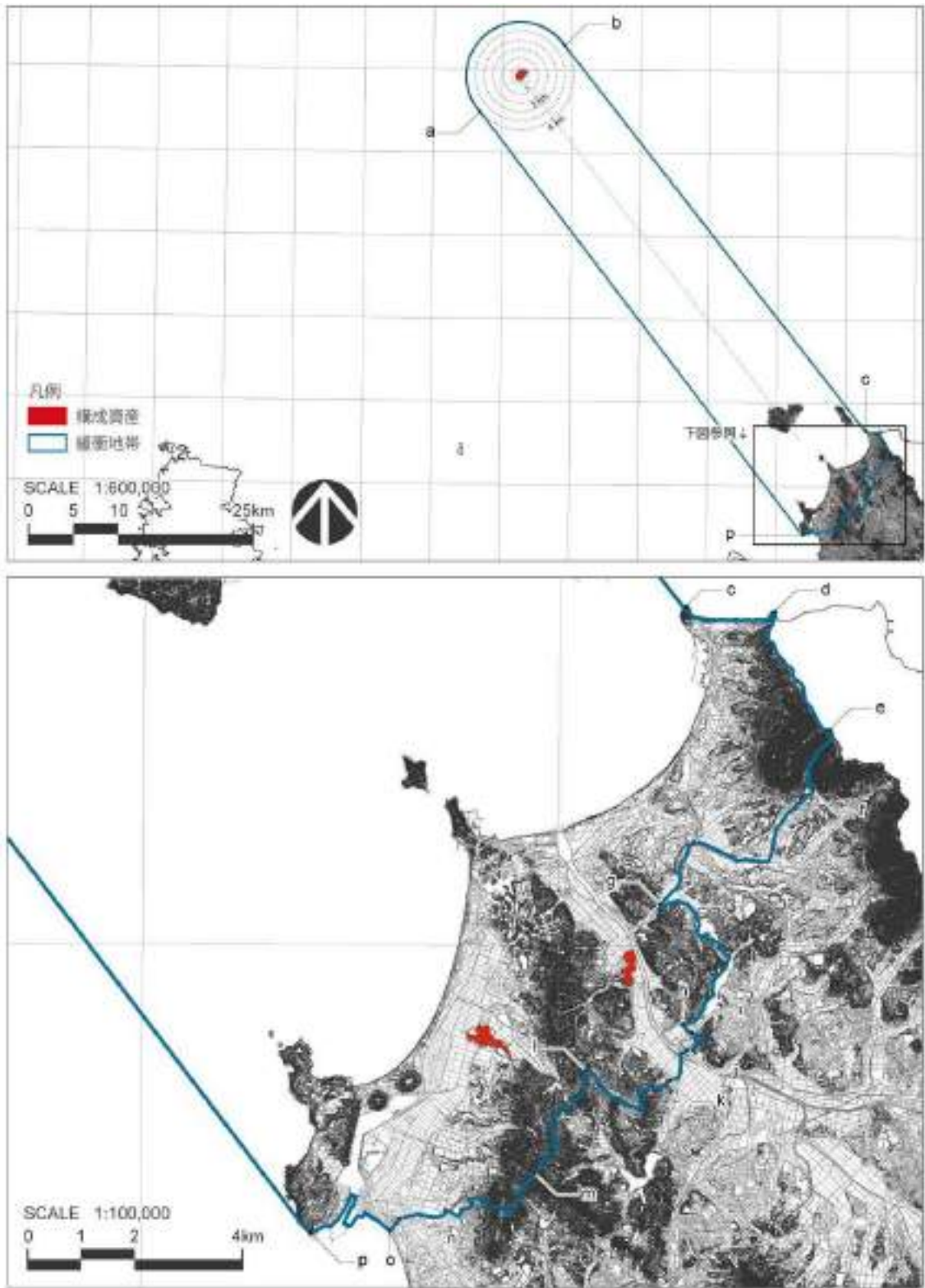


図 2-8 緩衝地帯の範囲

(3) 緩衝地帯の現況

本資産の緩衝地帯は、構成資産を取り囲む海域および陸域の広範に及ぶため、地域住民の生活や交通アクセスなどの要因で地域によって特性が異なる。そのため、地域特性をふまえて緩衝地帯を区分し、その現況を整理した。

表 2-5 緩衝地帯の現況 (1/2)

地区	特性
<p>A. 沖ノ島周辺 (沖ノ島漁港及び周辺 6 km の海域)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 沖ノ島漁港は緊急時の避難港として利用されている。 • 沖ノ島の周辺海域は、周辺漁村の漁場として利用されている。  <p style="text-align: center;">沖ノ島周辺</p>
<p>B. 沖ノ島－大島間 (海域)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 漁船等船舶が通行する。   <p style="text-align: center;">沖津宮遙拝所から沖ノ島への眺望 御嶽山山頂から沖ノ島への眺望</p>
<p>C. 大島 (大島全島)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 人口 588 人 (2021 年 1 月現在) • 沖津宮遙拝所や御嶽山山頂から、沖ノ島や九州本土を一望できる。 • 住民の大部分は漁業従事者であり、旅館や民宿、マリレジャー等の観光産業従事者もいる。  <p style="text-align: center;">神湊－大島間渡船航路からの眺望</p>
<p>D. 大島－九州本土間 (海域、地島、勝島)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 大島と九州本土を結ぶフェリーが運行し漁船等が通行する。 • みあれ祭 (10/1) では、筑前七浦の漁船団による海上神幸が行われる。  <p style="text-align: center;">御嶽山山頂から九州本土への眺望</p>

表 2-6 緩衝地帯の現況 (2/2)

地区	特性
<p>E. 辺津宮周辺 (九州本土)</p>	<ul style="list-style-type: none"> •人口 2,704 人 (2021 年 1 月現在)。 •旧入海の釣川流域は農業を営む住民が生活する田園地帯となっている。 <div style="text-align: center;">  <p>下高宮祭祀遺跡から釣川流域への眺望</p> </div>
<p>F. 新原・奴山古墳群周辺 (九州本土)</p>	<ul style="list-style-type: none"> •人口 7,354 人(2021 年 1 月現在)。 •新原・奴山古墳群南側の展望所から、大島と海を一望できる。 •旧入海の勝浦瀧は農業を営む住民が生活する田園地帯となっている。 <div style="text-align: center;">  <p>展望所から新原・奴山古墳群への眺望</p> </div>

(4) 各地区の景観構造

A. 沖ノ島周辺

沖ノ島は、玄界灘に浮かぶ周囲 4 km、最高所 243m の島である。海底地形の情報から、沖ノ島は水深約 90m の平坦地からそそり立つ海底火山（南北 6 km、東西 3 km、高さ約 320 m）の一部と想定されている。北東-南西方面に 3 つの峯（一ノ岳、二ノ岳、白岳）を有する尾根が延び、その北側は深い谷が多く、南側は急崖下がわずかな傾斜面である。沖ノ島の地質は、黒色頁岩砂岩互層（下部層）、緑色凝灰角礫岩層（中部層）、灰白色溶結凝灰岩層（上部層）からなる対州層群相当層である。沖ノ島の南側中腹に位置する祭祀遺跡は、灰白色溶結凝灰岩の転石が谷部に集積した場所の 1 つに存在する。このような母岩の上には岩そのものの風化や自然林および鳥散布によってできた腐植土が堆積し、タブノキを主体とした原生林が発達している。禁忌によって一木一草一石をも持ち出されることのない沖ノ島には、現在も手つかずのままの自然が残されており、周囲の海域は宗像地域の漁場としての役割を担っている。沖ノ島の南側に設けられた沖の島漁港はこの海域で漁業を行っている漁船の避難港としても利用されている。

また、沖ノ島の南に位置する 3 つの岩礁（小屋島・御門柱・天狗岩）は宗像大社沖津宮の鳥居の役割を果たしている。

B. 沖ノ島—大島間

空気が澄んだ日には大島最高峰の御嶽山山頂（標高 224m）や大島北岸に設けられた沖津宮遙拝所などから沖ノ島を遠望することができる。人工物のない大海原が広がり、漁船等の船舶が航行する様子を確認できる。

C. 大島

大島は周囲 16.5 km、面積 7.45 km²で東西に長い瓢箪型を呈する。島の大部分は丘陵で小高い山が連なる起伏に富んだ地形を有する。平地は一部の海岸や谷筋に限られており、地形のまとまりに応じて土地利用が明瞭に異なっている。主な集落は島の南東側に位置するが、北岸、西岸や谷筋にも小集落が形成されている。主要産業は漁業だが、谷沿いの小規模な平地に水田、海岸段丘や山の斜面に畑や果樹園が形成されている。

宗像大社中津宮の境内は、御嶽山山頂の御嶽山祭祀遺跡および御嶽神社、島の南側山麓にある本殿・拝殿およびそれらを結ぶ尾根伝いの参道からなる。宗像大社中津宮の周囲はシイなどの照葉樹の社叢が形成されている。御嶽山山頂には展望台が設けられ、北西に沖ノ島、南に九州本土を見渡すことができる重要な視点場となっている。また、大島北岸に位置する沖津宮遙拝所は、沖ノ島の方角に軸線を揃えて社殿が配されており、空気が澄んだ日には沖ノ島を直視することができる。沖津宮遙拝所がある岩瀬海岸は礫浜が続き、小河川である沖津谷川が海に注いでいる。冬季には北西からの季節風が強く、海岸性の低木であるハマヒサカキ群落をはじめ、海岸風衝草原・低木林が崖地一体を覆っている。



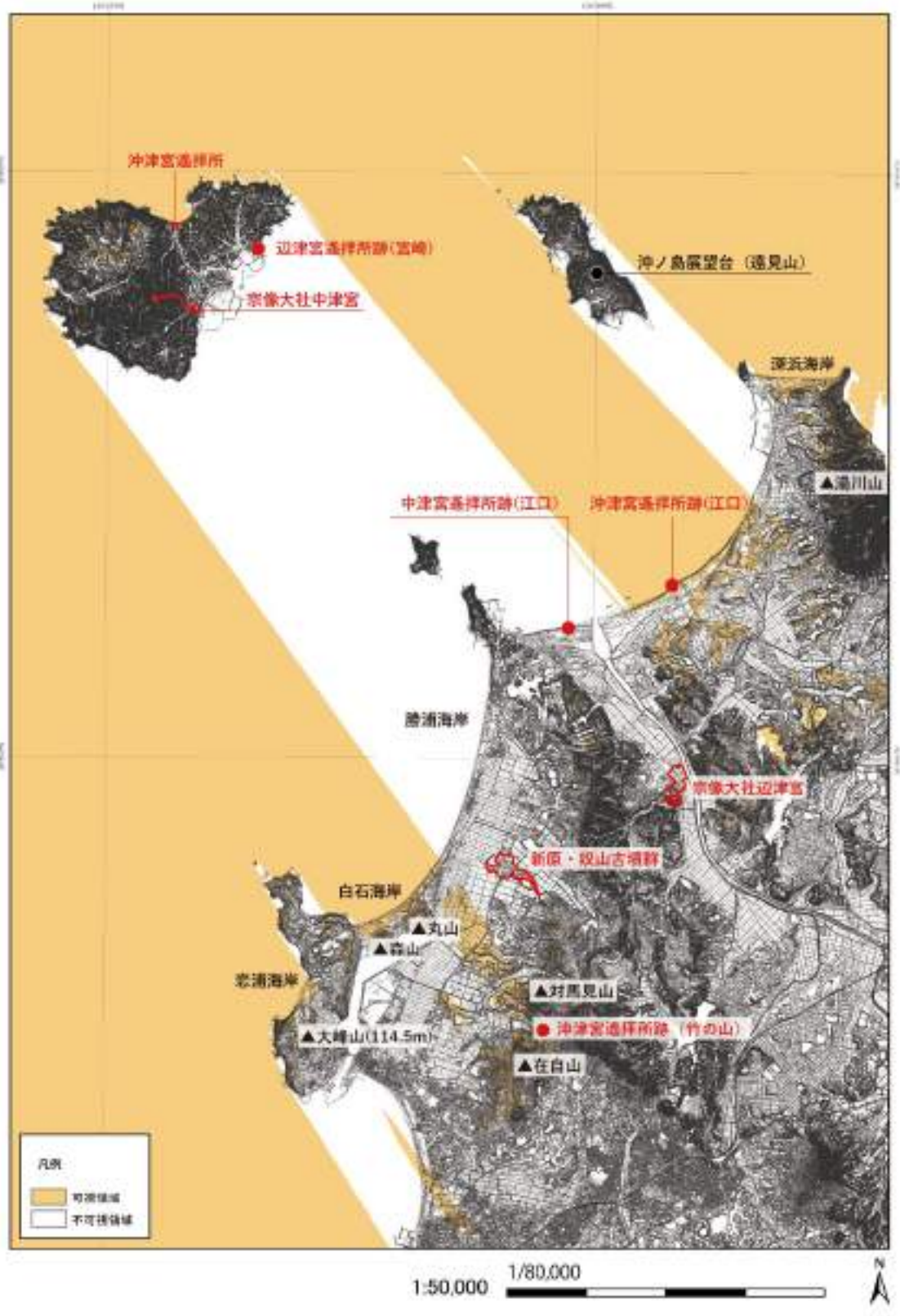


図 2-10 GIS による沖ノ島（最高所）の可視領域

D. 大島－九州本土間

大島港と神湊港を結ぶフェリー路線があり、海上航行中に海に点在する島々、漁船などの玄界灘のパノラマ景観を体感できる。両港の距離は約7kmで、航路から集落の町並みの様子や山々の重なり、色彩の違いなどが明確に認識できるのは港から1km程の範囲である。港から沖へ向かうと、集落は水平線の下に消えてゆき、背後にそびえる山や島のシルエットのみが見える。

E. 辺津宮周辺

釣川沿いの旧入り海に面して宗像大社辺津宮が位置する。境内周辺の深田や牟田尻一体に入り海や潟が広がっていたと想定され、辺津宮周辺は砂丘であったと考えられている。辺津宮の境内は、この砂丘および背後の丘陵（宗像山）からなる。宗像山を含む付近の丘陵上には4世紀から7世紀にかけて古墳群が築造された。また宗像山中腹の古代祭祀遺跡である下高宮祭祀遺跡からは、かつて入り海であった釣川流域の田園地帯や沖ノ島へ続く玄界灘を望むことができる。辺津宮の境内には、鎌倉時代には社殿・堂塔等が建ち並んでいたと考えられる。戦国時代、宗像大宮司家の居館は辺津宮が所在する田島にあり、辺津宮を囲む丘陵地には館を守る山城が整備されていた。近世以降には釣川へ通じる辺津宮の旧参道として、辺津宮－鎮国寺を結ぶ道に町並みが展開した。大正期には釣川沿いの圃場整備が進み、昭和10年に現在の県道69号の拡張整備が行われた。県道69号はみあれ祭の陸上神幸ルートとなっている。

F. 新原・奴山古墳群周辺

新原・奴山古墳群は、旧入り海に面する東西800mの台地上に5世紀から6世紀にかけて造られた宗像氏の古墳群である。新原・奴山古墳群の周囲は、名児山、桂岳、大石山、対馬見山、在自山などの山地から海へと傾斜が続く地形であり、山地と砂州に挟まれた低地には勝浦潟と呼ばれた入り海が南北5km以上にわたって広がっていた。17世紀には福岡藩によって海岸線に防風林、砂防林として松原が植林され、17世紀後半以降新田開発が進み、入り海から現在の田園地帯へと変貌した。古墳群近くの丘陵上の展望所からは、古墳群とともに大島や沖ノ島へと続く玄界灘、入り海の痕跡を示す広大な田園を一望できる。



写真 2-6 宗像大社辺津宮周辺に広がる旧入り海の農地と背後の丘陵

(5) 景観特性

信仰とともに守られてきた自然

沖ノ島や宗像三女神に対する信仰は、玄界灘をはじめ沖ノ島や大島などの島々、九州本土の岬と砂浜を結ぶ弧状の海岸線や山々、玄界灘へ注ぐ釣川など、陸域から海域におよぶ自然環境の中で育まれてきた。玄界灘に浮かぶ沖ノ島では、航海の安全を願う自然に対する畏敬の念から古代祭祀がはじまり、その後、沖ノ島（沖津宮）－大島（中津宮）－九州本土（辺津宮）へと信仰の場が広がって、海によって結ばれる広大な環境の中で宗像大社三宮が成立した。島や山、鎮守の森といった自然の地形や植生が、信仰とともに大切に守られている。

沖ノ島や海への眺望

北部九州と朝鮮半島を結ぶ玄界灘は古来大陸との交流の舞台だった。玄界灘に浮かぶ沖ノ島は朝鮮半島へ向かう航海上の重要な目印であり、大島の御嶽山は沖ノ島をはじめとした島々や九州本土を一望できるなど、玄界灘を行き交う船を見渡せる重要な位置にあった。こうした地勢のもと、朝鮮半島への航路の守り神として、沖ノ島、大島、九州本土に宗像三女神が祀られた。

地理的条件や禁忌によって、沖ノ島へは立ち入ることができないため、沖ノ島の島影を遙か遠くから拝む「遥拝」という伝統が生まれた。大島の沖津宮遥拝所のみならず、かつては沖津宮、中津宮、辺津宮への遥拝所がいくつも設けられるなど、遥拝の対象となる島や山を眺望できる地点は、信仰上特別な意味をもっていた。



図 2-11 宗像・福津の遥拝所

大島、さらには沖ノ島へと続く海への眺望は、沖ノ島や宗像三女神に対する信仰を象徴する景観であり、玄界灘の島々、九州本土の海岸線や山並みと一体となって、良好な状態で保たれている。

海とのつながりを感じる旧入り海の景観

九州本土に広がっていた勝浦潟と現在の釣川の2つの入り海は、砂丘や砂州によって外海と隔てられ、古代より交通の拠点（港）として機能していた。入り海を望む丘陵には古代豪族宗像氏の古墳群が築かれた。また、宗像大社辺津宮の近くを流れる釣川もかつては入り海で、内陸部と海岸部を結ぶポイントであった。中世には舟が遡上して神事が執り行われるなど、辺津宮と海との密接な関係が窺われる。

こうした入り海は、人々の暮らしの営みの中で姿を変えた。江戸時代の塩田や新田開発に伴う干拓によって田園となり、山裾に築かれた溜池が旧入り海であった農地を潤している。また入り海を囲む砂州や丘陵には、農業、漁業を営む集落が点在するなど、入り海と人々の暮らしや生業との密接なつながりを物語っている。

勝浦潟と釣川流域では、かつての入り海の痕跡を留める田園や干潟の景観が広がっており、古墳群や神社、田園と農村などの人々の暮らしの営みが相まって、宗像地域独特の景観を形作っている。

信仰を支え続ける人々の暮らしの景観

沖ノ島や宗像三女神への信仰は、宗像地域の人々によって受け継がれている。上記のように旧入り海であった釣川流域や勝浦潟の平野部では農業が盛んであり、山裾に農村集落が点在している。海岸部には漁業を生業とする「宗像七浦」と総称される漁村が点在しており、周辺海域は良好な漁場として利用されている。宗像地域の各所には祭礼行事や信仰の場が存在し、みあれ祭に代表される宗像大社の神事をはじめ、それぞれの集落でも産土神でもある宗像大社の摂社・末社の祭礼が行われるなど、様々な祭礼行事が色濃く継承されている。

宗像地域には人々の海や陸の生業、祭礼行事など日常の暮らしの景観が今も息づいている。

第 3 章

資産に影響を与える要因

本章では、資産および周辺環境に共通して影響を及ぼす可能性のある要因について、「開発圧力」、「環境圧力」、「自然災害」、「来訪者」、「地域コミュニティ」の4項目に分けて整理し、それぞれの現状と課題を把握した上で、その対処について示す。

- 3-1 資産に影響を与える要因
- 3-2 開発圧力
 - 3-2-1 開発圧力による影響
 - 3-2-2 開発圧力への対応
- 3-3 環境圧力
 - 3-3-1 環境圧力による影響
 - 3-3-2 環境圧力への対応
- 3-4 自然災害
 - 3-4-1 自然災害による影響
 - 3-4-2 自然災害への対応
- 3-5 地域コミュニティ
 - 3-5-1 地域コミュニティの役割
 - 3-5-2 地域コミュニティの変化による影響と対応
- 3-6 来訪者
 - 3-6-1 来訪者による影響
 - 3-6-2 来訪者への対応

3-1 資産に影響を与える要因

本資産は、沖ノ島、大島、九州本土に分散しており、各構成資産の立地状況に応じて資産に影響を与える要因が異なる。現時点で本資産に影響を与える可能性がある要因について、開発圧力、環境圧力、自然災害、来訪者の4項目に分類し、各構成資産と影響要因の関係を表3-1に示す。これら資産に重要な影響を与える要因について、保存活用協議会は継続的にモニタリングを実施している。なお、開発圧力等が資産の顕著な普遍的価値の属性に負の影響を与える可能性がある場合には、保存活用協議会が行為者に対して遺産影響評価の実施を求めることとしている(第5章参照)。

表3-1 資産に影響を与える要因と各構成資産との関係

資産に影響を与える要因	構成資産	沖ノ島	大島		九州本土	
		沖津宮	沖津宮 遙拝所	中津宮	辺津宮	新原・奴山 古墳群
1. 開発圧力	道路整備		✓	✓	✓	✓
	上下水道整備		✓	✓	✓	✓
	洋上風力発電	✓	✓	✓		✓
	風力発電		✓	✓		✓
	太陽光発電施設				✓	✓
	港湾・漁港改修	✓		✓		
2. 環境圧力	気候変動	✓	✓	✓	✓	✓
	酸性雨	✓		✓	✓	✓
	大気汚染	✓	✓	✓	✓	✓
	鳥類による営巣活動	✓				
	樹木の成長・衰退	✓		✓	✓	✓
	漂着ごみ	✓	✓			
3. 自然災害	台風	✓	✓	✓	✓	✓
	大雨・洪水	✓	✓	✓	✓	✓
	地震	✓	✓	✓	✓	✓
	津波		✓	✓	✓	
	火災	✓	✓	✓	✓	
4. 来訪者	資産の棄損	✓	✓	✓	✓	✓
	信仰の阻害	✓	✓	✓	✓	
	周辺環境の悪化		✓	✓	✓	✓

3-2 開発圧力

3-2-1 開発圧力による影響

本資産の構成資産は全て文化財保護法に基づく史跡に指定されており、現状変更には厳しい事前の許可申請があるため、顕著な普遍的価値に影響を及ぼす開発は許可されない。緩衝地帯範囲は、現在、大規模な開発は予定されていないが、大島や九州本土側では多くの住民が生活しており、公共施設、商業施設、住宅等の整備が継続的に行われている。資産の保護とバランスの取れた持続可能な開発を進めるため、建築物、工作物の新築、増築、改築、土地の形質変更、木竹の伐採等を行う場合には、都市計画法、景観法をはじめとする各種法令および条例に基づき、規模、形態、構造等に関する規制を設けており、本資産の顕著な普遍的価値を著しく低下させるような開発行為を適切に制限している¹。

○ 道路整備

2012年より宗像大社辺津宮の北東に位置する玄海田島福間線の橋梁架換事業が実施されている。また2013年より新原・奴山古墳群の東側に当たる県道勝浦・宗像線の歩道整備事業が実施されている。特に、各構成資産への主要アクセス道路については、景観法に基づく景観重要道路に位置づけ、舗装や道路付帯物の整備方針を定めている。その方針に基づき、2018年から宗像大社辺津宮周辺の県道宗像玄海線と市道深田縄田下線の無電柱化が進められており、加えて宗像玄海線ガードレールのガードパイプ化や環境色への変更が行われている。

○ 上下水道整備

緩衝地帯内において、上下水道の整備を継続的に実施している。上下水道の工事实施に当たっては、地下遺構に十分配慮して顕著な普遍的価値に影響がない工法とする。

○ 風力発電（陸上・洋上）

本資産における風力発電施設の設置については、世界遺産委員会決議で「構成資産の視覚的な完全性に影響を与えうる場合は完全に禁止すると表明すること」と勧告が付された。そのため保存活用協議会は、風力発電施設の設置が本資産の顕著な普遍的価値に悪影響を及ぼす範囲（景観保全範囲）を特定し、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下、再エネ海域利用法）」に基づく、海洋再生可能エネルギー発電施設の整備に係る促進区域の指定の検討においては、景観保全範囲を促進区域の候補地から除外することとする。また、可能性は低いものの、景観保全範囲にお

¹ 歴史的都市景観に関する保護については、以下を参照されたい（WEBで公開されている）。

・UNESCO第36回総会（2011）「Recommendation on the Historic Urban Landscape」

いて同法に依らない洋上風力発電施設の設置が計画された場合は、「福岡県一般海域管理条例」に基づき一般海域使用の許可の可否を判断することになるが、福岡県世界遺産所管課は、福岡県一般海域管理条例所管課と協議の上、一般海域の使用を許可しないこととする²。また陸域については宗像市・福津市の景観計画・景観条例に基づき、開発が規制、誘導されている³。

○ 太陽光発電

太陽光発電施設の設置については、構成資産から視認可能な場所への設置を極力避け、設置せざるを得ない場合には、景観計画に基づき周囲に植樹を行い遮蔽するなど、周囲の景観に配慮して規制、誘導している。

○ 港湾・漁港改修

緩衝地帯範囲内には、沖ノ島、神湊、大島、地島、鐘崎、津屋崎、勝浦の7か所に港湾や漁港がある。2022年まで予定されている鐘崎漁港の整備工事については、ICOMOS評価書において、遺産影響評価を実施した上で、工事着手前に評価結果を世界遺産委員会に提出することが望ましい旨⁴、指摘された。また、世界遺産委員会決議では、顕著な普遍的価値および資産の属性に影響を与える可能性のある事業計画について、遺産影響評価を行う必要がある旨⁵、勧告された。そのため、工事の主体者である宗像市は2019年に遺産影響評価書を作成し、当該工事が本資産の顕著な普遍的価値およびその属性におよぼす負の影響はないと評価した。その評価書については保存活用協議会が審査⁶し、2019年7月に日本国からユネスコに提出された。2020年7月のICOMOS TECHNICAL REVIEWによって、評価書の内容がICOMOSにも支持されたことが示された。

また、津屋崎漁港については岸壁や護岸の補修工事が2025年まで計画されているものの、構成資産や主要な視点場から視認できるものではなく、本資産の顕著な普遍的価値およびその属性に及ぼす負の影響はない。なお、緩衝地帯内の漁港については、景観法に基づく景観重要漁港に指定し、形態・意匠等の整備方針を定めている。特に、沖の島漁港に

² 「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」（2019年経済産業省資源エネルギー庁・国土交通省港湾局）では「一定規模以上の発電設備が設置可能である区域や今後促進区域として指定される可能性のある区域については、原則、都道府県条例に基づく占用許可により実施するのではなく、再エネ海域利用法に基づき日本国と都道府県が連携して進めることが適切である」としている。

³ 洋上風力発電施設の高さを170mと想定した場合、緩衝地帯全域から沖ノ島を見たときに視覚的影響が大きくなる範囲（有効視野の範囲=水平方向60° / 垂直見込角0.5°以上）を特定した。なお、本検討にあたっては、諮問機関（専門家会議）の指導・助言を受けた（詳細はp.87～p.88参照）。

⁴ 「締約国で最も重要な開発プロジェクトは、宗像市の鐘崎漁港の改修と新しい太陽光発電施設の建設である。ICOMOSは、これらのプロジェクトについての遺産影響評価を実施し、最終的な実施の決定をする前に評価結果を世界遺産委員会に提出することが望ましいと考える。」

⁵ 勧告e) 全文は19ページを参照。

⁶ 審査にあたっては、専門家会議等の諮問機関による指導・助言を受けた。

ついて改修を行う場合は、漁港・避難港としての機能維持と信仰の島としての景観保全の観点から、適切な工法を含め修景の検討を行う。

3-2-2 開発圧力への対応

緩衝地帯内は、それぞれの土地利用の特性に応じて法的に保護されている。福岡県、宗像市、福津市は毎年度、予定されている公共事業を把握し、本資産に与える影響を最小限に留めるよう各関係機関と調整を図っている。

本資産に影響を与える可能性のある建築物の新築もしくは改修計画については景観保護のために検討される。特に、景観に影響する恐れがある場合は、各市の景観審議会等による調査・審議に基づき、指導、勧告、形態意匠の変更命令等を行う。また、景観アドバイザーは、個別の案件について技術的な指導、助言を行う。

- ① 福岡県、宗像市、福津市の資産に影響を及ぼす可能性のある開発事業を年度当初に抽出する。
- ② 福岡県、宗像市、福津市は、当該事業が資産に直接的、間接的に及ぼす影響を確認する。
- ③ 各市の景観アドバイザー会議は、本資産に及ぼす影響を改善するための技術的な指導助言を行う。
- ④ 各市の景観アドバイザー会議における協議結果をふまえ、宗像市、福津市、福岡県は事業を調整する。

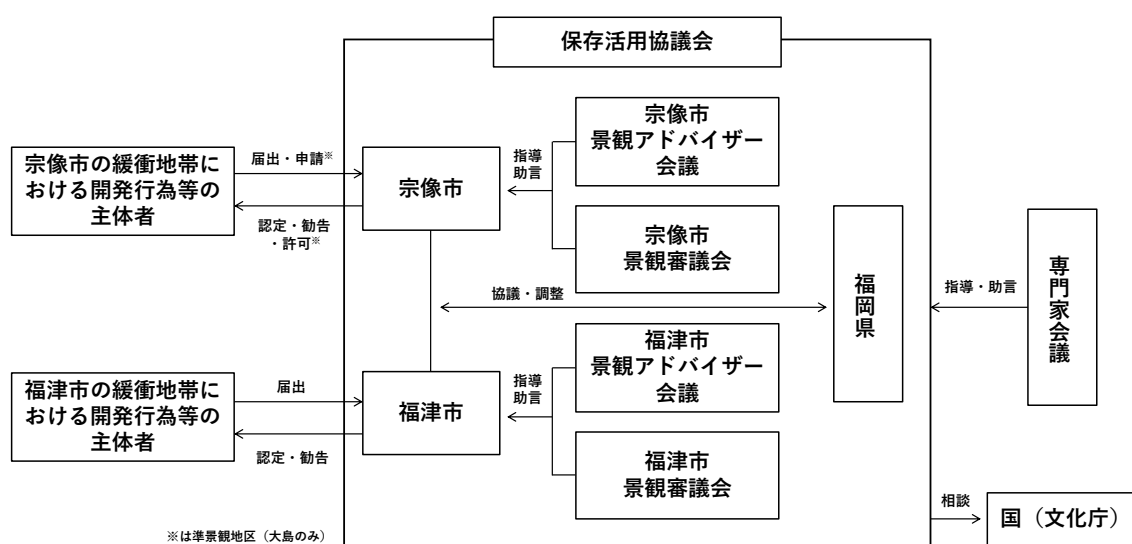


図 3-1 緩衝地帯における景観の保管理手続き (景観計画・景観条例)

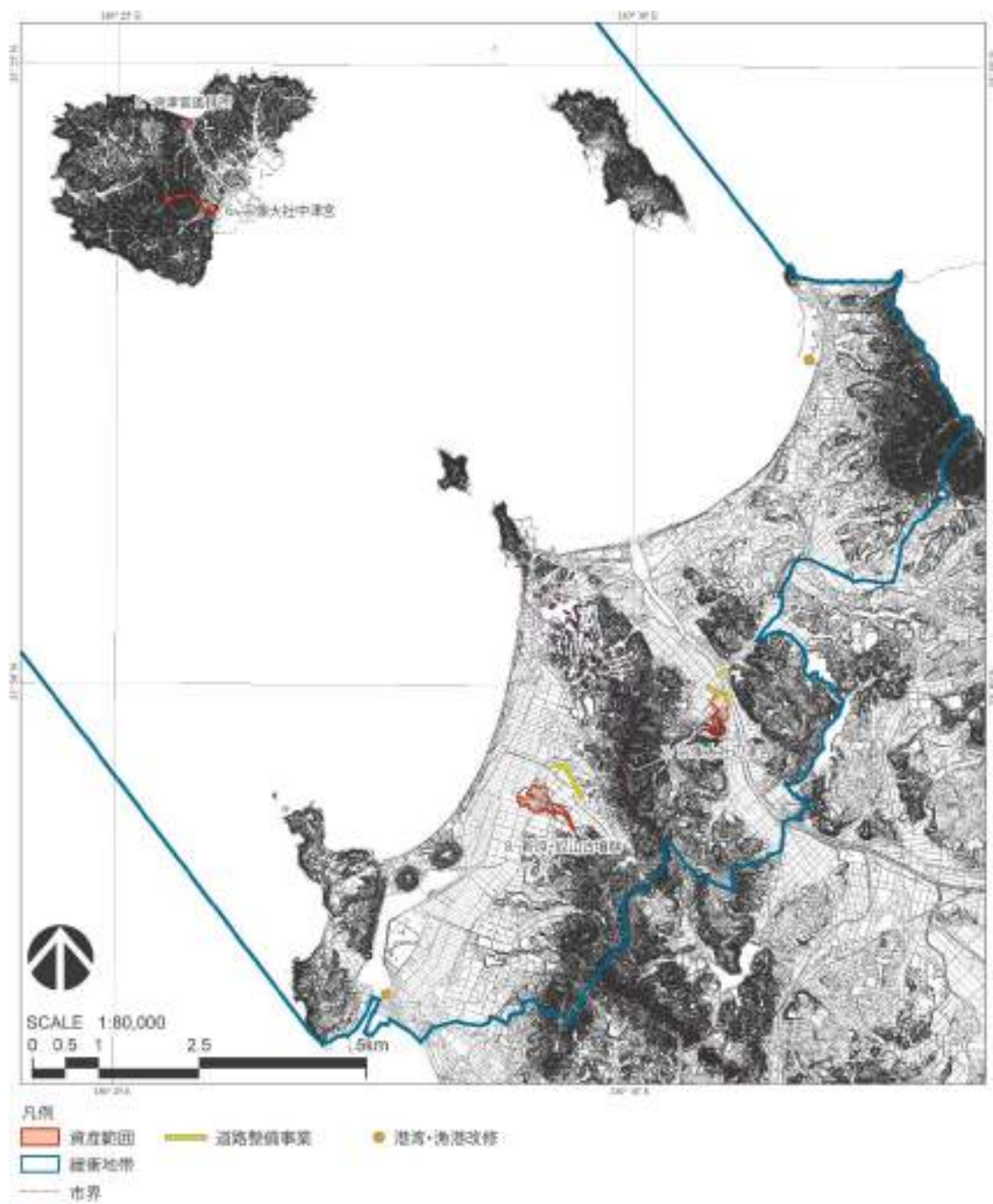


图 3-2 開發計畫位置图

3-3 環境圧力

3-3-1 環境圧力による影響

世界遺産を保護するためには、日頃から気候変動などによってもたらされる災害に備え、資産のレジリエンス（回復力）の向上に努める必要がある⁷。現時点では、本資産に負の影響を与えるような環境の変化は確認されていないが、気候変動、酸性雨、大気汚染、鳥類による営巣活動等の影響を受ける可能性が考えられる。

○ 気候変動

気候変動によって、海面上昇や、台風や降雨の強度や頻度が増加した場合、釣川の氾濫等によって、辺津宮が浸水し地上部の建築物が被害を受ける可能性がある。

○ 酸性雨

酸性雨による被害は現時点では確認されていないが、祭祀遺跡の地下および古墳墳丘内に埋蔵する金属遺物への影響が考えられる。

○ 大気汚染

大陸からの黄砂、粒子状物質等が偏西風に乗って日本に飛来する。これらは、沖津宮遙拝所や御嶽山山頂から沖ノ島への眺望といった構成資産相互の視認性に影響が出る可能性がある。また、来訪者の健康への影響も懸念される。

○ 鳥類による営巣活動など

沖ノ島全島は国指定天然記念物「沖の島原始林」に指定されており、その豊かな自然環境は、約 16 万羽のオオミズナギドリやカラスバトといった希少種の繁殖地となっている。特にオオミズナギドリは、地面に巣穴を掘り、地上を走り回る習性があるため、祭祀遺跡の地下遺構および遺物へ負の影響を与える可能性がある。現在、オオミズナギドリの営巣活動による地下遺構や遺物への直接的な影響を断定する状況にないが、祭祀遺跡の経過観察から、遺物の移動にオオミズナギドリが関係している可能性が高い。

○ 樹木の成長や倒木など

宗像大社の祭祀遺跡および新原・奴山古墳群の一部の古墳の墳丘が樹木で覆われており、樹木根が地下遺構に影響を与える可能性がある。また、樹勢衰退や大風等により高木

⁷ 気候変動や災害リスクへの対応については、以下を参照されたい（いずれもWEBで公開）。

・ UNESCO世界遺産センター（2008）「Policy Document on the Impacts of Climate Change on World Heritage Properties」
・ UNESCO世界遺産センター（2010）「Managing Disaster Risks for World Heritage」

が倒壊し、地下遺構や建造物等がき損する恐れもある。

○ 漂着ごみ

沖ノ島や沖津宮遙拝所付近の海岸には、天候や対馬海流によって大量のごみが漂着し、自然環境や景観に悪影響を与えている。宗像大社、氏子、漁業協同組合、地域住民、市民ボランティアが定期的に海岸を清掃し、台風など緊急の場合は宗像市が対応して漂着ごみを処理している。

3-3-2 環境圧力への対応

鳥類の営巣活動等については、今後も経過観察を定期的に行い、影響があると認められた場合は、関係機関と協議の上、遺物の取り上げも含めた対策を進める。

漂着ごみについては、宗像大社、氏子、漁業協同組合、地域住民、市民ボランティアによる定期的な海岸清掃や宗像市による台風後の緊急対応を継続する。また、2019年に保存活用協議会が開始した「守り伝える活動」認定制度⁸を積極的に運用し、ボランティアによる清掃活動の拡充を図るとともに、ごみ減量に向けた抜本的な取組を、関係機関と連携して展開する。また、2014年から宗像大社が中心となり毎年開催している「宗像国際環境会議」においては、海の環境問題に対する啓発に努めている。

その他の環境圧力の影響要因については、定期的に経過観察し、本資産の顕著な普遍的価値への影響が懸念される場合は、早い段階で影響を回避、軽減するための対策を立案・実施する。

3-4 自然災害

3-4-1 自然災害による影響

本資産の所在地域における自然災害としては、台風、大雨、洪水、地震、津波、火災が想定される。本資産における過去の災害履歴は表3-2に示すとおりである。

○ 台風

台風による建造物の倒壊や倒木に伴う遺跡や社殿の損壊、大雨による祭祀遺跡の覆土および表出遺物の流出、古墳を含む遺構および地形の崩壊が想定される。特に沖津宮遙拝所は海辺の高台に立地しており、海から強く吹き付ける風の影響を非常に受けやすいため、社殿の破損、倒壊が想定される。

⁸ 本資産の価値を守る（保全活動）、伝える（情報発信）ボランティア活動の機運醸成のために、2019年10月から開始したもの。保存活用協議会が守り伝える活動を認定し、活動の告知等の支援を行う。

○ 大雨・洪水

辺津宮では、過去に大雨で釣川が氾濫しており、また大雨時に駐車場や境内の一部が冠水したこともある。今後もこのような洪水による本資産への影響が懸念される（図 3-3）。

また、新原・奴山古墳群では集中豪雨により、2013 年に 25 号墳（墳丘南側幅 6 m、高さ 3 m）が崩落し、2018 年には農業用溜池に接する 13 号墳（墳丘北西側裾部幅 4 m、高さ 2 m）および 30 号墳（後円部北側法面幅 15 m、高さ 5 m）の表層土が崩落した。そのため、25 号墳は 2014 年～2016 年、13 号墳は 2019 年に福津市が墳丘の修復を実施した。30 号墳については 2020 年～2022 年に墳丘の修復を予定している。

○ 地震

本資産は、沖ノ島南方から宗像市と福津市の境界線上を北西-南東方向に延びる西山断層上に位置し、M7.9～8.2 の地震が起きる可能性が指摘されている（図 3-4）。

○ 津波

日本政府の最新の推計（2014 年 8 月時点）では、宗像市、福津市の沿岸部、大島、沖ノ島では、西山断層帯の影響によって最大 4.2～4.4m の津波が到達することが予想される。辺津宮、中津宮、沖津宮の祭祀遺跡や新原・奴山古墳群は高台に位置しており津波による影響は低いと考えられるが、海岸沿いや釣川流域に位置する辺津宮の社殿について浸水被害を及ぼす恐れがある（図 3-5）。

○ 火災

宗像大社境内の建造物の多くが木造建造物であるため、火災が発生した場合は焼損または全焼の恐れがある。宗像大社辺津宮および中津宮には自動火災報知器などの防災施設が設置されているものの、中津宮は設備の老朽化が進んでいる。また、御嶽山山頂と沖津宮遙拝所では火器を用いないため失火の可能性はないが、放火や落雷等による自然発火は発生しうる。そのため、消火のための水源がなかった御嶽山山頂には防火水槽を 2016 年に設置した（図 3-6～8）。なお、沖津宮は神職 1 名が滞在するのみであり、社殿周辺において火器を用いないことから、人為的発火の可能性はない。そのため、消火設備を整備していないが、落雷等による自然発火は生じうることから、『宗像市離島災害消防活動計画』において災害発生後ただちに宗像消防署から 4 名の消防職員を派遣することとしている。

表 3-2 本資産における過去の主な災害履歴

年	災害	被害
679年	地震	震源域は九州でマグニチュード7±0.5。
1599年	台風	辺津宮において、木鳥居が転倒。
1649年	台風	辺津宮において、木鳥居が破損。
1660年	台風	辺津宮において、クスノキの巨木が倒れる。
1704年	台風	辺津宮において、石鳥居が倒れる。
1724年	台風	辺津宮において、松が倒れて本殿が破損、大杉が倒れて拝殿と末社が破損。
1762年	その他	辺津宮において、倒木により末社政所社が破損。
1827年	台風	辺津宮において、本殿、拝殿、末社の屋根が大破。
1884年	台風	沖津宮遙拝所において、神饌所・奉幣使控所・大石燈籠・透塀等が転倒。
1898年	地震	震源は福岡県西方沖でマグニチュード6.0。
1930年	大雨	辺津宮において、社殿の若干の被害(詳細不明)。
1941年	大雨	辺津宮において、社殿及び樹木が被害(詳細不明)。
1959年	大雨	辺津宮において、拝殿、瑞垣、社務所が床下浸水被害。
1970年	大雨	沖ノ島において、港湾背後の法面が崩落する。
1972年	大雨	沖ノ島において、島南西部の法面が崩落する。その後、港湾背後の法面は平成2(1990)年に補強される。
2005年	地震	震源域は福岡県西方沖でマグニチュード7。
2006年	大雨	沖ノ島において、禊ぎ場の背面の崖が崩壊。その後、防護柵で補強される。
2013年	大雨	新原・奴山古墳群において、25号墳の墳丘が崩落。その後、2014年～2016年に墳丘の修復工事が実施される。
2014年	大雨	沖ノ島において、参道の崖が一部崩落。その後、2015年に法面修復工事が実施される。
2014年	台風	沖津宮遙拝所において、社殿の屋根や壁が破損。その後、2015年に屋根と壁の修復工事が実施される。
2016年	大雨	新原・奴山古墳群の展望所法面が崩落。その後、法面改修工事が実施される。
2018年	大雨	新原・奴山古墳群において、13、30号墳の墳丘が崩落。その後、13号墳は2019年に法面修復工事が実施される。30号墳は2020～2022年に修復工事実施予定。

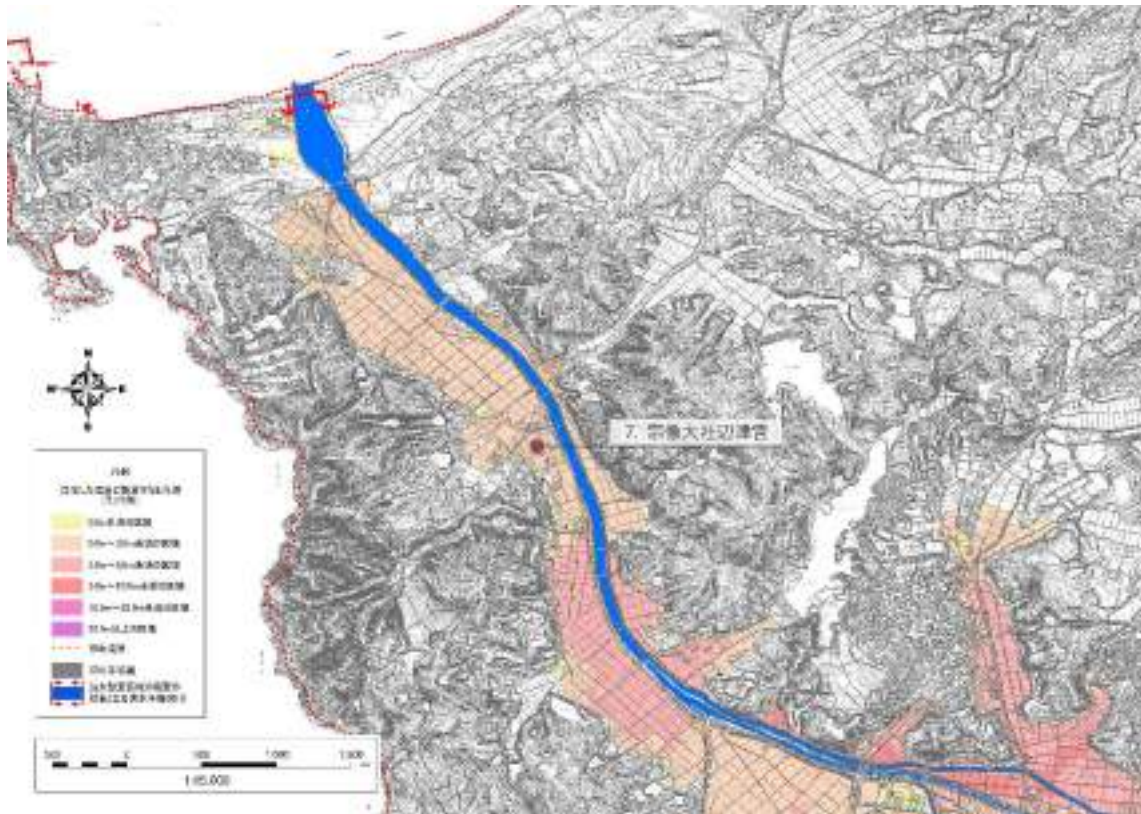


図 3-3 釣川の浸水想定区域図（「福岡県浸水想定区域図」2018 年 4 月、福岡県に一部加筆）



図 3-4 西山断層帯の位置
 (出典：文部科学省地震調査研究推進本部HP)

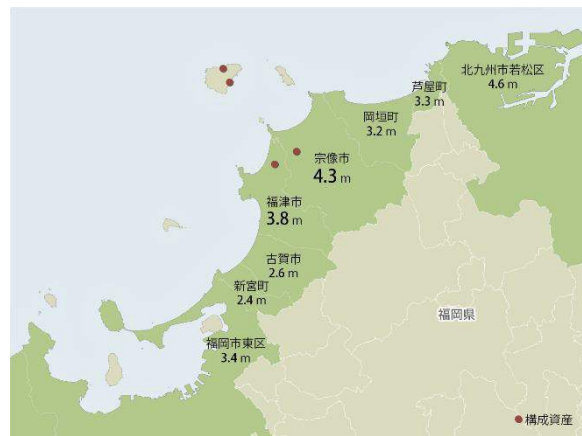


図 3-5 福岡県最大津波高分布図
 (参考：津波浸水調査 2016 年、福岡県)

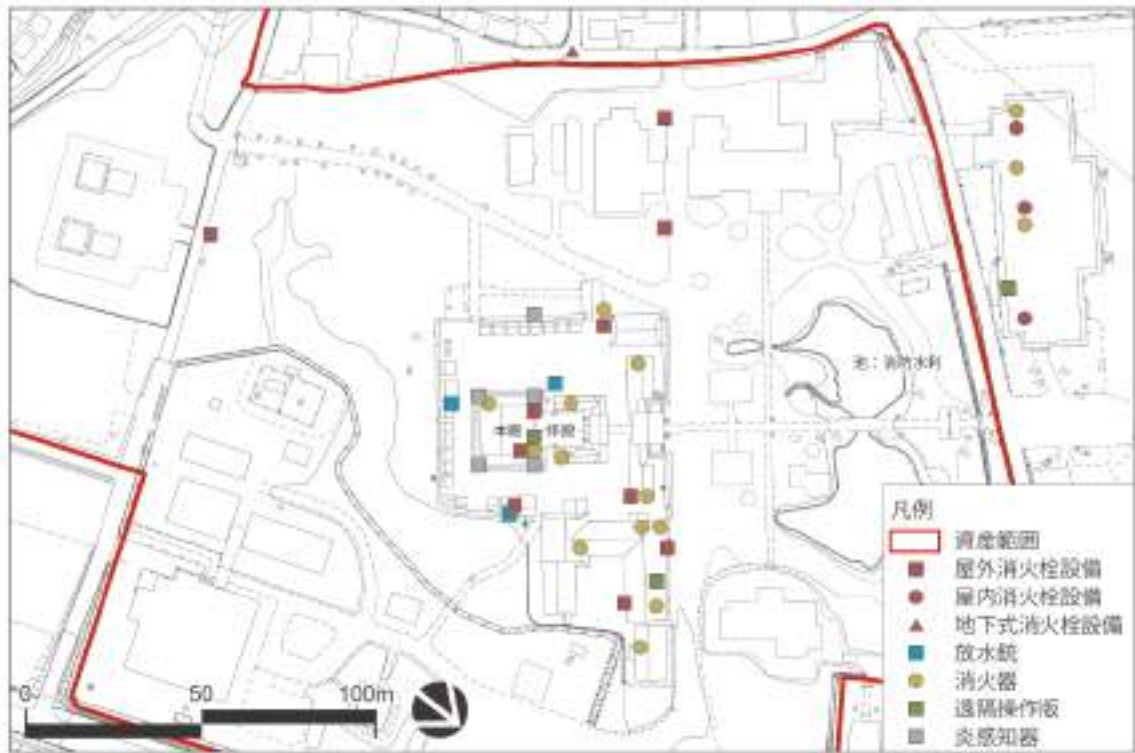


图 3-6 防災施設配置図（宗像大社辺津宮）



图 3-7 防災施設配置図（宗像大社中津宮）

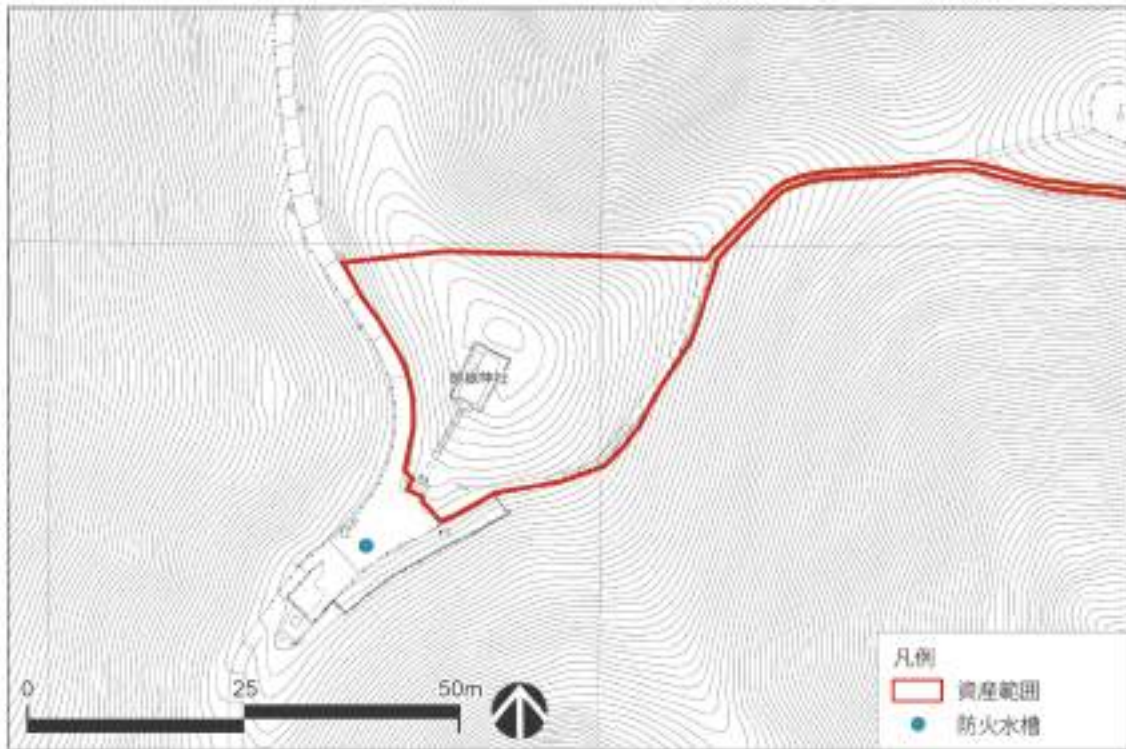


図 3-8 防災施設配置図（宗像大社中津宮・御嶽神社周辺）

3-4-2 自然災害への対応

国・福岡県・宗像市・福津市は、災害対策基本法に基づき地域防災計画（表 3-3）を策定するとともに、関係組織や地域住民の協力のもと防災組織の整備、災害予防対策、観測、警戒活動、避難対策などの防災活動を実施している。また、これらの防災計画と連携して、個別の文化財保存活用計画に定めた防災対策を実施し、地域住民や来訪者の安全を確保し、本資産の顕著な普遍的価値が損なわれないようにする。

(1) 防災体制の整備

地域住民と協力した自主防災体制を整え、平常時には地域内の危険個所の把握、防災資材の準備等、予防的な活動に取り組んでいる。また、災害発生時には、消火活動や避難誘導、被災者の救出救護や、応急手当、本資産の被害状況の把握に努めている。なお、宗像大社辺津宮では、火災発生時の初期消火等にそなえ自衛消防団が組織されている。

(2) 防災設備の維持管理

本資産を自然災害の脅威から守るため、自動火災報知設備、消火設備、避雷針等の総合的な防災設備を整備している。辺津宮ではカメラ、センサー、照明などの防犯設備を整備

しており、これらの設備の点検、維持管理や操作手順の確認を定期的実施している。

(3) ハザードマップの作成

災害発生時の地域住民や来訪者等の安全確保のため、被災時の準備情報を記載したハザードマップを作成している。災害発生時には、被災状況に応じて地域住民や来訪者を適切に誘導する。地域防災計画において、被災時や災害の危険がある時に市役所が指定避難場所を設けることを求めている。沖津宮遙拝所と中津宮がある大島島内では、大島地区コミュニティ・センター、大島学園が指定避難場所になっている。また、九州本土側では、勝浦小学校、あんずの里、神湊港渡船ターミナル、道の駅むなかた、海の道むなかた館が指定緊急避難場所になっている。

(4) 災害発生時の対応

災害発生時には、来訪者の安全確保を最優先に、二次災害を防止し、資産の被害を最小化する応急処置を施す。また、資産の被災箇所を写真撮影する等なるべく詳細に記録を作成し、学術専門家による適切な指導のもと、応急措置や復旧策を講じる。

なお、全国瞬時警報システム（Jアラート）により、緊急地震速報、津波警報など対処に時間的余裕のない事態に関する情報については、対応エリア内のスマートフォンや携帯電話等に緊急速報が配信され、市町村防災行政無線等により、国から住民・来訪者に瞬時に伝達される。また、自力で帰宅することが困難な旅行者等に対して、宗像市および福津市は、交通機関の管理者等と連携し、旅行者等の安全を確保するための支援を行う。なお、外国人旅行者に対しては、福岡県が多言語による外国人旅行者のための防災リーフレットをインターネットで公開し、災害情報の入手先や相談窓口に関する情報を提供している。

(5) 想定される災害への対応

○ 台風

強風により破損する恐れのある歴史的建造物について、劣化・破損状況を定期点検し、完全性、耐久性を失わないように対策をとる。また、倒壊の危険のある歴史的建造物や樹木等は、倒伏防止の補強等を施す。さらに、台風の通過前後に構成資産の巡回、点検を実施し、被害拡大および二次的災害の防止および応急措置の必要性を判断する。

○ 大雨・洪水

大雨による地すべりが信仰活動やその他の人的活動に影響を及ぼす場合は、法面保護等の対策を講じる。やむなく、急傾斜地の保護対策が必要な場合は、史跡内の遺構や植生、景観への影響を最小限に抑制する。

辺津宮については、既に釣川の洪水防止策や排水路の改修等対策を講じているが、境内の浸水に備え、今後も必要な対策を検討する。新原・奴山古墳群について、必要に応じて古墳の墳丘や台地の縁辺部や見学路等において、法面緑化などの土砂崩落防止を講じる。災害発生時は被害の拡大および二次災害の防止、および応急措置の必要性を検討する。

○ 地震

地震予知のための観測体制、避難、警戒体制、防災施設の整備および発生時の避難誘導、応急対応および復旧などについては、国、福岡県、宗像市、福津市が策定した地域防災計画を確実に実施し実現する。新原・奴山古墳群の古墳の墳丘や台地の縁辺部や見学路等において土砂崩落等が発生した場合、被害の拡大および二次災害の防止、および応急措置の必要性を検討する。宗像大社境内の建造物は、必要に応じて耐震化を行い、き損、倒壊を防止する。

○ 津波

津波予知のための観測体制、避難、警戒体制、防災施設の整備および発生時の避難誘導、応急対応および復旧などについては、国、福岡県、宗像市、福津市が策定した地域防災計画を確実に実施し実現する。

○ 火災

漏電による火災が起こらないよう電気設備の適切な維持管理に努める。また、失火、火遊びを防止するため、資産範囲内での火気を厳禁とし、地域住民と連携して定期的に巡回、点検する。宗像大社では、自主防災組織を整備し、定期的な消火訓練を行っている。また、万が一の火災発生に備え、境内各所に自動火災報知機、消火栓、放水銃、防火水槽、避雷施設等の防災施設を設置し、適切な対策を行っている。これらが正常に作動するよう維持管理を行うとともに、老朽化した設備の更新、未整備個所への設置などを検討する。

表 3-3 構成資産に関する地域防災計画

No.	計画名	計画策定主体 (策定年度)	構成資産に関する内容
1	福岡県地域防災計画 (基本編・風水害対策編)	福岡県 (2020年修正)	福岡県の地域に係る防災のうち、風水害対策等に関し、福岡県・市町村などが処理すべき事務及び業務について、総合的かつ計画的な大綱として福岡県防災会議が定めたもの。災害予防、災害応急対策及び災害復旧、復興に係る計画が示されている。
2	福岡県地域防災計画 (地震・津波対策編)	福岡県 (2020年修正)	福岡県の地域に係る防災のうち、震災対策に関し、福岡県・市町村などが処理すべき事務及び業務について、総合的かつ計画的な大綱として福岡県防災会議が定めたもの。本県における地震及び津波災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定められている。
3	福岡県地域防災計画 (災害危険箇所編)	福岡県 (2020年修正)	災害対策基本法に基づき作成した、福岡県内の災害危険箇所に関するデータ集。釣川の一部区間が災害危険区域に位置づけられている。また、重要水防箇所（海岸）に福津市津屋崎海岸、宗像市大島海岸、江口海岸が位置づけられている。宗像市大島循環線などが道路危険箇所に指定されている。また、宗像市神湊の国有林や、沖ノ島と大島の一部、宗像市田島の民有林などが山地災害危険箇所に指定されている。
4	宗像市地域防災計画	宗像市 (2019年修正)	宗像市の市域において地震や風水害等の災害が発生した場合、宗像市が実施すべき事務または業務を中心とし、県、関係機関、市民等の役割を明確にした基本的かつ総合的な計画。市域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧、復興対策に至る一連の防災活動を実施することにより、生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図ることを目的としている。
5	福津市地域防災計画	福津市 (2017年)	福津市の市域において地震や風水害等の災害が発生した場合、福津市が実施すべき事務または業務を中心とし、県、関係機関、市民等の役割を明確にした基本的かつ総合的な計画。市域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的としている。

3-5 地域コミュニティ

3-5-1 地域コミュニティの役割

本資産は、古代から現在まで発展・継承されてきた「神宿る島」を崇拝する文化的伝統の類まれな例である。その価値を守り伝えていくためには、現在も「遙拝」や「宗像三女神への信仰」を継続し、本資産とともに暮らす地域コミュニティの理解と協力が欠かせない。現在も宗像大社の氏子総代会や氏子青年会のほか、沖・中両宮奉賛会をはじめとする地元住民が、神事・信仰・禁忌などの文化的伝統や本資産の維持管理の中心になっている。また、福津市は地域住民とともに、新原・奴山古墳群の草刈りや花卉の植栽などに取り組んでいる。

3-5-2 地域コミュニティの変化による影響と対応

宗像市および福津市の人口は年々微増しているが、構成資産が位置する宗像市大島や同市田島、福津市勝浦地区は、高齢化率が40%を越えており、両市のなかでも高齢化が進んでいる。また、宗像市大島の漁師をはじめとする各地区の漁業従事人口は減少傾向にあり、「神宿る島」への崇拝を育んできた地元住民の伝統的生活や親から子へ受け継がれてきた知識体系は変化しつつある。

そのため、保存活用協議会では、沖ノ島の禁忌やみあれ祭など、本資産の無形の価値を調査、研究し、その成果をデジタル・アーカイブなどで公開している。また、本資産に関するボランティア活動の機運醸成を図るための「守り伝える活動」認定制度の運用やボランティアガイドのスキル向上を目的とした研修会の実施などを行っている。

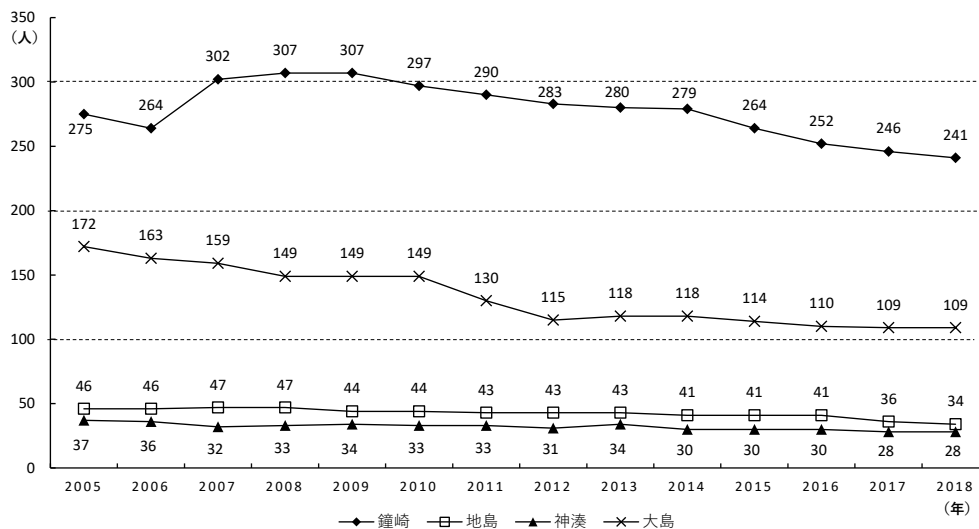


図 3-9 各漁港の漁業従者（漁業協同組合員数）の推移（資料：漁港港勢）

3-6 来訪者

3-6-1 来訪者による影響

(1) 来訪者の現況

○ 宗像市・福津市の観光入込客数

本資産が所在する宗像市、福津市の観光入込客について、宗像市では 2003 年に 500 万人を突破し、世界遺産登録前年の 2016 年に 690 万人を記録した。2018 年時点では約 510 万人を数える。福津市では概ね 500 万人前後で推移しており、2018 年は約 573.3 万人を数える（図 3-10）。

宗像市、福津市への観光目的は、宗像大社をはじめとする社寺の参詣や文化財を対象とした割合が高い。観光入込客数の月別推移をみると宗像大社の初詣参拝客が多い 1 月がピークであり、元日前後は大規模な交通渋滞が発生している。

○ 構成資産の来訪状況

世界遺産登録の機運の高まりにより徐々に来訪者は増加し、世界遺産登録後には前年比で、3 割程度の増加を記録したが、登録翌年からは、登録前と同程度の数に落ち着いている。

2014 年の来訪者調査によると、沖津宮遙拝所および中津宮が所在する大島への観光目的の来訪者は年間 5,000～10,000 人程度であったが、世界遺産登録後の 2018 年以降は沖津宮遙拝所、中津宮ともに年間 30,000 人程度が訪れている。辺津宮は、構成資産の中で最も来訪者が多く、登録後から現在に至るまで、年間 80 万人以上の来訪者を数える。新原・奴山古墳群の来訪者は、登録前の年間 1,400 人から当初想定していた 5,600 人を上回る年間 18,000 人が訪れている。

なお、2020 年の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う入国制限および行動制限等の影響により、同年の構成資産への来訪者数は前年比 82%と落ち込んだ。特に、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言が出された 4 月から 5 月には、各ガイダンス施設が閉館し、構成資産の来訪者数も前年比 30%程度と著しく減少した。緊急事態宣言解除後は、感染症対策を実施した上で各ガイダンス施設が再開し、来訪者数も回復傾向にあったが、2021 年 1 月の緊急事態宣言再発令によって来訪者数は再度減少に転じている。

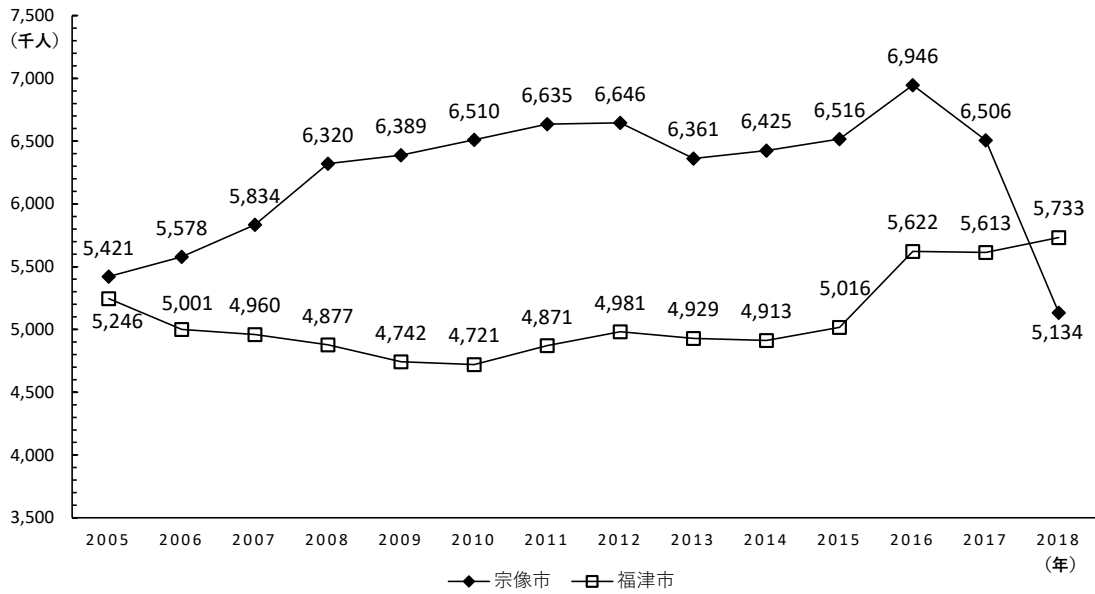


図 3-10 宗像市・福津市の観光入込客数の推移 (資料：福岡県観光入込客推計調査)

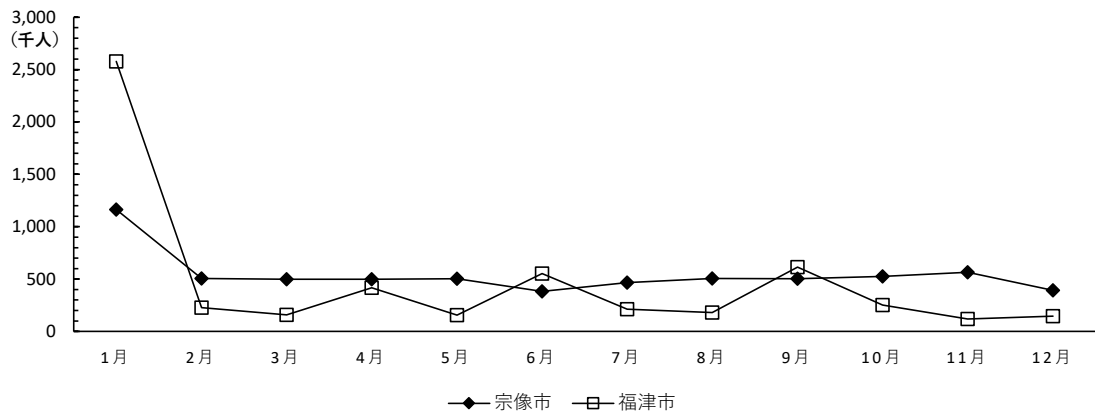


図 3-11 宗像市・福津市の月別観光入込客数の推移 (2017年)

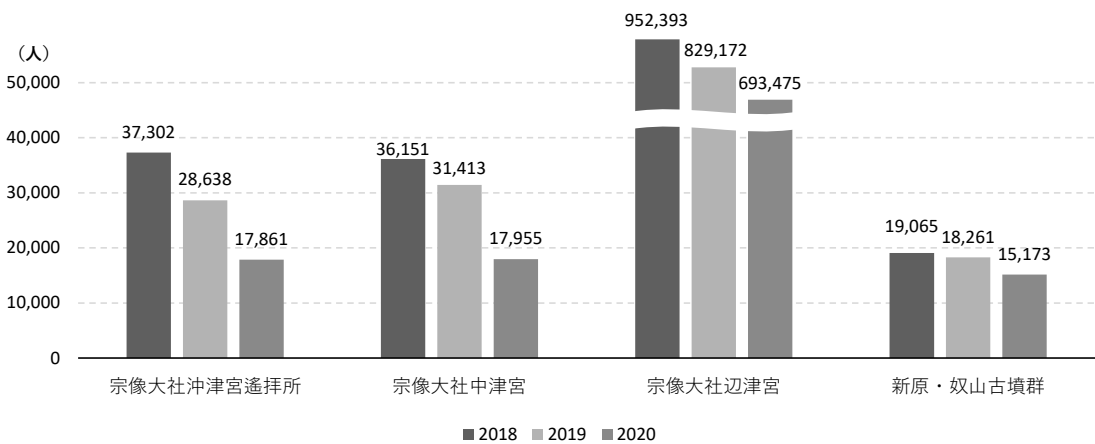


図 3-12 各構成資産の来訪者数の推移 (2018~2020年)

表 3-4 世界遺産登録後の構成資産およびガイドンス施設の来訪者数

年	沖ノ島	大島			九州本土（宗像市）			九州本土（福津市）	
	沖ノ島	沖津宮 遙拝所	中津宮	大島 交流館	辺津宮	神宝館	海の道 むなかた館	新原・奴山 古墳群	カメラアス テージ 歴史資料館
2017	—	29,892	25,018	15,756	411,275	57,623	99,083	13,592	63,028
2018	—	37,302	36,151	27,986	952,393	86,221	161,319	19,065	119,850
2019	—	28,638	31,413	22,632	829,172	49,773	144,096	18,261	128,735
2020	—	17,861	17,955	15,752	693,475	19,841	94,173	15,173	81,809

※2017年は世界遺産登録後の7月～12月の延べ人数

※海の道むなかた館及びカメラアステージ歴史資料館は、図書館等を併設する複合文化施設としての全体の入館者数。

(2) 来訪者の基盤施設

○ 交通機関

本資産が位置する福岡県には、日本でも主要な国際空港の一つである福岡空港と北九州空港があり、九州地方最大のターミナル駅である博多駅には、東京、大阪等の日本国内主要都市と博多駅をつなぐ新幹線が乗り入れている。また、博多港は、釜山との定期旅客航路があり、外航クルーズ船なども寄港するなど、日本一の乗降人員を数える国際旅客港である。本資産は、福岡空港および博多駅から、公共交通や自家用車を利用して約1時間程度である。

本資産は、沖ノ島、大島、九州本土に分散しているが、一般の立ち入りが禁止されている沖ノ島を除く構成資産へは、公共交通もしくは自家用車を利用して訪問することが可能である。また、九州本土と大島の間は、毎日7便のフェリーが運航しており、1日1,585人の渡島が可能である。大島内は、タクシーや巡回バス、レンタカー、レンタサイクル等が利用できる。

○ 宿泊施設

宗像市には26軒の宿泊施設があり一日あたり約4,000人が宿泊可能である。その内、大島には、民宿等の宿泊施設が12軒営業しており、120人程度の宿泊が可能である。また、福津市には8軒の宿泊施設があり一日あたり242人が宿泊可能である。福岡空港や

博多駅が位置する福岡市には、743 軒の宿泊施設があり一日あたり 67,401 人の宿泊が可能である（『福岡市の観光・MICE（2020 年版）』）。

○ 通信基盤施設

携帯電話の利用について、沖ノ島を除く構成資産の範囲内で携帯電話の利用が可能である。ただし、沖津宮遙拝所は一部携帯電話キャリアの電波が届きにくい。また公衆電話については、各ガイド施設および鉄道駅や渡船ターミナルなどの主要交通機関で利用可能である。また、沖津宮を除く宗像大社境内および宗像大社辺津宮に隣接する海の道むなかた館と新原・奴山古墳群のガイド施設であるカメラアステージ歴史資料館では、無料の Wi-Fi スポットを整備している。

○ 感染症対策

2020 年の世界的な新型コロナウイルス感染症の流行を受け、各構成資産およびガイド施設は来訪者の安全を守るため、感染拡大防止策に努めて対応している。

現地および各ガイド施設の職員およびガイドボランティアは、手洗いやアルコール消毒を徹底し、マスク着用のうえ活動している。また、宗像大社では、祈願の際の参拝者のマスク着用を認めるなど、感染防止策に努め、世界遺産ガイド施設「海の道むなかた館」では、入館時に検温、手指消毒、来訪者の記録をとることにしている。

また、入国制限や行動制限等により現地への来訪が難しい状況を踏まえ、海外向けのプロモーション映像の公開に加えて、オンラインでのイベントや公開講座等、インターネットでの情報発信を積極的に行っている。



図 3-13 福岡空港からの国際定期便就航都市（出典：福岡空港ビルディング株、2020 年 7 月現在）

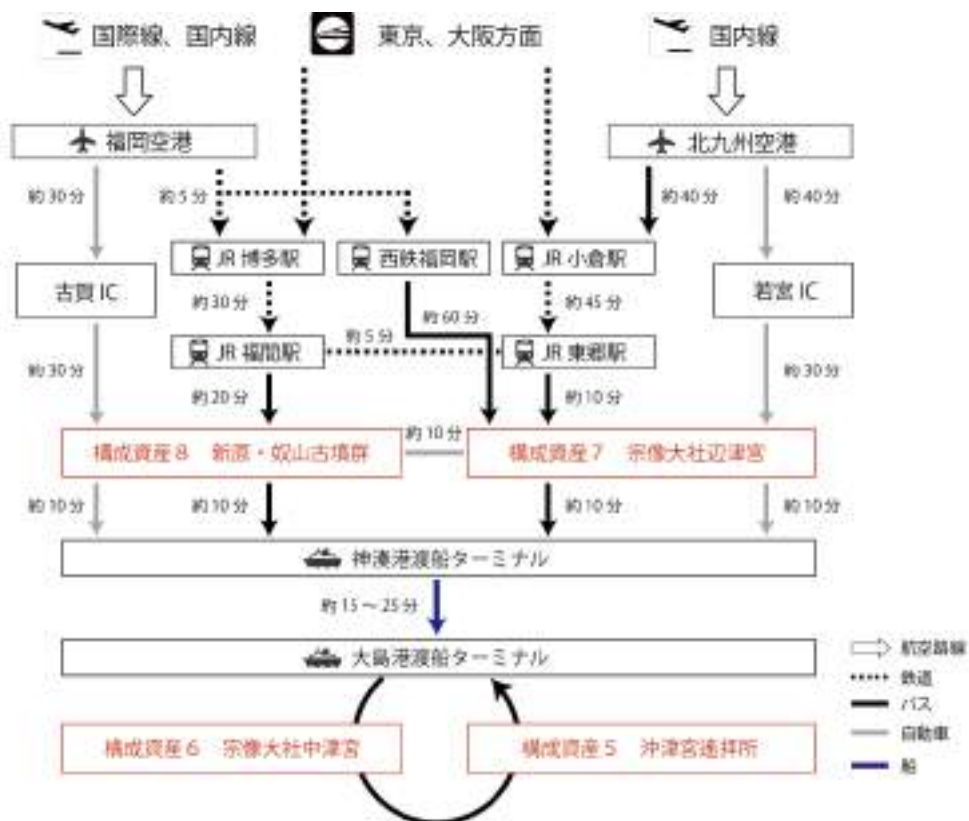


図 3-14 資産への移動手段と所要時間



図 3-15 資産への主要アクセス

表 3-5 交通基盤施設の収容力

No.	交通機関、便益施設	運賃、利用料金	キャパシティ（収容力）	
1	電車	博多駅→東郷駅	570円	
		博多駅→福岡駅	480円	
2	バス	福岡（天神）→宗像大社前	1,000円	特急むなかた号
		東郷駅前→宗像大社前	230円	17便/日 （うち5便は「むなかた号」）
		宗像大社前→神湊波止場	210円	11便/日
		福岡駅→神湊波止場	490円	7便/日
		福岡駅→奴山口（新原・奴山古墳群最寄）	390円	7便/日
		奴山口（新原・奴山古墳群）→宗像大社前	290円	6便/日
		大島島内（観光バス）	300円/1乗車 800円/1日	7便/日 12月1日から3月下旬までは運休
3	船	フェリー大島	旅客：570円 自動車：3,090円～	5便/日 旅客：245人/便 自動車：9台/便
		旅客船しおかぜ	旅客：570円	2便/日 旅客：180人/便
		海上タクシー	～3,500円/人	随時/12人
4	レンタサイクル	・赤間駅 ・東郷駅 ・福岡教育大前駅 ・海の道むなかた館 ・道の駅むなかた ・宗像ユリックス ・宗像市役所 など計15箇所	70円/15分	普通：28台
		大島島内	800円/1回	電動アシスト付き：20台
5	レンタカー	大島島内	3,500円/3時間 延長1,000円/30分	軽自動車：3台

(3) 来訪者による影響

世界遺産登録後に想定された、国内外からの来訪者の急増による資産のき損、信仰の阻害、周辺環境の悪化などの観光圧力による負の影響の増大はさほどなかった。現在は繁忙期の渋滞などあるものの、顕著な普遍的価値に悪影響を与えるような状況ではない。

○ 資産の毀損

沖津宮は禁忌に基づき非公開であるが、沖津宮遙拝所、中津宮、辺津宮、新原・奴山古墳群は、一部を除き一般公開している。来訪者による祭祀遺跡の踏み荒らし、遺物の盗難、踏圧による古墳を含む遺構および地形の崩落、建造物の損壊等の可能性も否定できないことから、今後も注視していく必要がある。

○ 信仰活動の阻害

宗像大社は現在も信仰活動が継続している神社であり、沖津宮を除く宗像大社境内（沖津宮遙拝所、中津宮、辺津宮）は信仰活動の場として、地域住民のみならず全国から信仰あるいは観光等の目的で不特定多数の人々が訪れる。

神道をはじめとする日本文化に不慣れな外国人来訪者によるマナー違反が一部で見受けられることから、多言語による参拝マナーの周知など、対策を講じる必要がある。

○ 地域住民の生活の阻害

現在、大島や新原・奴山古墳群周辺において、観光圧力による負の影響は確認されていないが、交通渋滞の発生や私有地への不法侵入など、地域住民の生活に影響を与える可能性があるため、今後も注視する。一方、本資産を未来に伝えていくためには地域住民の関与が不可欠であることから、顕著な普遍的価値に負の影響を与えないことに留意しつつ、観光振興をはじめとした地域の活性化を進めていく必要がある。

○ 環境の悪化

観光需要の増加に伴う店舗等の開発やごみの増加等による周辺環境への影響について、今後も注視していく必要がある。

3-6-2 来訪者への対応

世界遺産登録後には、来訪者が一時的に3割程度増加したが、現在は登録前と変わらない数に落ち着いている。本資産の価値を守り、未来へ伝えていくためには、継続的に適切な数の来訪者を受け入れる必要があることから、今後も国内外からの来訪促進策を進める必要がある。

そのため、来訪者数や資産に与える影響について注意深く経過観察を行いつつ、観光動線の設定や来訪者施設の設置、情報提供等の来訪者の受け入れ体制の整備を進めていく（第9章参照）。

(1) 沖ノ島における入島制限

沖ノ島への入島は、宗教上の「禁忌」と地域の文化的伝統によって厳しく制限されている。この禁忌によって貴重な遺跡や自然が保護されてきた歴史的経緯があるため、今後も入島制限を厳守する。なお、沖ノ島は宗像大社の私有地であり宗像大社の許可なく立ち入ることは、法令に抵触する可能性もある。

沖の島漁港への来訪船の数は、宗像大社の神職によって毎日記録されている。緊急時には、海上保安庁との連絡体制が整備されており、連携が密に図られている。

(2) 適正な観光客受入容量の設定

資産や地域社会が観光による被害を受けないように、観光客の受け入れ体制、環境の拡充に取り組む。

(3) 交通システムの整備

地域住民の生活や周辺環境に配慮して、電車やバス等の公共交通の利用を中心とした交通対策を引き続き検討する。また、来訪者が地域内で資産やガイドンス施設を円滑に利用できるように関係機関と連携して交通情報を提供する。特に新原・奴山古墳群は、宗像大社辺津宮や世界遺産ガイドンス施設「海の道むなかた館」から地理的に離れていることから、タクシーを使用した交通ネットワークの充実や多言語解説ウェブサイトによる来訪誘導を進めている。なお、資産周辺では徒歩もしくは自転車での周遊を基本とし、ウォーキングやサイクリングのコースおよびレンタサイクルの情報提供等、適切な施策を検討する。

(4) 公開・非公開区域および来訪者動線の設定

沖津宮遙拝所、中津宮、辺津宮の神社境内には参拝、観光などの目的で不特定多数の人々が訪れるため、所有者である宗像大社が、信仰の保護、遺跡の保護、安全面等を考慮して公開範囲や公開時間帯を定めている。新原・奴山古墳群は、福津市が見学ルートを設

定し、遺跡の保護上問題のある場所について立ち入らないように誘導する。

(5) 来訪者マナーの啓発

来訪者に対して、資産とその周辺環境に負の影響を与えないために遺跡の保護や信仰に配慮した来訪マナーの啓発を行う。特に、宗像大社沖津宮は禁忌に基づき原則非公開であることから、沖ノ島島内への立ち入り禁止に関する周知を徹底する。

遺産群の価値や観光マナー等の情報を組み合わせたパンフレットを作成し、ガイダンスや駅、渡船場等の交通拠点に設置するとともに、ウェブサイトなど様々なメディアを活用した多言語での発信を継続する。

第4章

資産の保存管理

本章では、本資産の顕著な普遍的価値を確実に保護するための方針と、それらを担保する法令および実施する上で必要な各種計画について示す。また世界遺産委員会からの勧告 b) に対応する所有者および地域コミュニティの保存管理への参画についても示す。

- 4-1 資産の保存管理方針
- 4-2 資産の保存管理方法
 - 4-2-1 法的な保護措置
 - 4-2-2 文化財保護の仕組み
 - 4-2-3 緩衝地帯の管理方法
 - 4-2-4 風力発電施設への対応
- 4-3 所有者・地域コミュニティの役割

4-1 資産の保存管理方針

本資産の顕著な普遍的価値をき損することなく、世界遺産として未来に継承するためには、顕著な普遍的価値の属性¹を各種法令に基づき確実に保護する必要がある。本資産は、1つの属性の中に有形・無形の要素を含み、その価値も多岐にわたることから、各属性を細分化した要素に応じた保存管理方針を以下に示す。

(1) 属性1「出土品」

多様な来歴をもつ豊富な沖ノ島祭祀遺跡からの出土品

- ・ 沖ノ島祭祀遺跡からの出土品を適切に保存管理するため、管理台帳の充実・更新、出土品の再整理および修理修復を計画的に進める。
- ・ 約8万点の出土品を収蔵・展示する宗像大社神宝館が老朽化しているため、設備の更新等に係る検討を進める。

(2) 属性2「沖ノ島祭祀遺跡」

沖ノ島の地形的特徴

- ・ 人々の信仰の対象となった沖ノ島の荘厳さを感じさせる景観を保全するため、沖ノ島への眺望を阻害する洋上風力発電施設をはじめとする洋上構造物の設置を規制する。
- ・ 無断来訪者による沖ノ島のき損を防ぐため、禁忌による入島制限、行為制限を今後も維持する。
- ・ 沖ノ島の周辺海域を航行する漁業者や遊漁船業者等との調整を図る。
- ・ 環境および景観に悪影響を及ぼす漂着ごみの清掃を行う。
- ・ 宗像市による定期モニタリングを継続する。

豊富な考古学的堆積物を有する沖ノ島祭祀遺跡

- ・ 沖ノ島祭祀遺跡の各要素（地下遺構、埋蔵遺物、地上遺構）の特性に応じて厳密な保護を図る。ただし、地表で発見した遺物については出土状況を記録し、保管するなど適切な措置をとる。
- ・ 無断来訪者によるき損、盗掘を防ぐため、禁忌による入島制限、行為制限を今後も維持する。
- ・ 調査は原則、保存管理に資するものに限り、事前に十分な検討を行った上で必要最低限の範囲で実施する。
- ・ 整備は祭祀遺跡の保存や信仰活動上、必要なものに限る。

¹ 本資産のOUVの属性については、「2-2 顕著な普遍的価値の属性」を参照されたい。

- ・ 宗像市による定期モニタリングを継続する。

原位置を保ったままの沖ノ島祭祀遺跡に残る膨大な数の奉獻品

- ・ 無断来訪者によるき損、盗掘を防ぐため、禁忌による入島制限、行為制限を今後も維持する。
- ・ 調査は原則、保存管理に資するものに限り、事前に十分な検討を行った上で必要最低限の範囲で実施する。
- ・ 宗像市による定期モニタリングを継続する。

(3) 属性3「沖ノ島に対する崇拜」

沖ノ島の原始林

- ・ 沖ノ島の独自の生態系や希少種など、貴重な自然環境の価値を保護する。ただし、沖ノ島祭祀遺跡の周囲を優先する。
- ・ 禁忌による入島制限、行為制限を今後も維持する。
- ・ 宗像市による定期モニタリングを継続する。

小屋島・御門柱・天狗岩といった沖ノ島に付属する岩礁

- ・ 洋上風力発電施設をはじめとする洋上構造物の設置を規制する。
- ・ 沖ノ島の天然の鳥居であり信仰上重要なものであることから、不要物の撤去や上陸制限の実施を検討する。
- ・ 沖ノ島の周辺海域を航行する漁業者や遊漁船業者等との調整を図る。

文書に記録された沖ノ島での祭祀

- ・ 祭祀に関する学術調査・研究を継続する。

沖ノ島にまつわる禁忌

- ・ 禁忌による入島制限、行為制限を今後も維持する。
- ・ 沖ノ島の周辺海域を航行する漁業者や遊漁船業者等との調整を図る。
- ・ 禁忌に関する民俗調査を継続する。

九州および大島から沖ノ島に開けた眺望

- ・ 沖津宮遙拝所の社殿、境内配置、自然、人為的地形について、各要素の特性に応じて厳密な保護を図る。
- ・ 沖津宮遙拝所の信仰の場としての機能を維持する。
- ・ 沖津宮遙拝所および御嶽山山頂から沖ノ島への眺望を保全するため、洋上風力発電施設をはじめとする洋上構造物の設置を規制する。
- ・ 構成資産の修復、整備を行う際は、必要な範囲内において発掘調査等の専門調査を事前に行い、構成資産に与える影響を十分考慮して実施する。
- ・ 構成資産周辺の景観を保全する。
- ・ 住民生活に支障をきたさないよう調整を図る。

沖ノ島を崇める伝統を育んだ宗像氏の人々の存在を証明する新原・奴山古墳群

- ・ 古墳（地下遺構：周溝、埋葬施設、埋蔵遺物／地上遺構：墳丘、周堤、葺石）、自然、人為的地形について、各要素の特性に応じて厳密な保護を図る。
- ・ 居住や事業を目的とした施設の新築、増築、改築は、構成資産に与える影響を十分考慮し、地下に埋蔵されている遺構・遺物および周辺景観に影響を与えないことを前提とする。
- ・ 構成資産内を通過する道路について、公益上必要最小限のものを除き、顕著な普遍的価値の保護の観点から新設又は既存のものゝの拡幅を認めない。また、道路が顕著な普遍的価値へ与える影響を十分考慮し、自然環境に調和させる可能性を検討する。
- ・ 資産範囲に位置する大型農業施設等について、撤去とその後の跡地整備について専門家を含む委員会で検討する。
- ・ 削平などによって墳丘が崩落する危険性のある古墳については、崩落防止のための保護措置を検討する。修復の手法は発掘調査成果に基づいて専門家を含む委員会において検討する。
- ・ 住民生活に支障をきたさないよう調整を図る。

(4) 属性4「遙拝」

九州および大島から沖ノ島に開けた眺望

- ・ 沖津宮遙拝所の社殿、境内配置、自然、人為的地形について、各要素の特性に応じて厳密な保護を図る。禁忌による入島制限、行為制限を今後も維持する。
- ・ 沖津宮遙拝所の信仰の場としての機能を維持する。
- ・ 沖津宮遙拝所および御嶽山頂から沖ノ島への眺望を保全する。
- ・ 構成資産周辺の景観を保全する。
- ・ 洋上風力発電施設をはじめとする洋上構造物の設置を規制する。
- ・ 「守り伝える活動」等による海岸清掃を継続的に実施する。
- ・ 資産の修復、整備を行う際は、必要な範囲内において発掘調査等の専門調査を事前に行い、構成資産に与える影響を十分考慮して実施する。
- ・ 住民生活に支障をきたさないよう調整を図る。

「神宿る島」沖ノ島を遠くから拝むための信仰の場である沖津宮遙拝所

- ・ 沖津宮遙拝所の社殿、境内配置、自然、人為的地形について、各要素の特性に応じて厳密な保護を図る。
- ・ 沖津宮遙拝所の信仰の場としての機能を維持する。
- ・ 沖津宮遙拝所から沖ノ島への眺望を保全する。
- ・ 構成資産周辺の景観を保全する。
- ・ 洋上風力発電施設をはじめとする洋上構造物の設置を規制する。

- ・ 「守り伝える活動」等による海岸清掃を継続的に実施する。
- ・ 資産の修復、整備を行う際は、必要な範囲内において発掘調査等の専門調査を事前に行い、構成資産に与える影響を十分考慮して実施する。
- ・ 住民生活に支障をきたさないように調整を図る。

沖ノ島へと続く海を見渡す台地上に位置する新原・奴山古墳群

- ・ 構成資産周辺の景観を保全する。
- ・ 古墳群の台地上から大島と海への眺望を保全する。
- ・ 古墳群および旧入り海の田園景観を一体的に保全する。
- ・ 住民生活に支障をきたさないように調整を図る。

(5) 属性5「宗像三女神への崇拜」

古代祭祀遺跡に関連づけられる生きた信仰の場である宗像大社沖津宮・中津宮・辺津宮

- ・ 祭祀遺跡（沖ノ島祭祀遺跡、御嶽山祭祀遺跡、下高宮祭祀遺跡などの地下遺構、埋蔵遺物）について、各要素の特性に応じて厳密な保護を図る。
- ・ 社殿、境内配置、自然、人為的地形、社叢について、各要素の特性に応じて厳密な保護を図る。
- ・ 信仰活動上必要な建築物等の修復、新築、増改築にあたっては、地下に埋蔵されている遺構・遺物や境内の配置、信仰の場としての機能を十分考慮し、資産に調和したものとする。
- ・ 資産の修復、整備を行う際は、必要な範囲内において発掘調査等の専門調査を事前に行い、構成資産に与える影響を十分考慮して実施する。
- ・ 宗像大社沖津宮に隣接する祈願殿および駐車場について、辺津宮境内の玄関口として周辺環境により調和させる可能性を検討する。また、海の道むなかた館について、周辺環境により調和させる検討と将来的な移転の可能性を考慮する。
- ・ 構成資産周辺の景観を保全する。
- ・ 住民生活に支障をきたさないよう調整を図る。

主に宗像大社の社殿において執り行われる宗像三女神への祭祀

- ・ 社殿、境内配置、自然、人為的地形、社叢について、各要素の特性に応じて厳密な保護を図る。
- ・ 祭祀に関する継続的な学術調査・研究を行う。

宗像地域の人々によって守られてきた宗像三女神への崇拜

- ・ 本資産の顕著な普遍的価値を確実に保護するため、継続的な学術調査・研究を行う。
- ・ 信仰を支える人々の資産と共にある持続可能なくらしの維持（農業・漁業の継続）を支援する。

4-2 資産の保存管理方法

4-2-1 法的な保護措置

本資産の顕著な普遍的価値の属性は文化財保護法をはじめとする様々な法律や条例によって適切に管理されている（表 4-1）。

4-2-2 文化財保護の仕組み

（1）文化財保護法の指定状況

「属性 1 出土品」に該当する沖ノ島祭祀遺跡からの出土品は「福岡県宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品」として国宝に一括指定され、宗像大社神宝館で収蔵・展示されている。また、遺跡および建築物、地下に埋蔵されている遺構・遺物のみならず、それらと密接な関係を持つ自然地形など、本資産の顕著な普遍的価値の属性と関係する構成資産は、文化財保護法（表 4-2）の下に国の史跡、天然記念物、重要文化財に指定されている。これらの指定された遺跡および建築物、工作物、土地に関しては、国の許可無くそれらの現状を変更することはできない（表 4-3）。宗像大社沖津宮、沖津宮遙拝所、中津宮、辺津宮は、国指定史跡「宗像神社境内」に一括して指定されている。新原・奴山古墳群は国指定史跡「津屋崎古墳群」の一部として指定されている。加えて、沖ノ島全島は国指定天然記念物「沖の島原始林」に、宗像大社辺津宮の本殿・拝殿は国指定重要文化財に指定されている。

文化財保護法では、所有者が文化財の保存管理、修理の主体となることが原則であり（法第 31 条、第 113 条、第 119 条）、本資産も、各文化財の所有者が日常的な維持管理等の責任を負う。宗像大社、宗像市、福津市は、それぞれが所有、管理する構成資産の保存活用（管理）計画を策定し、適切に実行している（表 4-4）。

表 4-1 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群で適用される法令、制度等

法令・制度等		対象区域	属性				
			出土品	沖ノ島祭祀遺跡	沖ノ島に対する崇拜	遥拝	宗像三女神への崇拜
文化財関係	文化財保護法	国宝・重要文化財 国史跡・国天然記念物 周知の埋蔵文化財包蔵地	✓	✓	✓	✓	✓
	福岡県文化財保護条例				✓	✓	
	宗像市文化財保護条例					✓	
景観関係	景観法（宗像市景観計画・景観条例、 福津市景観計画・景観条例）	景観重点区域		✓	✓	✓	✓
		準景観地区			✓	✓	✓
		景観重要公共施設（漁港、港湾、 道路、河川、海岸）		✓	✓	✓	✓
	屋外広告物法（宗像市屋外広告物条例、 福津市屋外広告物条例）	緩衝地帯（陸域）		✓	✓	✓	✓
土地利用関係	都市計画法	都市計画区域			✓	✓	✓
		市街化調整区域			✓	✓	✓
		準都市計画区域			✓	✓	✓
	自然公園法	玄海国定公園（第1～3種特別地 域、普通地域）			✓	✓	✓
	自然環境保全法 （福岡県環境保全に関する条例）	自然環境保全地域（特別地区、普 通地区）		✓	✓	✓	✓
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地			✓	✓	✓
	森林法	保安林 地域森林計画対象民有林			✓	✓	✓
	国有林野の管理経営に関する法律	国有林			✓	✓	✓
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防 止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域			✓	✓	✓
	海岸法	海岸保全区域 一般公共海岸区域			✓	✓	✓
	港湾法	港湾区域			✓	✓	✓
	漁港漁場整備法	漁港区域		✓	✓	✓	✓
	福岡県一般海域管理条例	一般海域		✓	✓	✓	✓
公有水面埋立法	公有水面		✓	✓	✓	✓	
河川法	河川区域			✓	✓	✓	

表 4-2 文化財保護法の概要

法令名	概要	許可等を要する行為	罰則規定
文化財保護法	文化財を保存し、且つ、活用を図り、もって国民の文化的向上に資することを目的としている。許可又は同意等を要する行為について、所有者、管理者、行政等の責務について定めている。	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為に対し、文化庁長官の許可が必要。(文化庁長官の許可の権限に属する事務の一部については、県又は市の教育委員会に委譲されている。)	懲役若しくは禁錮又は罰金若しくは科料

表 4-3 顕著な普遍的価値の属性と文化財指定の関係

属性	関連する構成資産	文化財保護法による指定種別及び指定名称	世界遺産条約における種別
出土品	宗像大社沖津宮(沖ノ島)	国宝「福岡県宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品」	遺跡 (site)
沖ノ島祭祀遺跡	宗像大社沖津宮(沖ノ島・小屋島・御門柱・天狗岩)	史跡「宗像神社境内」	
沖ノ島に対する崇拜	宗像大社沖津宮(沖ノ島・小屋島・御門柱・天狗岩)		
	宗像大社沖津宮遙拝所		
	宗像大社中津宮	史跡「津屋崎古墳群」(の一部)	
遙拝	宗像大社沖津宮遙拝所	史跡「宗像神社境内」	
	宗像大社中津宮	史跡「宗像神社境内」	
	新原・奴山古墳群	史跡「津屋崎古墳群」(の一部)	
宗像三女神への崇拜	宗像大社沖津宮(沖ノ島・小屋島・御門柱・天狗岩)	史跡「宗像神社境内」	
	宗像大社沖津宮遙拝所	重要文化財「宗像神社辺津宮本殿」	
	宗像大社中津宮	「宗像神社辺津宮拜殿」	
	宗像大社辺津宮		
	新原・奴山古墳群	史跡「津屋崎古墳群」(の一部)	

表 4-4 構成資産等の所有者及び関係する保存管理計画等

構成資産等	所有者・管理者	保存管理計画等
沖ノ島祭祀遺跡 出土品	宗像大社	—
宗像大社沖津宮	宗像大社、宗像漁協	・国指定史跡 宗像神社境内 保存管理計画 ・国指定天然記念物 沖ノ島原始林 保存管理計画
宗像大社 沖津宮遙拝所	宗像大社	・国指定史跡 宗像神社境内 保存管理計画
宗像大社中津宮	宗像大社、宗像市等	・国指定史跡 宗像神社境内 保存管理計画
宗像大社辺津宮	宗像大社、宗像市、個人	・国指定史跡 宗像神社境内 保存管理計画 ・重要文化財 宗像神社辺津宮本殿・拜殿保存活用計画
新原・奴山古墳群	福津市、国、福岡県、個人、法人等	・国指定史跡 津屋崎古墳群 整備基本構想 ・国指定史跡 津屋崎古墳群 整備基本計画 ・国指定史跡 津屋崎古墳群 保存管理計画

(2) 現状変更等の制限と手続き

沖ノ島祭祀遺跡からの出土品および全ての構成資産は、文化財保護法に基づく指定範囲において、現状変更、またはその保存に影響を及ぼす行為は、各保存管理計画で定めた取り扱い方針に従い、維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合を除き、文化庁長官の許可を受ける必要がある（法第 43 条、第 125 条）。

所有者等の行為者が現状変更を行おうとする場合は、事前に申請内容に関し宗像市、福津市と協議し、行為の妥当性について宗像市、福津市と福岡県で協議、調整する。福岡県はそれらの検討結果を踏まえ、国（文化庁）へ意見書を付して申請を進達する。文化庁長官は、イコモス国内委員会委員を含む文化審議会文化財分科会に対して、現状変更等に関して諮問し、学術的かつ厳密な審査に基づく答申を経て許可する。この際、文化庁長官は必要な指示をすることができ、許可条件に従わない場合は、行為の停止命令を発し、または許可の取消ができる。

保存活用協議会は、上記の現状変更手続きの中で、資産の顕著な普遍的価値の保護の観点から、関係機関と確認・調整する。その際、諮問機関である専門家会議は、資産への影響を検討し保存活用協議会へ指導・助言する。

(3) 調査および修復の方針

沖ノ島祭祀遺跡からの出土品および構成資産の調査および修復については、資産の顕著な普遍的価値および真実性、完全性を保持することを前提に、世界遺産としての顕著な普遍的価値に関わる国際憲章に基づいて実施する。特に本資産の顕著な普遍的価値の中核である考古遺跡については、「考古学的遺産の管理、運営に関する国際憲章」²における調査および修復に関する考え方に準じるものとする。

資産の調査、修復が必要な場合は、文化財保護法の下、多様な視点から事前に学術調査を実施し、その成果に基づき、所有者、関係各分野の専門家、学識経験者からなる委員会における十分な検討、指導、決定を経て実施する。

² 「考古学的遺産についての情報の収集は調査における保護や学術的な目的の為に必要以上に考古学的な証拠を破壊しないということを優先原則にしなければならない」「発掘とはその他の情報を失ったり、記念建造物や遺跡の完全な破壊という犠牲を払って記録保存されたり、保存された (preserved, conserve) 証拠を選択する危険が常にあるのであるから、発掘の決定は慎重に採るべきである (第 5 条)」とある。また、復元については「再建 (reconstructions) は 2 つの重要な機能を果たす：実験的な研究と解釈である。しかし、それらは残存する考古学的な証拠を乱すことを避ける為に非常に慎重に行われるべきであり、オーセンティシティを達成する為にあらゆる資源から得られる証拠を考慮すべきである。実行可能で適切であるならば、再建は考古学的遺跡の直上で行われるべきではなく、再建であるとわかるようにすべきである (第 7 条)」とある。

4-2-3 緩衝地帯の管理方法

(1) 緩衝地帯の法的保護

構成資産と緩衝地帯を一体的に管理するために、緩衝地帯内の土地利用状況に応じて、各種法律、福岡県、宗像市、福津市が定める条例等を適正に運用する。緩衝地帯で適用される法令、制度等は、表 4-5、4-7~13、図 4-3~9 に示すとおりである³。

海域については、福岡県一般海域管理条例、再エネ海域利用法、自然公園法、港湾法、漁港漁場整備法等に基づいて管理している。海域の管理の中で主体となる法令が福岡県一般海域管理条例であり、緩衝地帯の海域全域を対象に洋上工作物の設置について許可制に基づく行為規制を行っている。陸域については、都市計画法、自然公園法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律等に基づいて土地利用規制を設けている。陸域の中で主体となる法令は景観法であり、宗像市、福津市が景観法に基づき定める景観計画、景観条例によって緩衝地帯を景観重点区域に位置づけ、一定規模を超える建築物、工作物の新築、増改築、土地の形質変更、木竹の伐採行為等について、事前に宗像市、福津市への届出を義務付けており、建築物、工作物等の高さ、色彩、形態、意匠等に関する景観規制、誘導している。また、構成資産内外の重要な眺望景観を保全するために構成資産内外に視点場

(図 4-1)を設定し、各構成資産間の眺望を阻害する要因を抑制するとともに、資産と一体となった景観の保全、形成を図っている。さらに、構成資産間をつなぐ道路や港湾、漁港や関連する施設など重要な公共施設を景観法に基づく景観重要公共施設(図 4-5)に指定し、整備方針・基準を設けて積極的な景観整備に取り組んでいる。なお、大島では、より法的拘束力のある準景観地区に指定しており、認定・許可手続きによって景観規制・誘導している。

(2) 景観管理の仕組み

本資産の緩衝地帯は宗像市と福津市の2つの行政区をまたぐため、緩衝地帯の景観管理について、関係者間で連携、調整する仕組みを設けている。宗像市と福津市は、景観計画において保護の方針や行為制限等の連携を図るなど緩衝地帯の景観施策の一体性を確保している。また、福岡県・宗像市・福津市によって緩衝地帯内で予定されている公共事業について、毎年度、事業照会を実施して計画内容を把握し、各関係機関と事前協議と調整を図っている。特に、本資産の顕著な普遍的価値の属性に負の影響を与える可能性のある公共事業については、宗像市、福津市の景観審議会⁴の委員を含む専門家会議で協議し、影響

³ 緩衝地帯の範囲や地区区分は、2-5 緩衝地帯の範囲と現況 (p.35~p.45) を参照。

⁴ 景観審議会は、学識経験者や市民代表で構成される景観審議会によって、景観計画の策定や変更、景観法の規定による勧告および命令のほか景観条例に定める景観に関する重要事項などを調査・審議する。

の低減策等に関する指導、助言を行っている。

(3) 資産周辺の文化財の保護

緩衝地帯には、国および地域にとって重要な遺跡や、法的に指定されているものに限らず多くの文化財が分布する。福岡県、宗像市、福津市は、これらの資産と関連の深い地域の歴史的、文化的資源について、その価値を解明するために学術調査を進め、文化財保護法に基づく文化財指定、登録やその他の制度による保護に取り組む必要がある。

現在、宗像市では『宗像市文化財保存活用地域計画』を策定に取り組んでいる。そこでは、本資産を含む古文書や伝承、遺跡、信仰、祭りなど、宗像一族の栄枯盛衰や沖ノ島および宗像三女神信仰の継承を示す文化遺産を関連文化財群と捉え、文化財指定や未指定を問わず、文化遺産の一体的な保存と活用を推進している。今後は、この関連文化財群などの調査研究や次世代継承のための人材育成および地域一体となった活用に関する取組が実施される予定である。

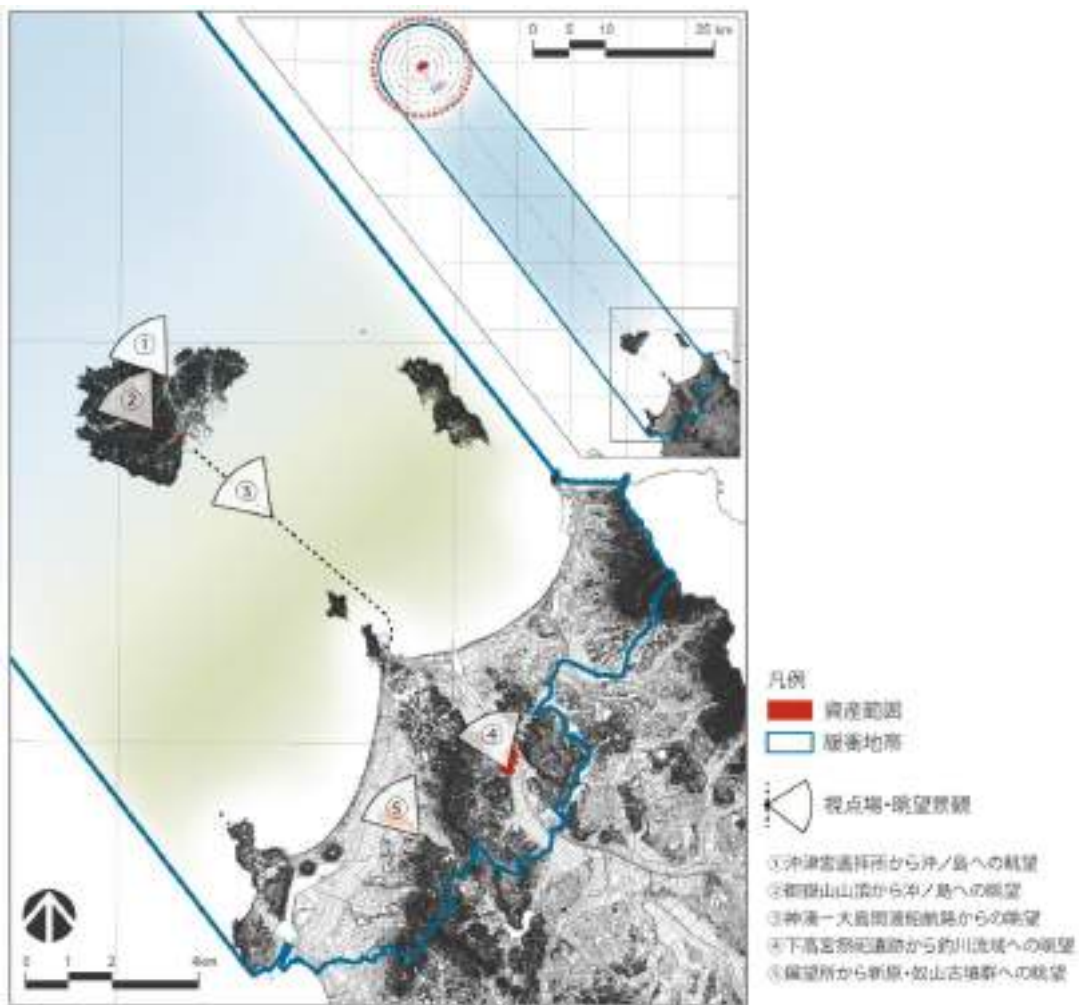


図 4-1 資産の視点場・眺望景観

表 4-5 緩衝地帯で適用される法令、制度等

法令・制度等	対象区域	緩衝地帯					
		沖ノ島周辺	沖ノ島 大島間	大島	大島 九州本土間	辺津宮周辺	新原・奴山古墳群周辺
文化財	文化財保護法			○		○	○
景観関係	景観法（宗像市景観計画・景観条例、福津市景観計画・景観条例）	景観重点区域	○		◎	○	◎
		準景観地区			◎		
	景観重要公共施設（漁港、港湾、道路、河川、海岸）	○		○	○	○	○
	屋外広告物法（宗像市屋外広告物条例、福津市屋外広告物条例）	緩衝地帯（陸域）	○		○	○	○
土地利用関係	都市計画法	都市計画区域				○	○
		市街化調整区域				◎	
		準都市計画区域					○
	自然公園法	玄海国定公園（第1～3種特別地域、普通地域）				○	○
	自然環境保全法（福岡県環境保全に関する条例）	自然環境保全地域（特別地区、普通地区）	○		○		
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地			○		◎
	森林法	保安林 地域森林計画対象民有林			○		○
	国有林野の管理経営に関する法律	国有林				○	○
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域			○		○
	海岸法	海岸保全区域 一般公共海岸区域			○	○	○
	港湾法	港湾区域			○		
	漁港漁場整備法	漁港区域	○		○	○	○
	再エネ海域利用法	領海及び内水の海域	◎	◎		◎	
	福岡県一般海域管理条例	一般海域	◎	◎		◎	
公有水面埋立法	公有水面	○	○		○		
河川法	河川区域				○		

◎：中心的な法令・制度 ○：補足的な法令・制度

4-2-4 風力発電施設への対応

(1) 世界遺産委員会からの追加的勧告

本資産の保存管理に関して、世界遺産委員会から「d) 海上または陸上での風力発電施設の設置は、『適切に制限する』だけでなく、緩衝地帯を含む資産範囲の全域および資産外の区域について、構成資産の視覚的な完全性に影響を与えうる場合は完全に禁止すると表明すること」という追加的勧告が付された。

(2) 景観保全範囲の設定

本資産の顕著な普遍的価値の属性の内、洋上風力発電施設の設置によって大きな影響を受けるものは、「属性3 沖ノ島に対する崇拜」と「属性4 遥拝」である。そこで風力発電施設の設置が、両属性に共通する要素である「九州および大島から沖ノ島に開けた眺望」に影響を与え得る範囲を特定し、景観保全範囲とした(図4-2)。

この検討では、洋上風力発電施設が属性3および属性4に負の影響を与える最大範囲を求めため、本計画で定めた全ての視点場を包含する九州本土および大島における緩衝地帯の両端に視点場を設定し、当該地点から沖ノ島方向を見たときに影響が生じうる範囲を人間の視野特性(視野60° コーン説)⁵を用いて求めた。また、緩衝地帯の中心軸(九州本土-大島-沖ノ島の航路)にも視点場を設定し、高さ170mの洋上風力発電施設が景観に負の影響を与える範囲を対象物の見えの大きさを表す指標(垂直見込角0.5°)⁶を用いて特定した。これらが重なる範囲は属性3および属性4を保護する上で重要な地点であることから、当該範囲を景観保全範囲とし、再エネ海域利用法に基づく、海洋再生可能エネルギー発電施設の整備に係る促進区域の指定の検討においては、景観保全範囲を促進区域の候補地から除外することとする。また、可能性は低いものの、景観保全範囲において同法に依らない洋上風力発電施設の設置が計画された場合は、「福岡県一般海域管理条例」に基づき一般海域使用の許可の可否を判断することになるが、福岡県世界遺産所管課は福岡県一般海域管理条例所管課と協議の上、一般海域の使用を許可しないこととする。なお、洋上(海拔0m)から沖ノ島の最高所(243m)が視認できる範囲(沖ノ島から半径60kmの日本国領海内)においては、洋上開発に係る情報を可能な限り入手し、本資産の顕著な普遍的価値負の影響

⁵ 人間が特定の対象を非検索的に眺める場合の視野は、既往研究により60°とされている。つまり、特定の眺望対象がある場合、その眺望対象を中心とする60°の範囲の重要性が高い。緩衝地帯全域から沖ノ島を眺望した際に視野60°の範囲に収まる最大範囲を景観保全範囲とした。

⁶ 垂直見込角0.5°以下の場合、気象条件や太陽光線によって視覚的に判別しにくい状況となる(環境省(2013)「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」)。そのため、洋上風力発電施設の高さを170mと想定した場合、垂直見込角が0.5°以上となる範囲を景観保全範囲とした。

を与える恐れがある場合は、遺産影響評価を実施し低減策等を検討することとした。

一方、構成資産周辺の陸域については、宗像市景観条例・景観計画および福津市景観条例・景観計画に基づく景観形成基準によって開発行為の規制や誘導が既に実施されており、本資産の顕著な普遍的価値に悪影響を与える規模の風力発電施設の設置は想定されない。

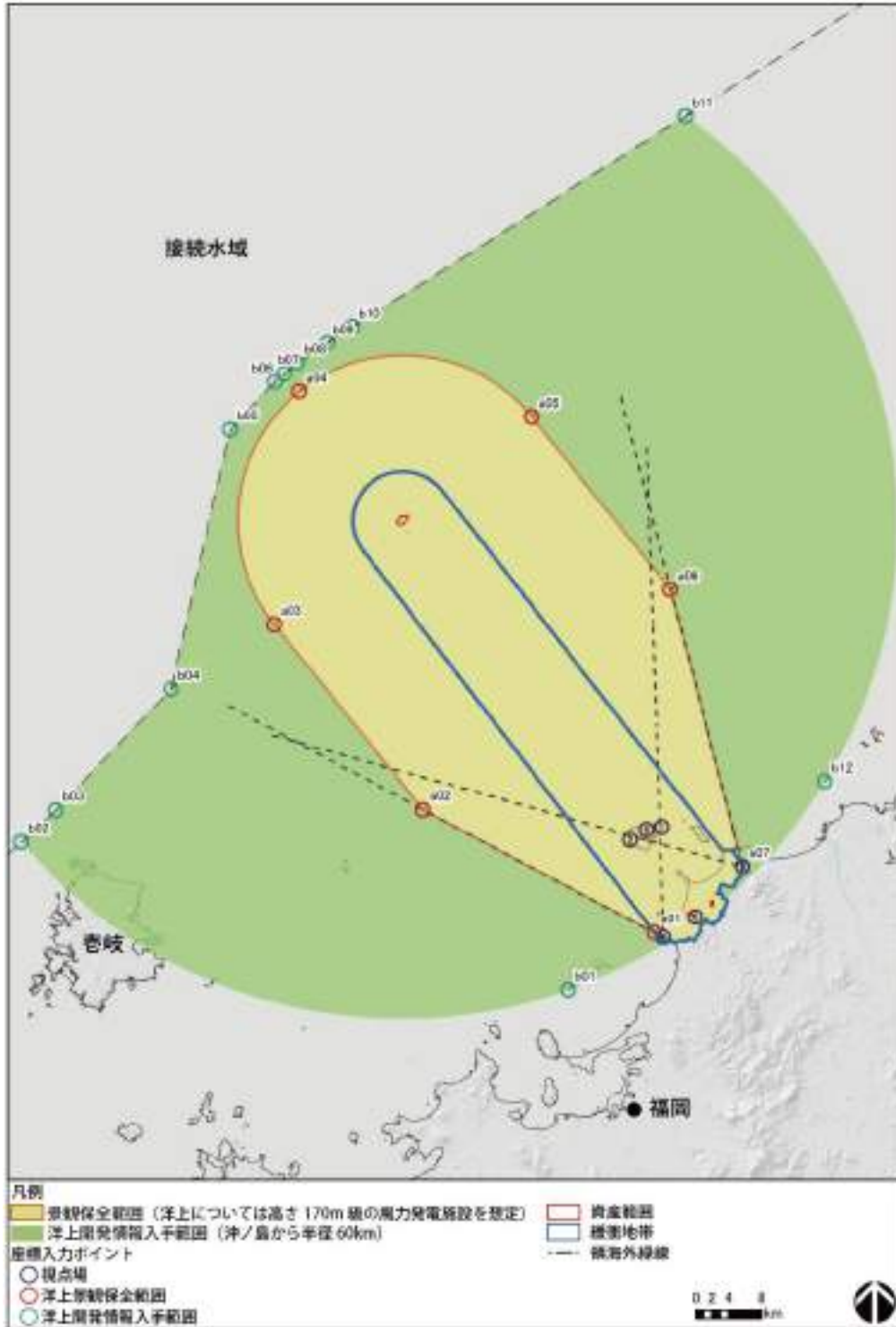


図 4-2 風力発電施設に対する景観保全範囲

4-3 所有者、地域コミュニティの役割

(1) 地域と共に資産を保存管理する

本資産の保護や景観の保全は、法律や条例、制度だけでなく、地域全体で価値観を共有し、行政や関係者ととも地域一体となり行動することが重要である。そのため、地域の人々が担い、継承してきた信仰や伝統的慣習を維持しつつ、ボランティア活動の機運醸成や文化遺産の保護および景観保全に関する地域住民の意識向上を図る。

(2) 伝統的慣習に基づく保護

特に沖ノ島は、文化的伝統である「禁忌」に基づく入島制限、行為制限によって所有者である宗像大社および氏子である地域住民によって守られてきた経緯がある。現在も沖ノ島の渡島の際には、「沖ノ島では、上陸後直ちに海中での禊を行うこと」「一木一草一石たりとも島外へ持ち出さないこと」等の厳守事項を宗像大社が定めている。本資産の顕著な普遍的価値を保護するため、文化財保護法に基づく保護に加えて、こうした文化的伝統についても今後も維持する。

(3) 信仰の継承

宗像大社では年間を通して多くの祭礼行事が行われている。その中でも大島から神湊までを船団が海上神幸して三女神が一堂に会す「みあれ祭」は、海を介した信仰をよく表す神事である。宗像大社と地域コミュニティと連携し祭礼行事等の信仰に関わる伝統文化の維持・継承を図る。

(4) 所有者・地域コミュニティによる日常的な維持管理

構成資産の適切な点検および清掃、軽微な補修等の日常的な維持管理は、各構成資産の所有者の責任によって実施する。また、所有者と連携して、地域住民等による清掃等の日常的な維持管理活動を継続する。表 4-6 に構成資産毎の点検と維持管理の状況を示す。

(5) 担い手の育成

本資産では、地元団体や企業によって海岸清掃をはじめとする本資産の価値を守り伝える活動が継続的に実施されている。保存活用協議会では、そのようなボランティア活動を「守り伝える活動」として認定し、ホームページへの活動報告の掲載や広報等によって、更なる機運醸成を図る。また、住民と行政による意見交換会や学校教育と連携した学習機会の提供等によって、本資産を含む文化遺産の保護や景観保全に関する意識向上を図る。

表 4-6 構成資産の点検と日常的な維持管理

No.	構成資産	所有者 (土地所有率)	責任者が実施する 点検、維持管理	その他ボランティア等による 維持管理
1	沖ノ島	宗像大社 (99.8%) 漁業協同組合 (0.1%) 国 (0.1%未満)	神職が交代で1名常駐し、目視による点検、清掃等の日常的な維持管理を実施。	—
2	小屋島	宗像大社 (100%)	—	—
3	御門柱	宗像大社 (100%)	—	—
4	天狗岩	宗像大社 (100%)	—	—
5	宗像大社 沖津宮遙拝所	宗像大社 (100%)	神職が定期的に境内地を訪問（常駐者なし）し、目視による点検、清掃、軽微な補修、施錠等の日常的な維持管理を実施。	神事の前に氏子が清掃活動を実施。 大島地区コミュニティ運営協議会が定期的な海岸清掃を実施。
6	宗像大社 中津宮	宗像大社(87%) 宗像市(12.9%) 福岡県 (0.1%未満)	1人の神職が境内に常駐し、清掃、軽微な補修、施錠等の日常的な維持管理を実施。	神事の前に氏子が清掃活動を実施。
7	宗像大社 辺津宮	宗像大社(94.9%) 宗像市(1.8%) 個人(3.3%)	複数人の神職が通年境内地及び周辺に滞在し、清掃、軽微な補修、施錠等の日常的な維持管理を実施。	神事の前に氏子が清掃活動を実施。
8	新原・奴山 古墳群	福津市(81.2%) 福岡県(5.4%) 国(2.5%) 農業協同組合 (7.2%) 事業者 (0.7%) 個人 (3.0%)	福津市職員が訪問し、(月1回程度、常駐者なし)目視による点検清掃、主要な箇所草刈り等の日常的な維持管理を実施。	地域住民による草刈り、清掃活動を定期的に実施。また、不法投棄監視パトロールを週2回実施。

表 4-7 緩衝地帯における法令、制度等の指定範囲及び保全措置 (1/3)

地区	範囲	法令・制度等	範囲及び保全措置
沖ノ島周辺	沖ノ島	景観法（宗像市景観計画、景観条例）	・景観重点区域Ⅰ：建築物・工作物の形態意匠、色彩、高さ（10m以下）開発行為等について届出が必要。 ・沖ノ島漁港を景観重要公共施設に指定。整備に関する基準を定める。
		屋外広告物法（宗像市屋外広告物条例）	・特別地域に指定。自家用以外の屋外広告物の表示や設置を原則禁止。屋外広告物の表示や設置に関する基準（面積、高さ、色彩等）を定める。
		自然環境保全法（福岡県環境保全に関する条例）	・沖ノ島と3つの付属する岩礁（小屋島、天狗岩、御門柱）を自然環境保全地域に指定。工作物の建築、造成等の行為については許可が必要。
		漁港漁場整備法	・沖ノ島漁港を第4種漁港に指定。漁港区域内の水域又は公共空地における工作物の建設、占有等の行為について許可が必要。沖ノ島漁港におけるプレジャーボートの係留を禁止。
	海域	福岡県一般海域管理条例	・風力発電等の洋上工作物の設置等の行為について許可が必要。
		再エネ海域利用法	・海洋再生エネルギー発電設備の整備に係る促進区域に指定された場合、促進区域内海域の占用、施設又は工作物の設置については許可が必要。
公有水面埋立法		・海域の埋め立てについて規定を定めている。	
沖ノ島間	海域	福岡県一般海域管理条例	・風力発電等の洋上工作物の設置等の行為について許可が必要。
		再エネ海域利用法	・海洋再生エネルギー発電設備の整備に係る促進区域に指定された場合、促進区域内海域の占用、施設又は工作物の設置については許可が必要。
		公有水面埋立法	・海域の埋め立てについて規定を定めている。
大島	大島	文化財保護法	・周知の埋蔵文化財包蔵地の開発行為について届出が必要。
		景観法（宗像市景観計画、景観条例）	・景観重点区域Ⅰ：建築物、工作物の形態意匠、色彩、高さ（10m以下）、開発行為等について認定、許可が必要。 ・景観重点区域Ⅱ：建築物、工作物の形態意匠、色彩、高さ（13m以下）、開発行為等について認定、許可が必要。 ・全島を準景観地区に指定。 ・港湾（大島港）、漁港（大島漁港）、海岸（岩瀬地区、津和瀬地区）、道路を景観重要公共施設に指定。整備に関する事項や許可基準を定める。
		屋外広告物法（宗像市屋外広告物条例）	・全島を特別地域に指定。自家用以外の屋外広告物の表示や設置を原則禁止。屋外広告物の表示や設置に関する事項や基準（面積、高さ、色彩等）を定める。
		自然環境保全法（福岡県環境保全に関する条例）	・大島北西部の海岸を自然環境保全地域（特別地域、普通地域）に指定。工作物の建築、造成等の行為について許可又は届出が必要。
		農業振興地域の整備に関する法律	・御嶽山の一部を農用地区域（採草放牧地）に指定。農用地区域内の開発行為について許可が必要。
		森林法	・保安林の伐採、土地の形質変更等の行為について許可が必要。 ・地域森林計画の対象民有林における開発等の行為について許可が必要。
		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	・特別警戒区域内の開発又は建築行為等に、事前協議が必要。
		海岸法	・大島海岸、大島港海岸、岩瀬地区海岸、津和瀬地区海岸が海岸保全区域に指定。土石の採取、土地の掘削、盛土、切土等の行為について許可が必要。
		港湾法	・大島港を地方港湾（避難港）に指定。港湾区域内の水域もしくは公共空地における工作物の建設、占有等の行為について許可が必要。
漁港漁場整備法	・大島漁港を第2種漁港に指定。漁港区域内の水域又は公共空地において工作物の建設、占有等の行為について許可が必要。		

表 4-8 緩衝地帯における法令、制度等の指定範囲及び保全措置 (2/3)

地区	範囲	法令・制度等	範囲及び保全措置
大島 ― 九州 本土 間	地島・ 勝島	海岸法	・地島および勝島を一般公共海岸区域に指定。土石の採取、土地の掘削、盛土等の行為について許可が必要。
		景観法（宗像市景観計画、景観条例）	・景観重点区域Ⅱ：建築物、工作物の形態意匠、色彩、高さ（13m以下）、開発行為等について認定が必要。 ・地島漁港を景観重要公共施設に指定。整備に関する事項や許可基準を定める。
		屋外広告物法（宗像市屋外広告物条例）	・地島・勝島を特別地域に指定。自家用以外の屋外広告物の表示や設置を原則禁止。屋外広告物の表示や設置に関する基準（面積、高さ、色彩等）を定める。
		自然公園法	・地島・勝島を玄海国定公園の特別地域（第2種、第3種）に指定。工作物の建築、造成等の行為について許可が必要
		漁港漁場整備法	・地島漁港を第1種漁港に指定。 ・漁港区域内の水域又は公共空地における工作物の建設、占有等の行為について許可が必要。
	海域	福岡県一般海域管理条例	・風力発電等の洋上工作物の設置等の行為について許可が必要。
		再エネ海域利用法	・海洋再生エネルギー発電設備の整備に係る促進区域に指定された場合、促進区域内海域の占用、施設又は工作物の設置については許可が必要。
		自然公園法	・九州本土の沿岸海域を普通地域に指定。水面の埋立、干拓等の行為について届出が必要。
		公有水面埋立法	・海域の埋め立てについて規定を定めている。
辺津宮 周辺	九州本土 （宗像市域）	文化財保護法	・史跡指定地の現状変更等について許可が必要。また、周知の埋蔵文化財包蔵地の開発行為について届出が必要。
		景観法（宗像市景観計画、景観条例）	・景観重点区域Ⅰ：建築物、工作物の形態意匠、色彩、高さ（10m以下）、開発行為等について届出が必要。 ・景観重点区域Ⅱ・Ⅲ：建築物、工作物の形態意匠、色彩、高さ（Ⅱ：13m以下／Ⅲ：周囲から突出しない高さ）、開発行為等について届出が必要。 ・道路（県道69号等）、漁港（鐘崎漁港、神湊漁港）、海岸（江口地区、鐘崎地区、井牟田地区）、河川（釣川）を景観重要公共施設に指定。整備に関する事項や許可基準を定める。
		屋外広告物法（宗像市屋外広告物条例）	・陸域全域を特別地域に指定。自家用以外の屋外広告物の表示や設置を原則禁止。屋外広告物の表示や設置に関する基準（面積、高さ、色彩等）を定める。
		都市計画法	・陸域全域を市街化調整区域に区分。建築行為や開発行為を制限。
		自然公園法	・さつき松原及び辺津宮周辺の丘陵地を玄海国定公園の特別地域（第1種、第2種、第3種）に指定。工作物の建築、造成等の行為について許可が必要。
		農業振興地域の整備に関する法律	・釣川流域（旧入海）の農地を農用地区域に指定。農用地区域内の開発行為について許可が必要。
		森林法	・保安林の伐採、土地の形質変更等の行為について許可が必要。 ・地域森林計画の対象民有林における開発等の行為について許可が必要。
		国有林野の管理経営に関する法律	・地域管理経営計画により、国有林野の管理経営の基本方針や主要事業の実施に関する事項を定めている。
		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	・特別警戒区域内における開発又は建築等の行為について事前協議が必要。

表 4-9 緩衝地帯における法令、制度等の指定範囲及び保全措置 (3/3)

地区	範囲	法令・制度等	範囲及び保全措置
辺津宮周辺	(宗九像州市本土域)	海岸法	・江口地区、鐘崎地区、井牟田地区を海岸保全区域に指定。土石の採取、土地の掘削、盛土等の行為について許可が必要。
		漁港漁場整備法	・鐘崎漁港、神湊漁港を第2種漁港に指定。漁港区域内の水域又は公共空地における工作物の建設、占有等の行為について許可が必要。
		河川法	・釣川を2級河川に指定。土地の占用、土石等の採取、土地の掘削等の行為について許可が必要。
新原・奴山古墳群周辺ゾーン	九州本土(福津市域)	文化財保護法	・史跡指定地の現状変更等について許可が必要。また、周知の埋蔵文化財包蔵地の開発行為について届出が必要。
		景観法(福津市景観計画、景観条例)	・景観重点区域Ⅰ：建築物・工作物の形態意匠、色彩、高さ(10m以下)、開発行為等について届出が必要。 ・景観重点区域Ⅱ、Ⅳ：建築物、工作物の形態意匠、色彩、高さ(Ⅱ：13m以下/Ⅳ：12m以下)開発行為等について届出が必要。 ・道路(国道495号)、漁港(津屋崎漁港)、海岸(井牟田地区、津屋崎地区)を景観重要公共施設に指定。整備に関する事項や許可基準を定める。
		屋外広告物法(福津市屋外広告物条例)	・陸域全域を禁止地域に指定。自家用以外の屋外広告物の表示や設置を原則禁止。屋外広告物の表示や設置に関する事項や基準(面積、高さ、色彩等)を定める。
		都市計画法	・用途地域指定区域(地域地区)における建物の高さ基準(10m、12m、15m)を定める。
		自然公園法	・勝浦海岸及び渡半島を玄海国定公園の特別地域(第1種、第2種、第3種)に指定。工作物の建築、造成等の行為について許可が必要。
		農業振興地域の整備に関する法律	・旧入海の農地を農用地区域に指定。農用地区域内の開発行為について許可が必要。
		森林法	・保安林の伐採、土地の形質変更等の行為について許可が必要。 ・地域森林計画の対象民有林における開発等の行為について許可が必要。
		国有林野の管理経営に関する法律	・地域管理経営計画により、国有林野の管理経営の基本方針や主要事業の実施に関する事項を定めている。
		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	・特別警戒区域内における開発又は建築等の行為について事前協議が必要。
		海岸法	・津屋崎地区を海岸保全区域に指定。土石の採取、土地の掘削、盛土等の行為について許可が必要。
		漁港漁場整備法	・勝浦漁港を第1種漁港、津屋崎漁港を第2種漁港に指定。漁港区域内の水域又は公共空地における工作物の建設、占有等の行為について許可が必要。

表 4-10 景観計画における区域区分

区域	内容
景観重点区域Ⅰ	・各構成資産内外に設定した視点場からの眺望を保全、形成する範囲 ・構成資産を核とした景観を保全、形成する範囲
景観重点区域Ⅱ	・御嶽山山頂及び海上に設定した視点場からの眺望を保全、形成する範囲
景観重点区域Ⅲ	
景観重点区域Ⅳ	・津屋崎千軒地区(福津市景観計画における伝統的町並み景観の保全地区)

表 4-11 景観計画における景観形成基準 (1/3)

区域区分		景観重点区域Ⅰ	景観重点区域Ⅱ	景観重点区域Ⅲ	景観重点区域Ⅳ
建築物	屋根	素材・形状	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土や周辺の景観との調和を図り、景観の連続性及び一体感を保つため、切妻、入母屋、寄棟等の勾配屋根（3/10～6/10の勾配）とする。 ・屋根素材は、瓦葺などの伝統素材を使用することを推奨し、他の素材を使用する場合は色彩基準に基づくものとする。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な屋根景観を維持する。 ・通りに対して平入りの勾配屋根を基調とし、勾配や大きさ、材料を出来る限りそろえる。 ・屋根の材料は和瓦を基本とする。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土や周囲の景観と調和した色彩とし、基調色は色彩基準に基づくものとする 		<ul style="list-style-type: none"> ・和瓦、平板瓦、銅板等を用いるときは、原則として素材色とする。その他の場合は、色彩基準に基づくものとする。
	外観	素材・形状	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面線は、周囲の建築物と調和させる。 ・公共空間に面する外壁は、板張、漆喰、土壁等の自然素材や伝統素材を推奨し、他の素材を用いる場合は、色彩が伝統素材に近いもの、または質感が自然素材に近いものを使用する。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・3階建て以上とする場合は、3階以上の壁面を通りから後退させるなどにより、歩行者から見えにくくなるよう配慮する。 ・伝統的な意匠か、これと調和したものとする。 ・木製格子や虫籠窓を設置する場合は、津屋崎の伝統的な様式とする。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩とし、基調色は色彩基準に基づくものとする。 ・従属色は外壁各面の面積の1/5以内、アクセント色は外壁各面の面積の1/20以内とし、色彩基準に基づくものとする。 ・ただし、着色していない木材、レンガ、コンクリート、ガラス等の材料によって仕上げられている部分は、この限りでない。 		<ul style="list-style-type: none"> ・自然素材にみられる色相で、色彩基準に基づくものとする。ただし自然系素材を用いる場合にはこの限りでない。 ・木製建具を基本とし、それ以外とする場合は黒、茶系統の色彩とする。それ以外の色彩を用いる場合は、壁面と同様の色相を用いる。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・10m以下。 ・周囲の集落景観や田園景観と調和し、突出しない高さとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・13m以下。 ・周囲の集落景観や田園景観と調和し、突出しない高さとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場から見て、周囲の景観から突出しない高さとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建てを基本とする。 ・12m以下。商業地域にあっては15m以下。
		<ul style="list-style-type: none"> ・視点場からの眺望を阻害しない高さとする。 ・視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。 		—	
	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場からの眺望を阻害しない位置・配置とする。 ・山なみの稜線や松原のスカイラインを阻害しないように、地形に配慮した位置・配置とする。 			<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の建物と高さを揃えるなど、町並みの連続性に配慮する。 ・隣接地と相互に協力し、隣棟間隔を保つ。 ・通りに面する壁の位置は、周囲より大幅に突出、又は後退させないようにする。 ・伝統的な地割を生かして建築する。
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ・空調室外機等の屋外に設ける建築設備は、公共空間から目立たない場所に配置し、やむを得ず設置する場合は公共空間から見えないように隠すか、色彩基準に基づき修景する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・空調室外機等の屋外に設ける建築設備は、公共空間から目立たない位置への配置に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場は、通りに面する場所は避けて裏通りに設置する。困難な場合は塀や生け垣を設ける。 ・庭木や花などで緑化に努める。 ・通りに面した場所にエアコンの室外機を置く場合は、室外機カバー等を設置するなどして景観に配慮する。

表 4-12 景観計画における景観形成基準 (2/3)

区域区分		景観重点区域Ⅰ	景観重点区域Ⅱ	景観重点区域Ⅲ	景観重点区域Ⅳ	
工 作 物	塔 状 工 作 物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠とする。 ・電柱・鉄塔は、形状をポールとする。 ・外装に使用する素材は、石材、木材、コンクリート、金属とし、コンクリートや金属素材を使用した場合の色彩は、色彩基準に基づくものとする。 		<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的雰囲気との調和に配慮した形態及び色彩とし、色彩基準に基づくものとする。 	
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・10m以下。 ・眺望及び景観を損なうおそれがある場合は、2m以下（彫像等に限る）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・13m以下。 ・眺望及び景観を損なうおそれがある場合は、4m以下（彫像等に限る）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場から見て周囲の景観から突出しない高さとする。 	—
			<ul style="list-style-type: none"> ・視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。やむを得ない場合は、目立たないように修景する。 			—
		位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場からの眺望を阻害しない位置・配置とする。 ・視点場から見て地形に配慮した配置とする。 			—
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明等は、下方を照らすことを基本とし、むやみに上方を照らさない。また、必要最小限度の光量とし、不快感を与えるようなネオン、華美な点滅などを施すことは避ける。 		—	—
	壁 状 工 作 物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土や周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 ・擁壁は、自然石積又は緑化などにより周辺の景観と調和したものとする。 ・やむを得ずコンクリート等を使用する場合は、顔料を配合する等の処理を施し、低明度となるよう配慮する（福津市）。 ・柵・塀は、歴史的風土や周辺の景観と調和した質感のものとし、金属素材を使用した場合の色彩は、色彩基準に基づくものとする。 ・公共空間から視認できない部分については、この限りではない。 			—
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・機能を保つ上で必要最小限の高さとする。 			—
		位置・配置	—			<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず建築物を道路から大きく後退させる場合は、まちなみの連続性に配慮し、できる限り壁面のようにデザインされた門、塀、植栽等を設ける。
	横 断 工 作 物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠とする。 ・水門・堰に塗布する場合の色彩は、色彩基準に基づくものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土や周囲の環境と調和した形態意匠とする。 		—
	そ の 他 工 作 物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土や周囲の環境と調和した形態意匠とする。 			<ul style="list-style-type: none"> ・サインやマップを設置するときは、落ち着いた色にする。また、書体は明朝体系の採用等により、まちなみになじむものにする。
高さ		<ul style="list-style-type: none"> ・10m以下。 	<ul style="list-style-type: none"> ・13m以下。 	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場から見て、周囲の景観から突出しない高さとする。 	—	
		<ul style="list-style-type: none"> ・視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。やむを得ない場合は、目立たないように修景する。 			—	
	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場からの眺望を阻害しない位置・配置とする。 ・視点場から見て地形に配慮した配置とする。 ・公共空間から見えないように周囲に植栽、植樹などを行い修景する。 ・立体駐車場及び立体駐車場の形態は、2階または1層2段建までとする。 			—	

表 4-13 景観計画における景観形成基準 (3/3)

区域区分		景観重点区域Ⅰ	景観重点区域Ⅱ	景観重点区域Ⅲ	景観重点区域Ⅳ
工 作 物	自 動 販 売 機	形 態 ・ 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建物に附属させ、建物と調和するような色彩を選定するなど修景を行う。 ・複数並べて設置する場合、色彩は同じものを使用する。 ・内蔵光源は明る過ぎないようにする。 ・やむを得ず、公共空間から見える場所に設置する場合は、色彩、設置位置、目隠しなどで配慮する。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機や回収箱を設置するときは、まちなみになじむ落ち着いた色を使うよう努めるものとする。
	開 発 行 為		<ul style="list-style-type: none"> ・のり面、擁壁はできる限り生じないように努める。やむを得ない場合は、自然石積または緑化などにより修景する。 	—	
木材の伐採		<ul style="list-style-type: none"> ・極力伐採をしない。ただし、森林保全や竹林の対策などで必要な範囲はこの限りではない。 			—
屋外における物の堆積		<ul style="list-style-type: none"> ・堆積物が視点場及び公共空間から見えないように外周に植栽・植樹などを行い修景する。 			<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面した所には、できる限り不要なものやごみ箱などを置かない。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘、その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・形状を変更する土地の範囲は、必要最小限とする（用水貯水池の補修などは除く）。 ・土地の形質、樹木の保存に努める。 ・路外駐車場については、外周に植栽、植樹などを行い修景する。 		—		
	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱物の採取または土石、砂の採取はしない。 		<ul style="list-style-type: none"> ・鉱物の採取または土石、砂の採取はしない。やむを得ず採取する場合は、植樹、植栽などを行い修景する。 		
特定照明		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の夜間景観を損なう恐れのある、過度の明るさや色彩の照明は避ける。 			—

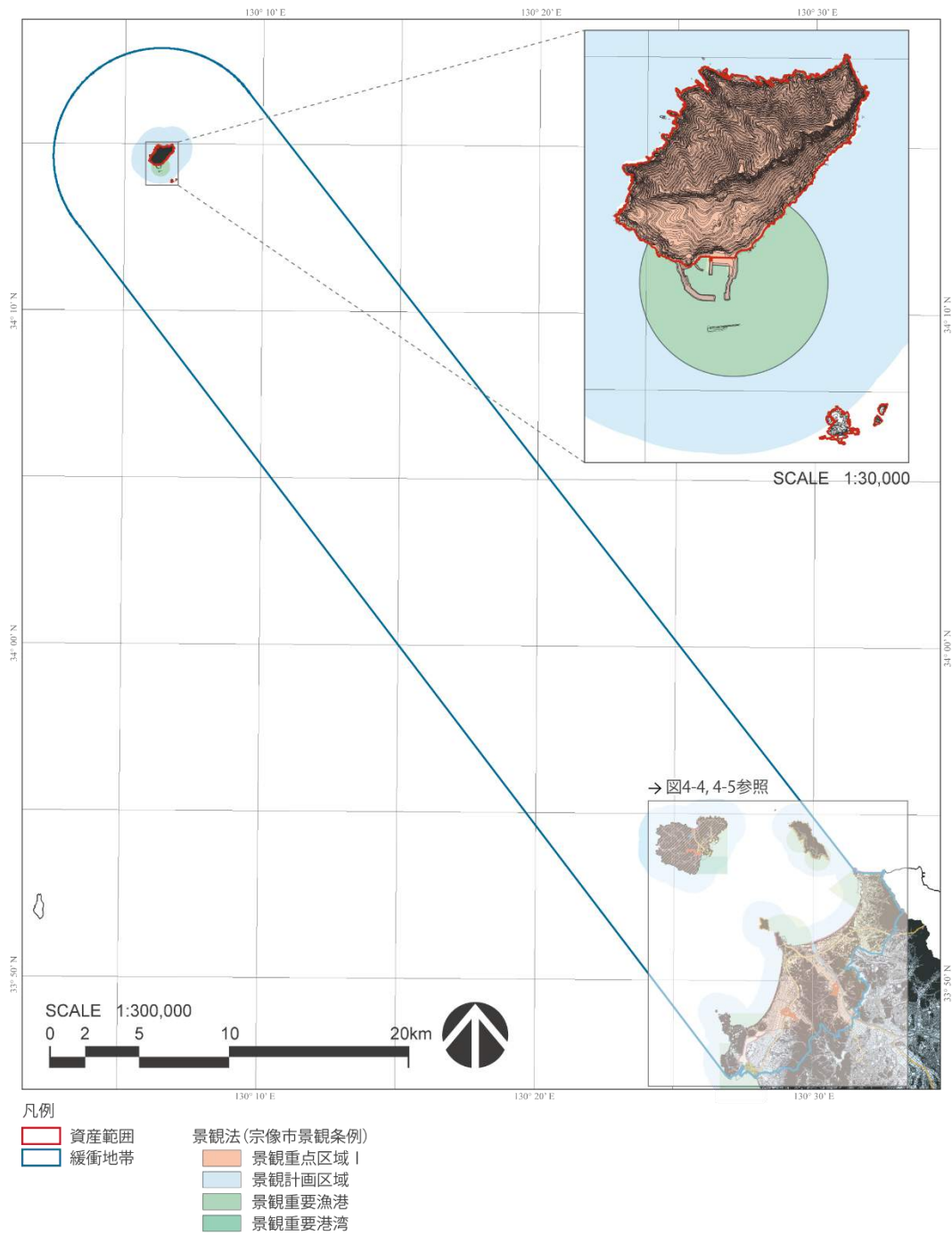


図 4-3 沖ノ島周辺における法規制図（景観法関係）

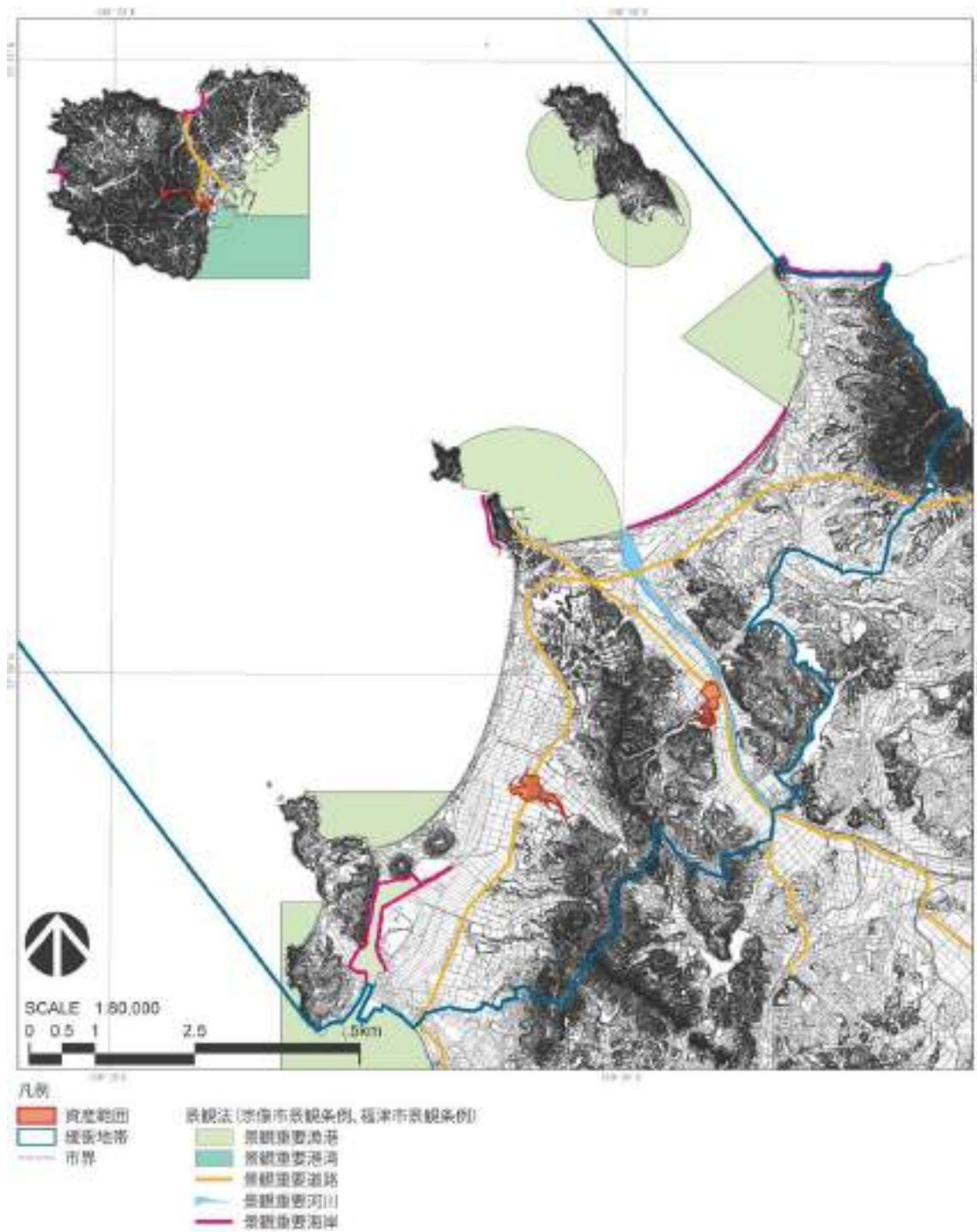


図 4-4 大島及び九州本土の緩衝地帯における法規制図（景観法関係 1/2）

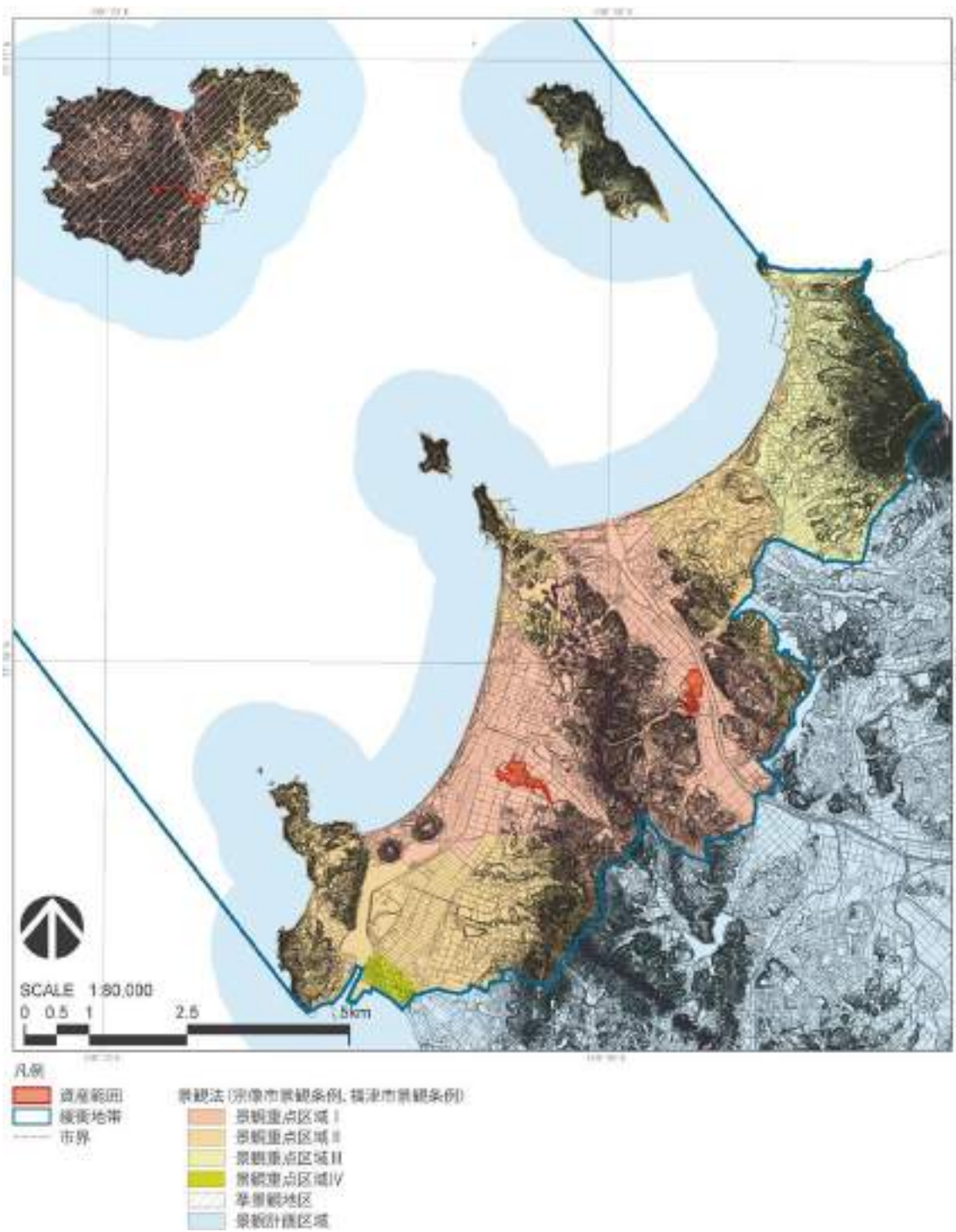


図 4-5 大島及び九州本土の緩衝地帯における法規制図（景観法関係 2/2）

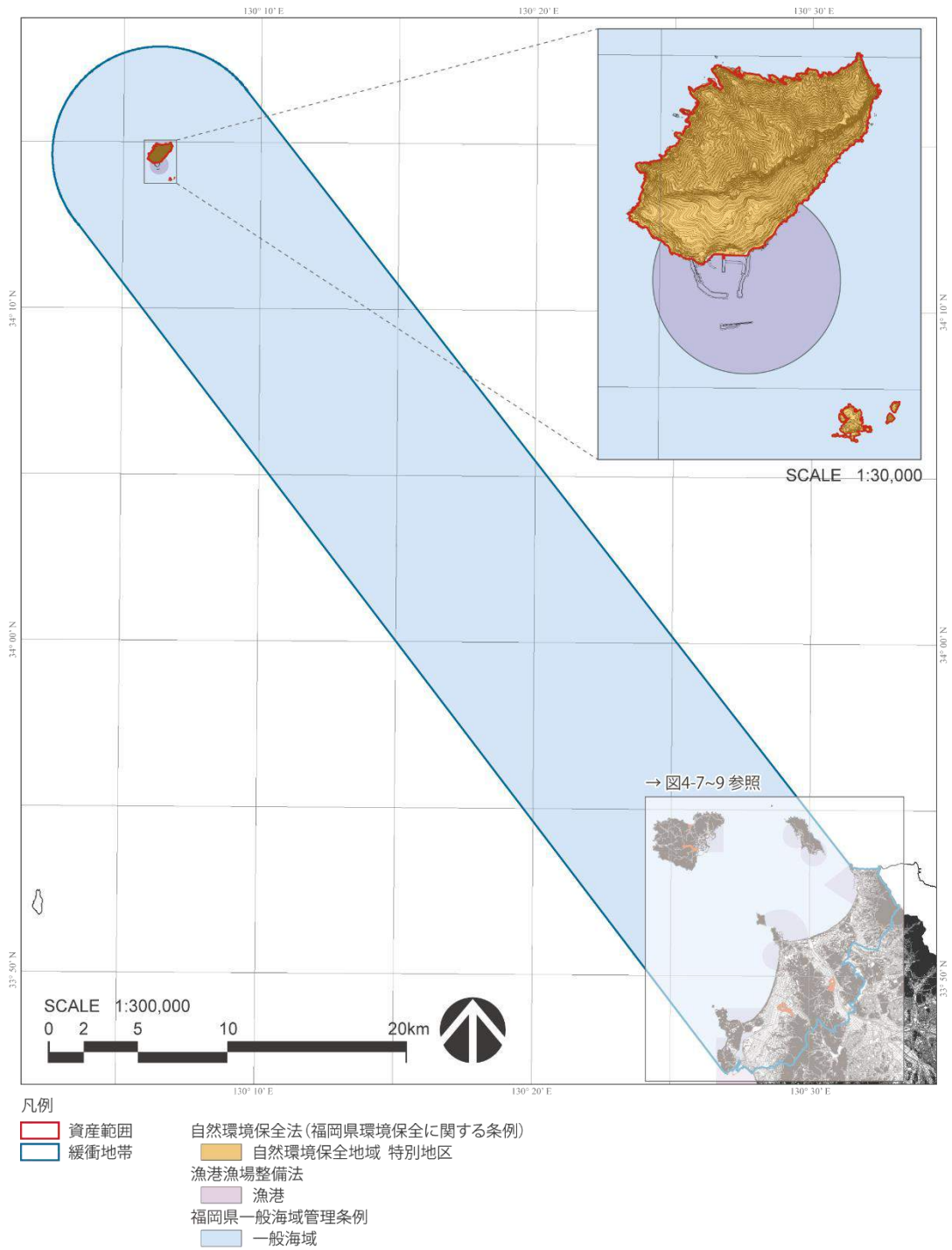


図 4-6 沖ノ島周辺の緩衝地帯における法規制図（土地利用規制法関係）

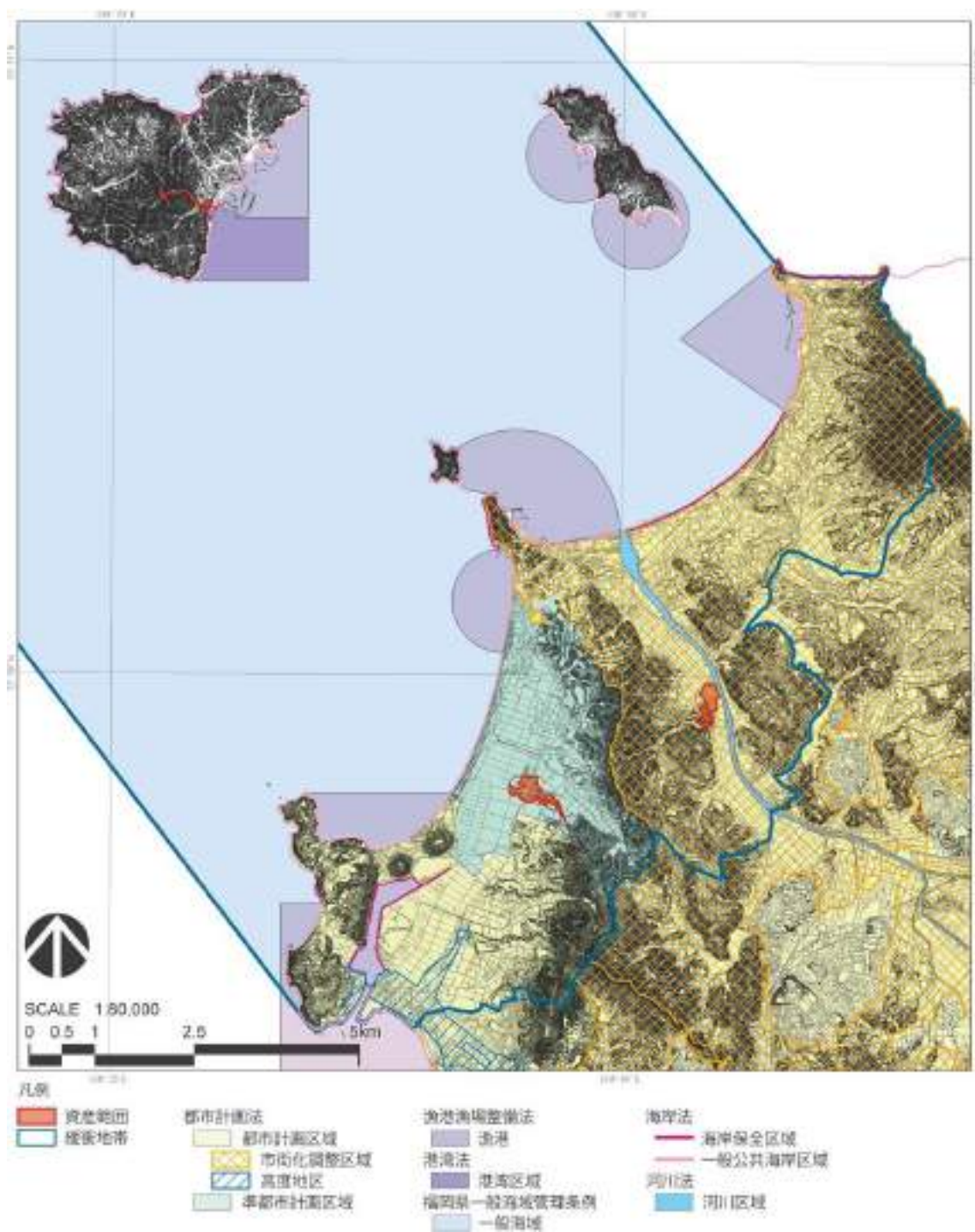


図 4-7 大島及び九州本土の緩衝地帯における法規制図（土地利用規制法関係 1/3）

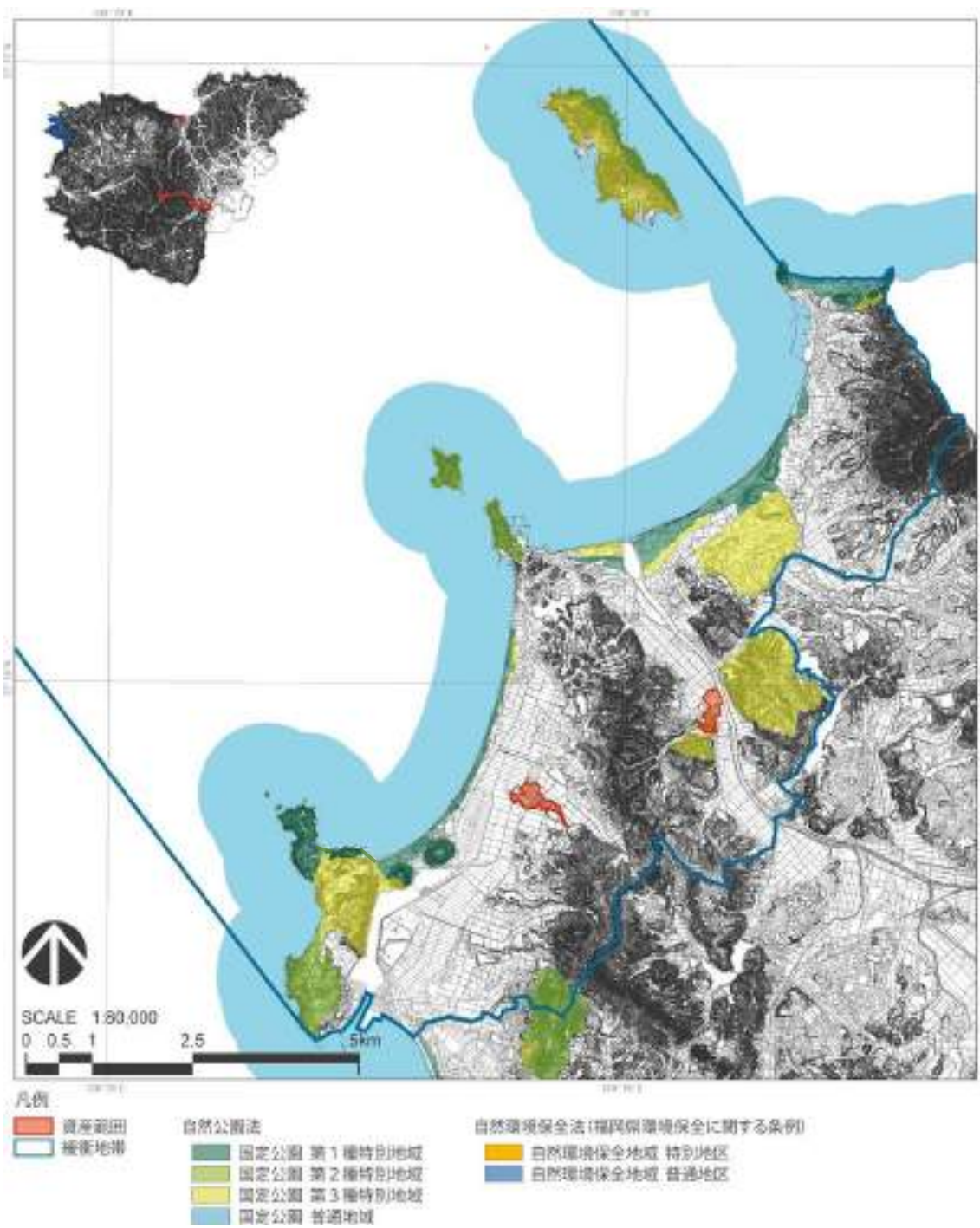


図 4-8 大島及び九州本土の緩衝地帯における法規制図（土地利用規制法関係 2/3）

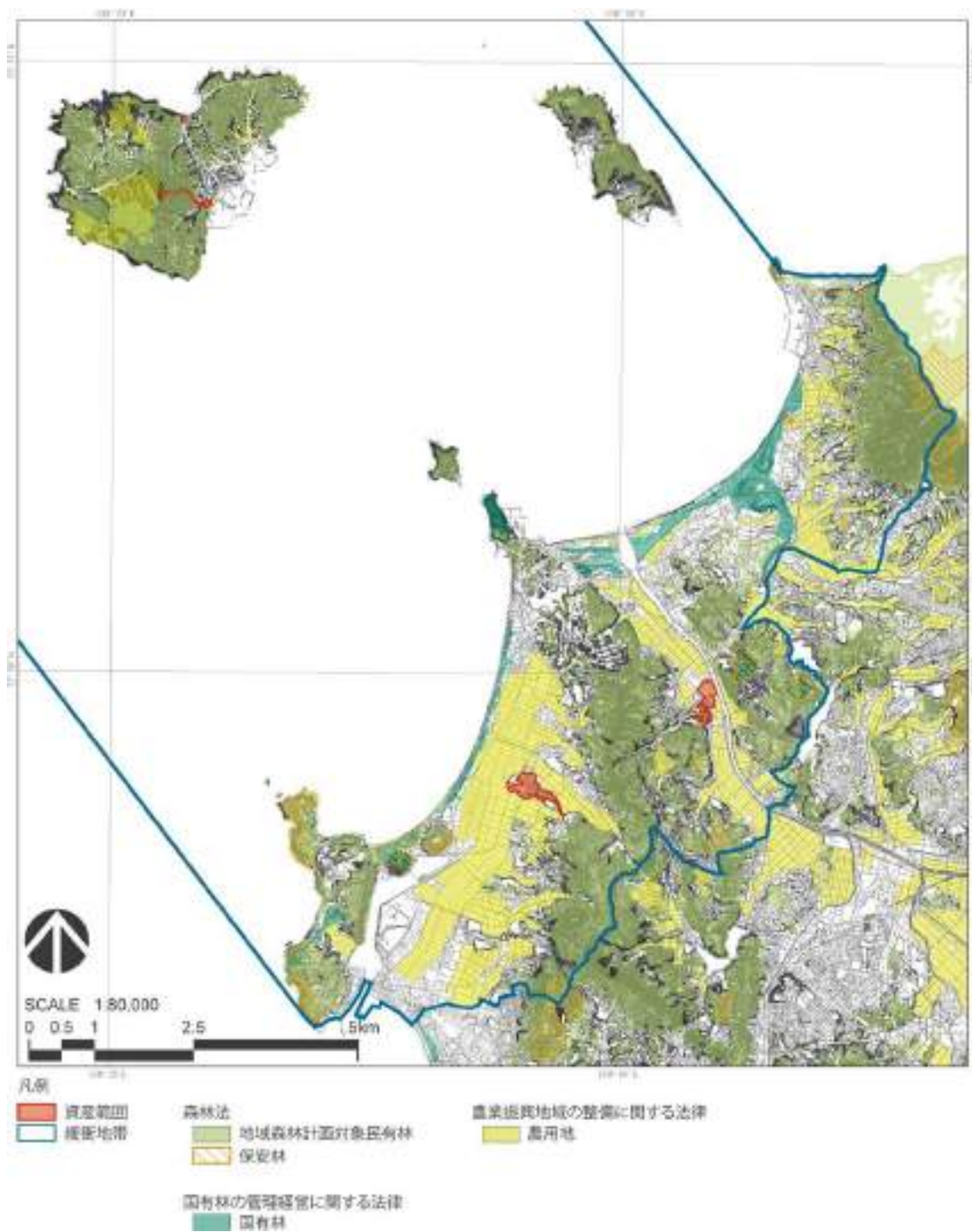


図 4-9 大島及び九州本土の緩衝地帯における法規制図（土地利用規制法関係 3/3）

第 5 章

遺産影響評価

本章では、本資産における遺産影響評価の目的や方法について示す。遺産影響評価とは、世界遺産が有する顕著な普遍的価値の属性が受ける影響について行う体系的評価であり、本資産においても世界遺産委員会から遺産影響評価の取り組みを管理システムに統合するよう求められている。

- 5-1 遺産影響評価の概要
- 5-2 遺産影響評価の目的と実施主体
- 5-3 遺産影響評価の対象
- 5-4 遺産影響評価の手順と記載内容
- 5-5 世界遺産委員会への報告

5-1 遺産影響評価の概要

世界遺産は、広く世界に対してその保存を約束したものであることから、開発等による遺産への影響評価は客観的なものとする必要がある。遺産影響評価（HIA：Heritage Impact Assessment）¹は、開発等の行為者が資産への影響を客観的な視点で評価し、その解決策について関係者間で合意形成するための手段である。遺産影響評価という言葉は、平成15年（2003）に初めてユネスコ世界遺産委員会において使用された。近年、ユネスコ世界遺産委員会が遺産影響評価の実施を求める旨の勧告を行う事例が多くなっており、本資産においても遺産影響評価について勧告が付されている²。

ユネスコ世界遺産委員会の諮問機関である国際記念物遺跡会議（ICOMOS）は、遺産影響評価の実施および遺産影響評価書の作成に係る事項を「世界文化遺産のための遺産影響評価ガイダンス」（以下、「ICOMOS HIA ガイダンス」）としてまとめ、公開している。また、文化庁も「世界文化遺産の遺産影響評価にかかる参考指針」を作成し公開している。

それらのガイダンスをもとに、保存活用協議会が策定した「世界遺産『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群 遺産影響評価運用マニュアル」から、本資産における遺産影響評価の目的や方法について以下に示す。

5-2 遺産影響評価の目的と実施主体

（1）遺産影響評価の目的

遺産影響評価とは、開発や都市計画などの土地利用規制の変更などが、世界遺産の価値にもたらす影響の可能性を事前に把握し、それが負の影響である場合、それらを回避または最大限に低減するための手法を導き出すために実施する評価分析作業のことである。つまり、遺産影響評価とは、関係者が互いに資産の顕著な普遍的価値を理解・共有し、開発等のプロジェクトが顕著な普遍的価値に負の影響を及ぼさないまたは顕著な普遍的価値に与える負の影響を最小限に抑制する手法について、協議・調整するための手段であると言える。なお、

¹ 遺産影響評価とは、世界遺産一覧表に記載された資産が有する顕著な普遍的価値の属性が受ける影響について行う体系的評価のことであり、世界遺産保護の重要な手段の1つである。

² 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群に関する勧告（一部抜粋）

d)遺産影響評価の取組みを管理システムに統合する仕組みを設定すること。

e)顕著な普遍的価値および資産の属性に影響を与える可能性のある計画された事業について、特定の遺産影響評価を行い、事業の承認と実施に関して最終決定が下される前に世界遺産委員会とICOMOSにその結果を提出すること。

遺産影響評価書とは、その成果を取りまとめた文書のことである。

遺産影響評価と同じような制度として環境影響評価³があるが、遺産影響評価では、開発等の行為が個々の構成資産に与える負の影響と言うよりはむしろ、本資産の顕著な普遍的価値およびその属性に与える影響について総合的に評価分析する必要がある。

(2) 遺産影響評価書の作成

遺産影響評価書作成の必要性は、顕著な普遍的価値の属性に対する影響の有無（程度）によって判定される。そのため、開発等の規模の大小、資産との位置関係、事業の種類といった物理的・空間的指標だけでなく、一時的なものか永続的なものかといった時間軸の問題も考慮しつつ、顕著な普遍的価値の属性に対する影響を可能な限り客観的に判断する必要がある。

遺産影響評価書作成の必要性判定は、構成資産が存在する市の世界遺産担当課を中心に保存活用協議会が行う。その際に必要があれば、史跡や景観等に関する学術委員会や審議会、保存活用協議会の諮問機関として設置されている専門家会議といった諮問機関または第三者委員会に意見照会する。また、文化庁にも必要に応じて意見照会する。

遺産影響評価書を作成しない場合であっても、必要性の判定結果およびそのプロセスについては、適宜、専門家会議等に報告するとともに、記録として残し、事業完了後に顕著な普遍的価値への影響がないまたは軽微であることを説明可能とする。

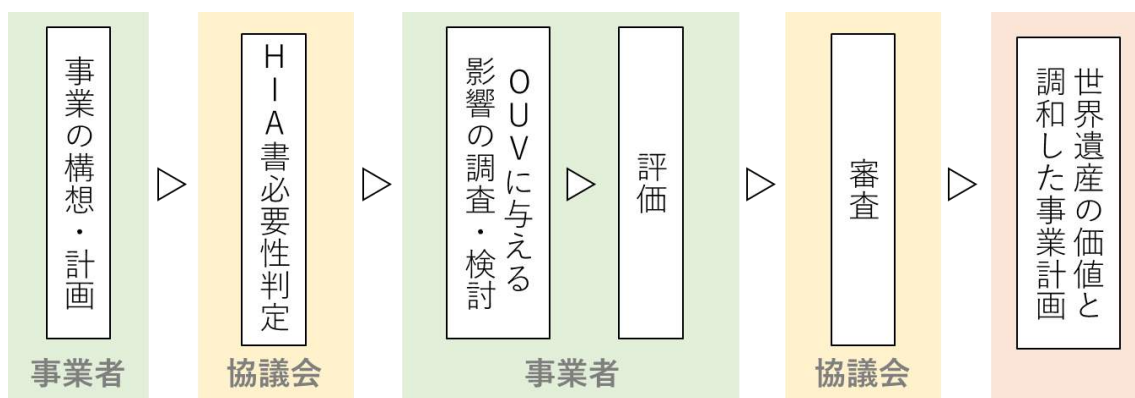


図 5-1 遺産影響評価の手順（HIA 書作成が必要な場合の例）※詳細な手順は p.114,115 を参照

³ 環境影響評価とは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていく制度のこと。これまで多くの世界遺産では、環境影響評価の手続きを利用し、世界遺産に開発等が与える負の影響について評価分析してきた。しかし、環境影響評価では、世界遺産の価値を可能な限り分解し、それに対する影響を個別に評価することとなってしまう、世界遺産が守ろうとしている全体的な価値への影響を適切に評価できないと「ICOMOS HIAガイドンス」は指摘している。

(3) 遺産影響評価の実施主体

遺産影響評価（調査、予測、評価）は、原則として開発等の事業を実施する原因者が当該市の支援を受けながら実施する。評価の客観性や透明性を確保するために、遺産影響評価方法書や遺産影響評価書案の作成を第三者に委ねることや、作成段階において地域住民の意見を集約することも有効な手段であることから積極的な実施を求める。

5-3 遺産影響評価の対象

(1) 総論

遺産影響評価の対象は、構成資産および緩衝地帯における開発⁴が中心だが、緩衝地帯外の開発についても対象となる可能性⁵がある。また、緩衝地帯においては、土地の管理手法、土地利用の形態や規制変更（大規模な農地転用や都市計画の決定・変更、景観計画の変更など）などで顕著な普遍的価値に影響を与える可能性があるものについても、遺産影響評価を実施する。

(2) 構成資産範囲内での整備事業等

構成資産範囲内における整備事業および発掘調査等は、資産の価値に影響を及ぼす可能性があり、遺産影響評価の対象となり得る主要な行為の1つである。これらの行為は、すべて文化財保護法に基づく現状変更の許可申請の対象⁶であり、その過程で文化財の価値に対する影響について協議・検討等が行われる。本資産においては、顕著な普遍的価値の属性と文化財の価値に乖離がないことから、文化財保護法に基づく現状変更の許可申請に係る協議・検討等が遺産影響評価となり得る。そのため、宗像市および福津市の文化財担当課と世界遺産担当課は緊密に連携し、当該整備事業等に係る現状変更の許可申請に先立ち、遺産影響評価を実施する必要があるのか検討する。

なお、整備手法に関する基本的な考え方が、世界遺産委員会およびICOMOSでの議論の対象となる可能性もあるため、文化財保護法に基づく現状変更の手続きに関する検討過程や結果については、保存活用協議会が、年次報告として専門家会議に報告し、文化庁へ提出する。

⁴ ここでいう開発とは、建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為等を指す。

⁵ 例えば眺望の観点から遺産影響評価の対象となる可能性がある。

⁶ 維持の措置または非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合、清掃・除草等の軽微な維持管理行為を除く。

(3) 緩衝地帯での開発等

緩衝地帯における開発等に起因する顕著な普遍的価値への影響は、遺産影響評価の対象となり得る主要なもの1つである。本資産の緩衝地帯は、36 ページにある考え方にに基づき設定されている。緩衝地帯における開発等が、顕著な普遍的価値に与える影響として、視覚的、聴覚的、嗅覚的影響等が考えられる。その中でも顕著な普遍的価値に対する永続的で不可逆的な視覚的悪影響が生じた場合、本資産の顕著な普遍的価値は大きな影響を受ける。

顕著な普遍的価値への視覚的影響を検討する際、視点場からのフォトモンタージュによる景観変化の把握や垂直見込角、視野特性による影響程度の検討等が多く用いられる。その際、建築物等の大きさだけでなく、色、質感、外観を構成する形態・意匠、背景となる山容のスカイラインへの影響等も含めて検討する。視覚的影響の有無や程度の判断については、主観的な意見が入り込む余地が大きいため、既存の様々な分析手法⁷を参照しつつ、宗像市および福津市の景観アドバイザー会議や景観審議会、専門家会議等に意見聴取するなど、客観性を担保する。

(4) 緩衝地帯周辺における開発等

近年の世界遺産委員会では、緩衝地帯の外側における開発等の事案が課題となり、議論されているケースもある⁸。これらは、そもそも緩衝地帯が設定されていないまたは十分な広さを有していないことが原因と考えられるが、本資産のように一定の広さの緩衝地帯が設定されていても、緩衝地帯周辺における高層建築物や風力発電施設等の建築等が顕著な普遍的価値に影響を与える可能性もある。

これらの事案に対応するための手法は「(3) 緩衝地帯での開発等」と同様だが、緩衝地帯の周辺における開発等の事案に係る協議・調整にあたっては、特に丁寧な説明や幅広い関係者間の合意が必要であることに留意する。

(5) 土地利用や規制等の変更

緩衝地帯においては、土地の管理手法、土地利用の形態や規制変更（大規模な農地転用や都市計画の決定・変更、景観計画の変更など）が顕著な普遍的価値に与える影響について、遺産影響評価を実施する。

⁷ ワイヤフレームやフォトモンタージュによる分析など。

⁸ 2012年の第36回世界遺産委員会では、スペインの「セビリアの大聖堂、アルカサルとインディアス古文書館」の保全状況報告による高層建築物の建設について、緩衝地帯とより広範な周辺環境に不可逆的な悪影響を及ぼすとして、建設の中止および中止しない場合には危機遺産一覧表への記載を検討する旨が勧告された。そのほか、2014年の第38回世界遺産委員会でより広範な周辺環境の定義および保全の必要性が指摘されたイギリスの「ウェストミンスター宮殿、ウェストミンスター大寺院および聖マーガレット教会」などがある。東京文化財研究所（2017）『世界遺産用語集』p.109参照。

宗像大社辺津宮や新原・奴山古墳群周辺の農地は農地法⁹および農業振興地域の整備に関する法律に基づいて土地利用が規制されているものの、条件¹⁰を満たすものは、農地の転用を行うことが可能となる。そのため、宗像市および福津市の都市計画担当課、景観担当課、農政担当課等と世界遺産担当課の連携を密にし、検討の初期段階から協議を行う。

5-4 遺産影響評価の手順と記載内容

(1) 総論

遺産影響評価の対象となる開発等を早い段階で把握することは、その後の評価等を行う時間的余裕を確保し、また事業者や幅広い利害関係者の理解を得ながら適切に世界遺産を保護する上で極めて重要である。そこで、保存活用協議会は、構成資産および緩衝地帯の保全根拠となっている法令等の枠組みを活用し、本資産における遺産影響評価の手順を次のように定めた。

(2) 手順

- 1) 宗像市および福津市の文化財担当課や都市計画担当課、景観担当課等（以下、「関係法令担当課」）は、関係法令¹¹によって、相談・協議・申請等がなされた構成資産および緩衝地帯（場合によっては緩衝地帯外も含む）で実施される開発等¹²について、事業概要書を作成し、市の世界遺産担当課に情報提供する。
- 2) 市の世界遺産担当課は、事業概要書の確認を行い、7日以内に関係法令担当課に見解を回答する。
- 3) 2)により、顕著な普遍的価値への影響がない場合、関係法令担当課は関係法令等の許認可等の手続きを進める。→16)に進む。

⁹ 食料供給の基盤である優良農地の確保という要請と住宅地や工場用地等非農業的土地利用という要請との調整を図り、かつ計画的な土地利用を確保するという観点から、農地を立地条件等により区分し、開発要請を農業上の利用に支障の少ない農地に誘導するとともに、具体的な土地利用計画を伴わない資産保有目的または投機目的での農地取得は認めないこととしている。

¹⁰ 農地法では、農地が農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地に区分される。旧入り海の多くは農振法に定める農用地区域であり、原則農地転用は許可されない。しかし、市町村が定める農用地利用計画において指定された用途（農業用施設）等のために転用する場合は、例外許可される。農用地区域については、p.103参照。

¹¹ 緩衝地帯の既存法令についてはp.93～p.96を参照。

¹² 景観条例に基づくものは、原則、届出対象行為の開発等を対象とするが、届出対象行為ではなくても世界遺産の顕著な普遍的価値に与える可能性があるものについては、適宜情報共有する。

- 4) 2) により、顕著な普遍的価値への影響が懸念される場合、関係法令担当課は、世界遺産担当課の意見を考慮した上で、市文化財保護審議会または史跡整備指導委員会または景観アドバイザー会議等に意見照会し史跡等や景観等に関する影響や保全措置について検討する。
- 5) 関係法令担当課は、4) の検討結果について市の世界遺産担当課に情報提供する。市の世界遺産担当課を含む保存活用協議会は、遺産影響評価書作成の必要性について判定する。
- 6) 5) により、影響がないまたは軽微であるまたは一定の保全措置を講じることで影響を低減できると判断された事業については、関係法令担当課が関係法令の許認可等の手続きを進める。→16) に進む。
- 7) 5) で影響の可能性が指摘されたものについて、市の世界遺産担当課は、当該市の関係法令担当課とともに開発等の事業者（以下、「事業者」）に対して遺産影響評価方法書（以下、「方法書」）の作成を求める。
- 8) 7) で方法書の作成を求められた事業者は、事業の内容に係る必要事項や影響評価の実施方法等を記載した方法書を作成し、市の世界遺産担当課に提出する。
- 9) 保存活用協議会は、方法書に記された調査・予測・評価手法の妥当性を審査し、30日以内に方法書に対する保存活用協議会の意見を事業者に通知する。審査にあたっては、必要に応じ専門家会議に意見照会する。
- 10) 事業者は、9) の通知を勘案して、顕著な普遍的価値に与える影響の調査、予測、評価を行い、遺産影響評価書案を作成し、市の世界遺産担当課に送付する。
- 11) 保存活用協議会は、遺産影響評価書案の記載内容を顕著な普遍的価値の保全の観点から審査し、30日以内に、保存活用協議会の意見を事業者に通知する。この審査に際しては、専門家会議に意見照会する。審査の結果、顕著な普遍的価値への影響が許容できない範囲であった場合、保存活用協議会は事業者に対して、影響緩和策の再検討や事業の中止を要請することがある。顕著な普遍的価値への影響がないまたは許容できると判断されるまでこのやり取りを繰り返す。
- 12) 事業者は、11) の通知を勘案し、11) の意見への見解を記載した遺産影響評価書（完成版）を作成し、市の世界遺産担当課に提出する。
- 13) 保存活用協議会は、遺産影響評価書（完成版）の確認を行い、専門家会議および文化庁に報告する。
- 14) 文化庁は、必要に応じ『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項に基づき、ユネスコ世界遺産センターを通じて、世界遺産委員会に遺産影響評価結果を通知することがある。その際、保存活用協議会が英語版の作成を代行し、原則としてその費用負担を事業者に求める。なお、影響が甚大であるとユネスコ世界遺産委員会に通知した場合、影響の懸念が完全に払しょくされるまでかなりの時間と慎重な対応が求められる可能性があるため、世界遺産委員会への提出に際しては、事業者と、文化庁、保

存活用協議会で十分に協議、調整する必要がある。

- 15) 13) までの手続きが終了した時点で、保存活用協議会は、事業者の了解を得て遺産影響評価手続きが終了したことを公表するとともに、遺産影響評価書をインターネット等で公開する。
- 16) 関係法令担当課は、3) または6) または13) までの手続きが終了した後、関係法令等の許認可等手続きを進める。なお、事業者は、事業完了後に関係法令担当課および市の世界遺産担当課に報告する。
- 17) 保存活用協議会は専門家会議および文化庁に事業が完了した旨、報告する。
- 18) 保存活用協議会は、上記の過程で得られた情報（初期段階で顕著な普遍的価値への影響がないと判断されたものも含む）を年次報告書等にとりまとめ、専門家会議および文化庁に報告する。

(3) 遺産影響評価方法書の記載内容

遺産影響評価方法書に含むべき内容は以下のとおりである。

- ・方法書作成者および作成日
- ・開発等の概要
- ・協議等を行った機関等
- ・協議等を行った日程
- ・遺産影響評価の方法および用語の概略

(4) 遺産影響評価書の記載内容

遺産影響評価書に含むべき内容は以下のとおりである。

- 1) 要約
- 2) 目次
- 3) はじめに
- 4) 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の概要
 - ・名称 ・座標 ・世界遺産一覧表への記載日 ・構成資産の一覧
 - ・関係法令 ・顕著な普遍的価値の言明 ・過去の世界遺産委員会の決議等
- 5) 評価の経緯
- 6) 評価の方法、対象
- 7) 評価実施主体
- 8) 開発等の概要
- 9) 想定される資産への影響
- 10) 緩和策の説明
- 11) まとめ（最終的な評価に関する記述）
- 12) 参考資料

1 3) 添付資料

- ・ 構成資産および緩衝地帯を示す図面
- ・ 開発等に関する図面、資料
- ・ 分析内容や緩和策に関する図面、資料

5-5 世界遺産委員会への報告

(1) 作業指針 1 7 2 段落に基づく世界遺産委員会への報告の必要性判断

遺産影響評価書を作成し、世界遺産委員会に提出する必要性の判断にあたっては、顕著な普遍的価値への影響の程度が最も重要な観点となる。その他にも、同じような開発等の事例が更に発生し問題となる可能性や、登録時およびその後の保全状況審査等における世界遺産委員会での議論、ICOMOS 勧告および委員会決議との関連性についても考慮する。なお、影響が甚大であると世界遺産委員会に通知した場合、影響の懸念が完全に払しょくされるまでかなりの時間と慎重な対応が求められるため、保存活用協議会は、開発等の行為者および関係自治体、文化庁と十分協議する。

(2) 定期報告への記載

顕著な普遍的価値への影響がないもしくは許容範囲であり、世界遺産委員会に遺産影響評価書を提出する必要があると判断した場合、あるいは初期段階で遺産影響評価書を作成する必要があると判断したような事案についても、世界遺産委員会への定期報告によってその概要を報告することもある。これは、保存活用協議会が問題となる可能性が低い事案についても、定められたプロセスに従って適切な処理を実施していることを世界遺産委員会に示す機会となる。

(3) 報告しない場合の取扱い

定期報告において世界遺産委員会に概要を報告する必要がある事案についても、遺産影響評価のデータの蓄積が保全の手法を時代に応じて再検討していくための重要なデータとなるため、毎年、年次報告書にとりまとめ、保存活用協議会において共有を図るとともに、保存活用協議会の下に設置されている専門家会議等に報告する。

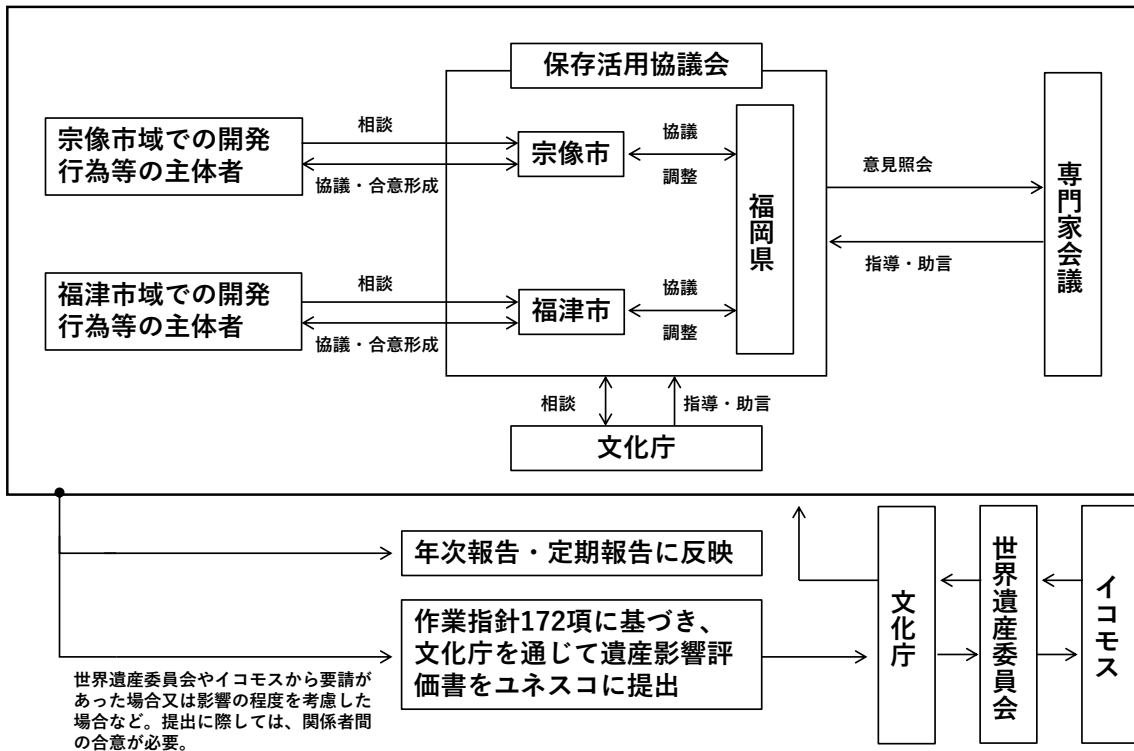


図 5-2 遺産影響評価の手続き関係図

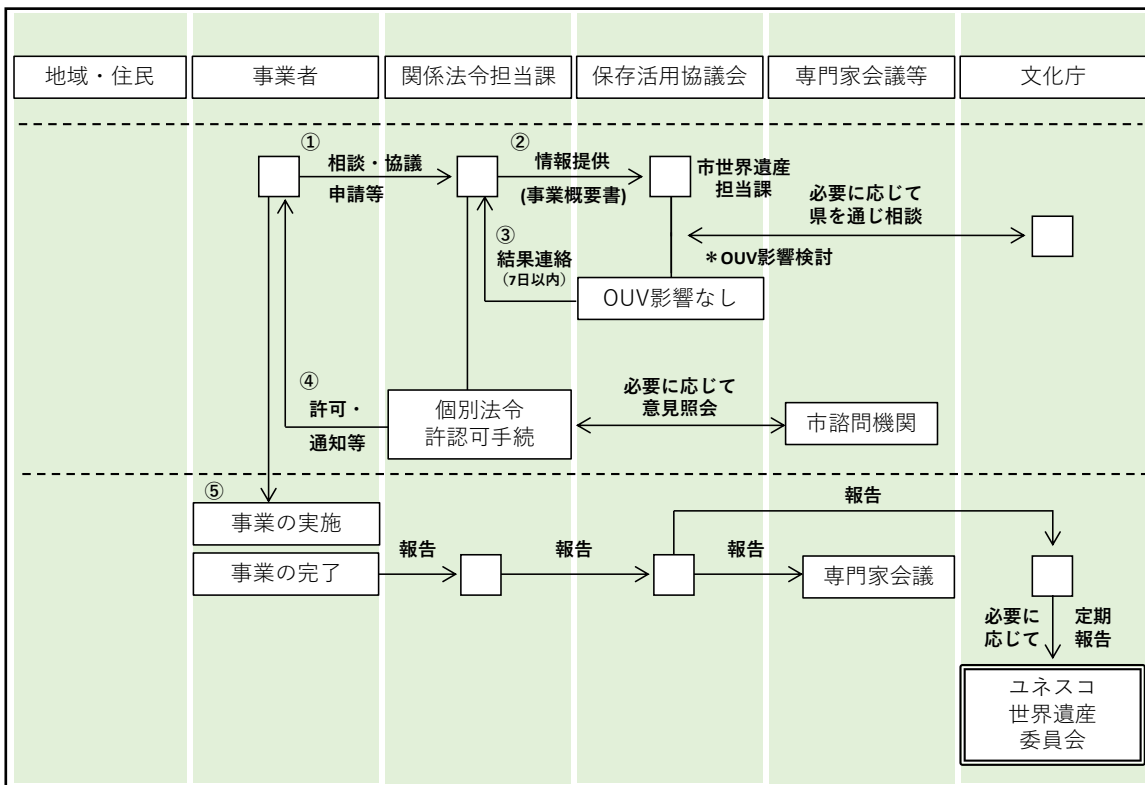


図 5-3 遺産影響評価の手続きフロー（顕著な普遍的価値への影響がない場合）

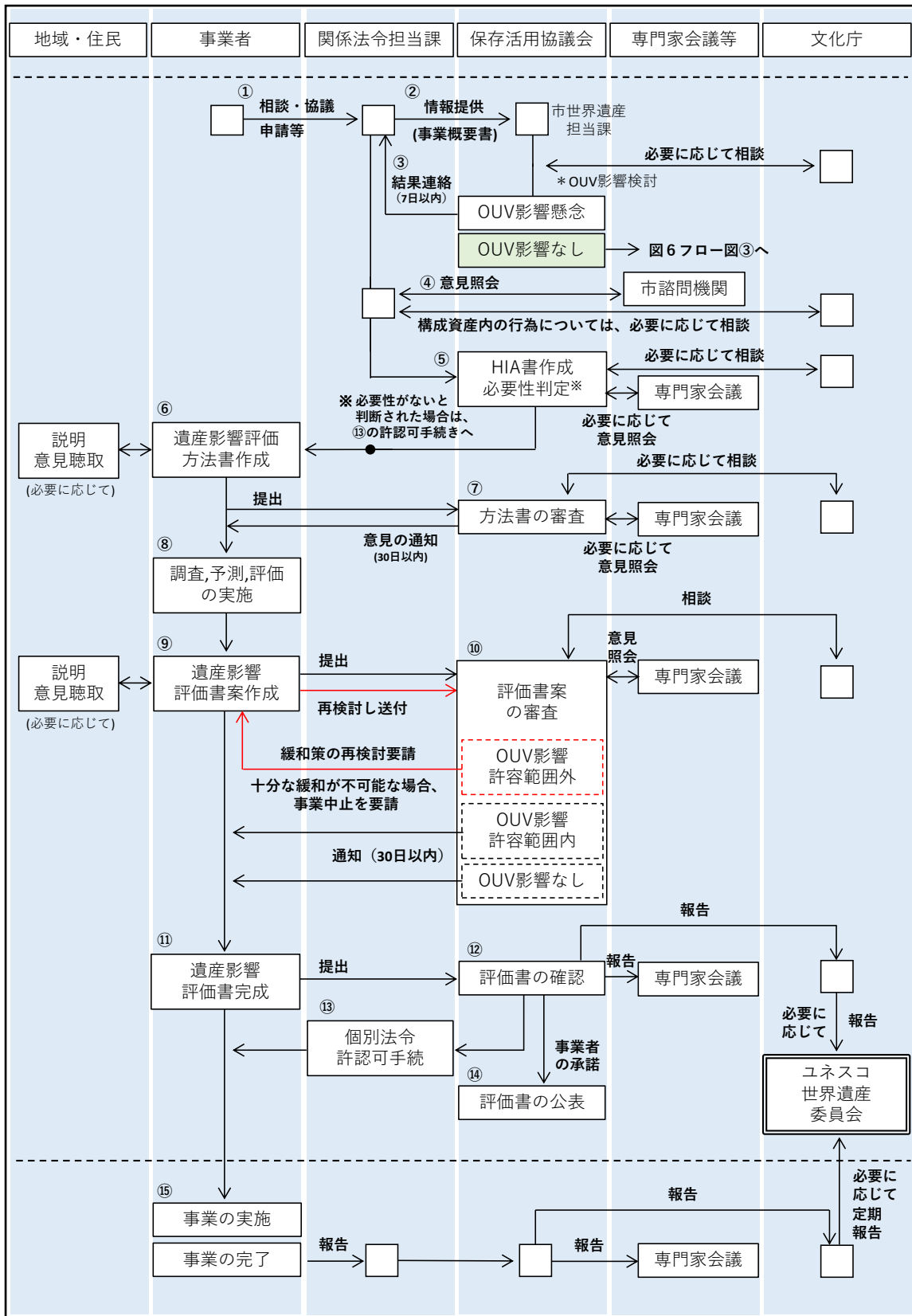


図 5-4 遺産影響評価の手続きフロー（顕著な普遍的価値への影響が懸念される場合）

第 6 章

公開、活用

世界遺産の保存管理は、資産の物理的な保護のみならず、その顕著な普遍的価値を広く伝達し、次世代へと確実に伝えていく公開、活用と一体のものである。

締約国は世界遺産の保存の必要性についての普及啓発とともに、適切に公開することが推奨されている（作業指針第 217 段）。

本章では、本資産および地域社会に負の影響を及ぼすことなく来訪者に価値ある体験を提供するための環境整備や施策を示す。

- 6-1 基本方針
- 6-2 来訪の基本的な考え方
- 6-3 施策
 - 6-3-1 資産の保護
 - 6-3-2 円滑な来訪
 - 6-3-3 価値の探求・発信
 - 6-3-4 地域との協調
- 6-4 エリア別展開
 - 6-4-1 沖ノ島エリア
 - 6-4-2 大島エリア
 - 6-4-3 辺津宮エリア
 - 6-4-4 新原・奴山古墳群エリア

6-1 基本方針

本資産は、全体で一つの顕著な普遍的価値を持つシリアル・ノミネーション・サイトである。そのため、顕著な普遍的価値に即した一貫性をもった資産の価値の解説が必要である。また、本資産の公開、活用によって本資産および地域社会に負の影響が及ばないように、本資産および地域社会にとって望ましい持続可能な観光来訪を進める必要がある¹。

そこで、本章では、本資産の「イメージの統合と正しい価値の発信」を実現していくための基本方針とその施策の方向性を以下のように定めた。

(1) 資産の保護

世界遺産の最大の目的は、遺産を人類共通の宝として将来に伝えることである。そのため、本資産の顕著な普遍的価値を損なわないよう、十分な保護を前提として公開、活用を行う。

○ 理念・方針の周知

沖ノ島の原則非公開等、本資産や信仰上の禁忌、慣習の保護を前提とすることを周知する。

○ 資産の整備

風化や災害、事故や公開および活用による本資産のき損を防ぐための整備や日常的な維持管理を行う。

(2) 円滑な来訪

来訪者が地理的に分散した各構成資産を円滑に来訪し、本資産の顕著な普遍的価値を正しく理解できる環境を整える。

○ 展示・解説の充実

世界遺産ガイダンス施設「海の道むなかた館」を本資産の拠点的ガイダンス施設として展示・解説の充実を図りつつ、沖ノ島祭祀遺跡からの出土品を収蔵・展示する宗像大社神宝館の老朽化等にも考慮して、新たな展示・解説拠点（世界遺産センター（仮称））の整備を検討する。

○ 便益施設の維持

トイレや休憩所等、来訪者が快適に本資産を巡るための施設を維持管理する。

¹ 世界遺産における観光戦略については、以下を参照されたい。

・UNESCO世界遺産センターHP「World Heritage Sustainable Tourism Programme」

○ 来訪者動線の整備

円滑に来訪できる公共交通ネットワークや自転車ルートなど構成資産へのアクセスの向上に努める。

○ ユニバーサルデザイン

誰もが安全で快適に本資産へアクセスできるよう、バリアフリー対応や多言語表記等の整備を行う。

(3) 価値の探求と発信

本資産にはまだ明らかとなっていない価値が残されており、それらも含めて本資産の価値である。継続的な価値の探求と発信によって、価値を広く共有していく。

○ 多面的な価値の探求

登録時の勧告事項である、日本および周辺諸国における海上交流、航海およびそれに関連する文化的・祭祀的实践に関する国際的、学際的な研究をはじめ、本資産に関わる歴史や信仰、伝承、風習など、未解明な価値について多面的に探究する。

○ 正しい価値の共有

本資産の顕著な普遍的価値を正しく伝えるためには、ボランティアガイドの役割が極めて重要である。そのため、講習会及びワークショップの開催等によるガイドスキルの維持、向上を図る機会を提供する。

また、多言語による幅広い情報発信や教育活動を継続し、その成果をインターネットで積極的に情報発信する。

(4) 地域との協調

本資産の永続的な保存と活用を実現するためには、地域住民をはじめとする多くの人々の理解と積極的な関わりが必要である。そのため、地域住民と来訪者、それぞれにとって好ましい環境を整える。

○ 連携体制の構築

構成資産の管理者や活用に関わるボランティア、民間企業などが有機的に連携するための「守り伝える活動」認定制度を運用する。

○ 事業の持続性の確保

福岡県および宗像市、福津市の観光部局と連携し、事業採算性に配慮した地元ならではの資源の活用など来訪者のニーズに応えた魅力あるサービスの持続的な提供を目指す。

○ 地域住民への配慮

事業者や来訪者が地域住民に負担をかけることなく、生活の向上につながるようなシステムを築く。

基本方針	施策	エリア別展開
<p>方針1 資産の保護</p>	<p>○理念・方針の周知 沖ノ島の原則非公開等、本資産や信仰上の禁忌・慣習の保護を前提とすることを周知する。</p> <p>○理念・方針の周知 風化や災害、事故や公開および活用による本資産のき損を防ぐための整備や日常的な維持管理を行う。</p>	<p>沖ノ島エリア</p>
<p>方針2 円滑な来訪</p>	<p>○展示・解説の充実 世界遺産ガイダンス施設「海の道むなかた館」を本資産の拠点のガイダンス施設として展示・解説の充実を図りつつ、沖ノ島祭祀遺跡からの出土品を収蔵・展示する宗像大社神宝館の老朽化等にも考慮して、新たな展示・解説拠点の整備を検討する。</p> <p>○便益施設の維持 トイレや休憩所等、来訪者が快適に本資産を巡るための施設を維持管理する。</p> <p>○来訪者動線の整備 円滑に来訪できる公共交通ネットワークなど構成資産へのアクセス向上に努める。</p> <p>○ユニバーサルデザイン 誰もが安全で快適に本資産へアクセスできるよう、バリアフリー対応や多言語整備等の整備を行う。</p>	<p>大島エリア</p>
<p>方針3 価値の探求と発信</p>	<p>○多面的な価値の探求 登録時の勧告事項である、日本および周辺諸国における海上交流、航海およびそれに関連する文化的・祭祀的实践に関する国際的、学際的な研究をはじめ、本資産に関連する歴史や信仰、伝承や風習など、未解明な価値について多面的に探求する。</p> <p>○正しい価値の共有 本資産の価値を正しく伝えるため、ボランティアガイドのスキルの維持、向上を図りつつ、多言語による幅広い情報発信や教育活動を継続する。</p>	<p>辺津宮エリア</p>
<p>方針4 地域との協調</p>	<p>○連携体制の構築 構成資産の管理主体やボランティア、民間企業などが有機的に連携するための体制を構築する。</p> <p>○事業の持続性の確保 事業採算性に配慮し、地元ならではの資源の活用など、来訪者のニーズに応えた魅力あるサービスの持続的な提供を目指す。</p> <p>○地域住民への配慮 事業者や来訪者が地域住民に負担をかけることなく、生活の向上につながるようなシステムを築く。</p>	<p>新原・奴山古墳群エリア</p>

図 6-1 公開、活用の基本方針と施策

6-2 来訪の基本的な考え方

基本理念および基本方針を踏まえて主な施策の方向性を示していくにあたり、各構成資産のつながりや全体像を理解する上で最適な本資産への来訪について、基本的な考え方を提示する。

(1) エリアの設定と全体の考え方

構成資産の特性・まとまりから、本資産は「沖ノ島エリア」「大島エリア」「辺津宮エリア」「新原・奴山古墳群エリア」に分けられる。

本資産の顕著な普遍的価値を正しく理解するためには、はじめに展示・解説拠点を訪れた上で、各エリア・構成資産を巡ることが望ましい。ただし、離れて存在する複数のエリアを1日で巡ろうとした場合、移動手段と時間に限界があるため、1つのエリアへの来訪だけでも本資産の顕著な普遍的価値が伝わるようにする。また、対話による資産の解説も欠かせないことから、各エリア・施設で活動するボランティアガイドや地域学芸員のスキルアップを図る。

(2) 各エリアの位置づけ

「沖ノ島エリア」は原則非公開のため、沖ノ島（沖津宮）についての価値の解説は現地では行わず、展示・解説施設が集まる「辺津宮エリア」および沖津宮遙拝所のある「大島エリア」で行うとともに、禁忌などの信仰の伝統も考慮し、海上から沖ノ島を遠望する適切な来訪プログラムを造成する。

「大島エリア」は、辺津宮と同様に古代から続く宗像三女神信仰を伝える宗像大社中津宮と沖ノ島に対する信仰の伝統を象徴する宗像大社沖津宮遙拝所を擁し、地域住民の沖ノ島および三女神への信仰は篤く、沖ノ島信仰の継承を実感する上で最適なエリアである。また、「神守る島」をコンセプトに、大島の人々と沖ノ島のつながりを学ぶことのできる展示・解説施設「大島交流館」がある。

「辺津宮エリア」は、古代から続く宗像三女神信仰の中心的存在である宗像大社辺津宮を中心としたエリアで、宗像大社神宝館、世界遺産ガイダンス施設「海の道むなかた館」といった沖ノ島や本資産全体の価値を伝える展示・解説施設が位置する。本資産の公開・活用の上でも核となるエリアである。

「新原・奴山古墳群エリア」は、沖ノ島への信仰の伝統を築いた古代豪族、宗像氏の墳墓である新原・奴山古墳群を中心としたエリアで、古代（古墳時代）以来、海との関係において宗像地域が繁栄し、信仰の伝統が育まれたことを伝えるべきエリアである。このエリアには、新原・奴山古墳群をCG映像などで解説するとともに、古墳群と沖ノ島とのつながりを示す出土品などを展示した展示・解説施設「カメラアステージ歴史資料館」があ

る。また古墳群を一望できる高台には古墳群展望所があり、ボランティアガイドが一部期間を除き常駐している。

以上の基本方針と来訪の基本的な考え方を踏まえ、主な施策の方向性を示し、エリア別に展開のあり方を整理する。

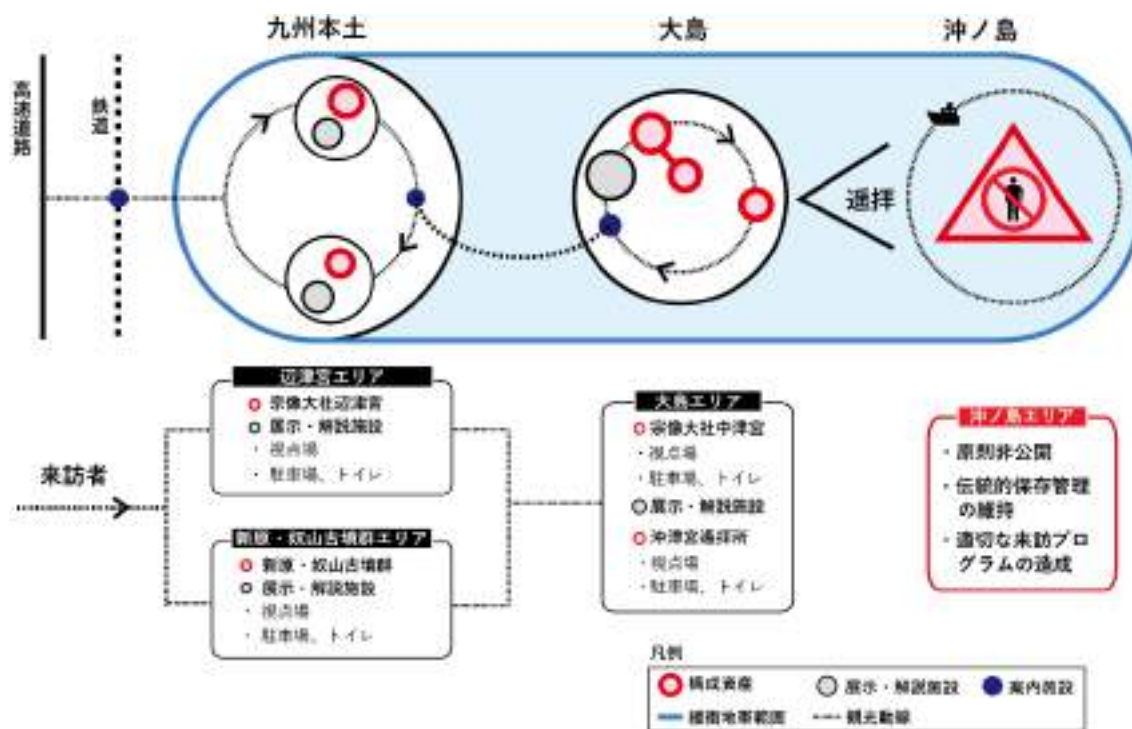


図 6-2 来訪者施設と来訪者動線の考え方

表 6-1 本資産に関わる展示・解説施設一覧（宗像市・福津市内）

名称	所在地	対象	内容	利用者数
世界遺産ガイダンス施設 海の道むなかた館	福岡県 宗像市深田	資産全体 沖津宮、沖津宮遙拝所 中津宮、辺津宮、 新原・奴山古墳群	解説パネル、大型スク リーン映像、3D映像、 レプリカなどで本資産の 価値を紹介。	94,173人 (2020年)
宗像大社神宝館	福岡県 宗像市田島	沖津宮、中津宮、辺津宮	沖ノ島祭祀遺跡の出土品 および宗像大社が所蔵す る文化財の収蔵、展示。	19,841人 (2020年)
大島交流館	福岡県 宗像市大島	資産全体 沖津宮、沖津宮遙拝所 中津宮、辺津宮	解説パネル、3面スク リーン映像などで、大島 の人々と沖ノ島のつなが りを紹介。	15,752人 (2020年)
カメラステージ歴史資料館	福岡県 福津市津屋崎	資産全体 新原・奴山古墳群	CG映像や模型による古 墳群の紹介や沖ノ島との つながりを示す出土品な どの展示。	81,809人 (2020年)

表 6-2 本資産に関わる案内施設一覧

名称	所在地	対象	内容	利用者数
大島港渡船ターミナル	福岡県 宗像市大島	資産全体 沖津宮遙拝所 中津宮	世界遺産や本資産および 大島の構成資産の解説パ ネル展示	171,163人 (2020年)
道の駅むなかた	福岡県 宗像市江口	資産全体	本資産に関する情報およ び観光案内	1,354,170人 (2020年)
あんずの里	福岡県 福津市勝浦	資産全体	本資産に関する情報およ び観光案内	234,818人 (2020年)
福津市行政・観光情報 ステーション	JR福間駅	新原・奴山古墳群	本資産に関する情報およ び観光案内	32,397人 (2020年)

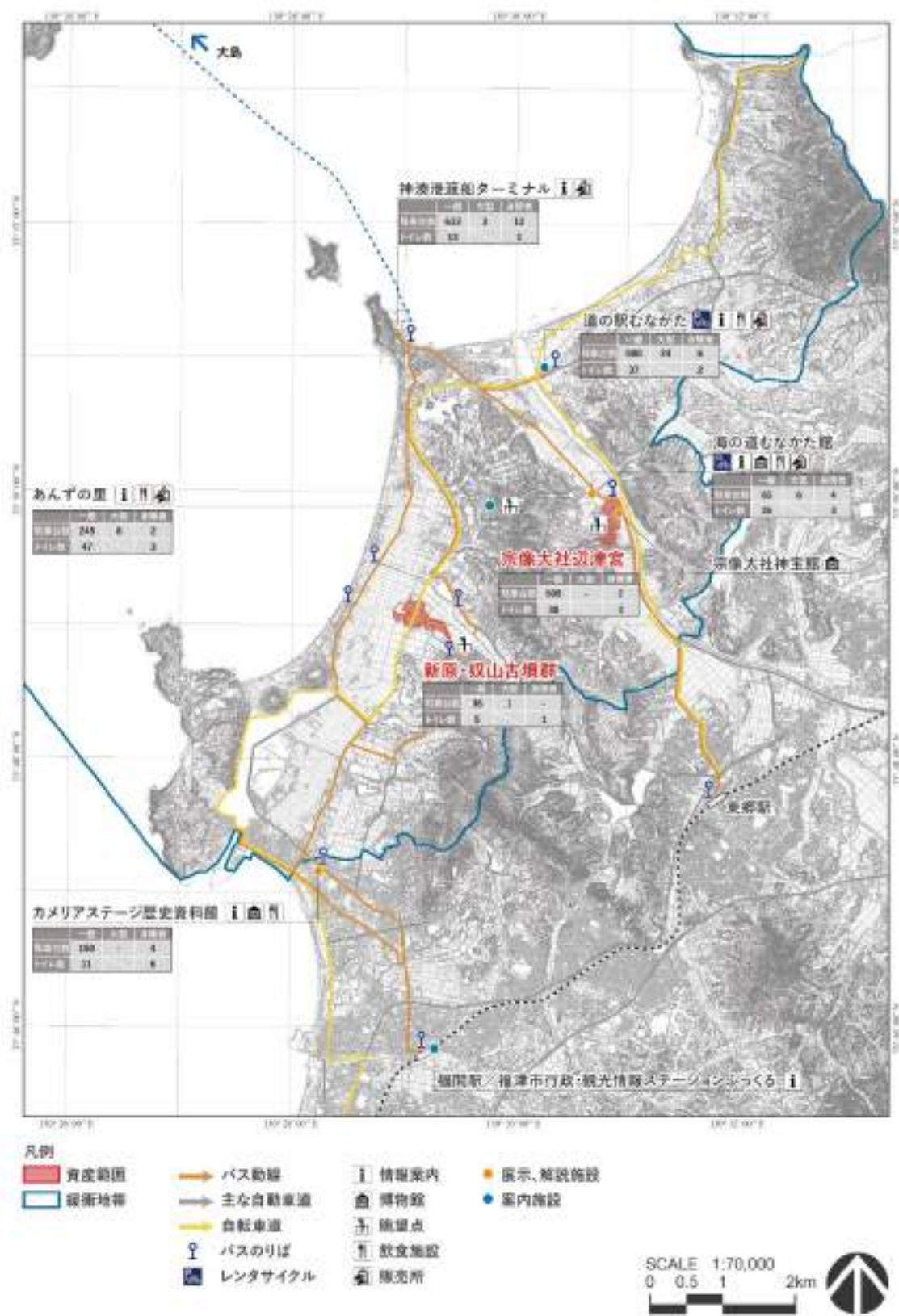


図 6-3 資産周辺の便益施設および公開、活用施設の現況（九州本土）



図 6-4 資産周辺の便益施設および公開、活用施設の現況（大島）

6-3 施策

6-3-1 資産の保護

本資産の顕著な普遍的価値を損なわないよう、十分な保護を前提として公開、活用を行う必要があることから、沖ノ島の原則非公開等、信仰上の禁忌・慣習の保護を前提とすることを周知する。なお、本資産の保存管理に係る方針や方法等については第4章を参考されたい。

6-3-2 円滑な来訪

(1) 現状

本資産は沖ノ島、大島、九州本土に分散しているが、原則非公開とされている沖ノ島以外の構成資産へは、公共交通もしくは自家用車等を利用して訪問することが可能である。また、九州本土と大島の間は、宗像市が運航する毎日7便の旅客船またはフェリーで渡島が可能である。

本資産についての展示・解説施設は、宗像大社辺津宮境内の宗像大社神宝館や世界遺産ガイダンス施設「海の道むなかた館」、大島交流館、カメラアステージ歴史資料館があり、本資産の顕著な普遍的価値を各エリアにおいて理解することができる。また、観光動線上の拠点には、本資産に関する情報のパネル展示やパンフレットなどを配架した案内施設があり、必要に応じて観光案内を受けることができる。

なお、各エリア・施設において、ボランティアガイドによる解説を受けることができる。

(2) 課題

本資産を1日で全て訪れることは比較的困難であることから、明確な動線を設定し、適切な価値の解説と誰もが円滑にアクセスできる環境を提供する必要がある。また、沖ノ島祭祀遺跡の出土品を収蔵・展示する宗像大社神宝館が老朽化していること、各展示・解説施設において実物資料に基づいた本資産の価値の解説が十分にできていないこと、世界遺産ガイダンス施設「海の道むなかた館」の展示容量が限界に達しつつあることなどから、新たな展示・解説拠点の整備を検討する必要がある。

(3) 方針

① 展示・解説の充実

各エリアで本資産の顕著な普遍的価値を理解できるように、展示・解説施設等の充実を

図りつつ、当面は世界遺産ガイダンス施設「海の道むなかた館」を本資産の拠点的ガイダンス施設とする。なお、本資産の顕著な普遍的価値や非公開の沖ノ島の価値を分かりやすく伝えるために必要な展示・解説拠点（世界遺産センター（仮称））のあり方については、沖ノ島祭祀遺跡からの出土品を収蔵・展示する宗像大社神宝館の老朽化も考慮しつつ、周辺施設との連携や調査研究、休憩等を含めた機能、規模、立地場所等の検討を継続して行う。

また、案内施設のパネル展示については適宜更新し、配架するパンフレットなどについて不足が生じないよう各施設と調整する。

② 便益施設の維持

来訪者が快適に本資産を巡るためのトイレや休憩所の設置などを、快適な状態で維持管理する。

③ 眺望環境の提供

信仰が古代から受け継がれてきた環境をよく残す本資産において、眺望は価値を伝える重要な要素であるため、辺津宮や中津宮（御嶽山展望台）、新原・奴山古墳群等の視点場といった眺望環境を提供する。また、御嶽山山頂や沖津宮遙拝所以外にも、海の向こうに沖ノ島を望むことのできる遠望スポットの紹介をスマートフォン用アプリやデジタル・アーカイブ等で行う。

④ 来訪者動線の整備

円滑に来訪できる公共交通ネットワークや自転車ルートなど構成資産へのアクセス改善策の整備を検討する。資産の顕著な普遍的価値を理解するための見学ルートや、エリア毎に構成資産についての理解を深めるルートなど、来訪者の関心やニーズに応じたルートの設定と情報提供を行う。また、本資産の価値の解説を行うボランティアガイドについて、質の担保と体制の充実に努め、来訪者の積極的なガイド利用を促す。

⑤ ユニバーサルデザイン

誰もが安全に本資産にアクセスできるよう、バリアフリー整備や多言語表記等の整備を行う。また、携帯端末によって来訪者が様々な情報を取得できるよう、Wi-Fi環境の充実に努める。

表 6-3 顕著な普遍的価値の属性と展示・解説施設の関係

属性	要素	価値の解説	展示・解説施設			
			むな かた 館	神 宝 館	大 島 交 流 館	カ メ リ ア
属性①	出土品	多様な来歴をもつ豊富な沖ノ島祭祀遺跡からの出土品	◎	◎	○	○
属性②	沖ノ島祭祀遺跡	沖ノ島の地形的特徴	◎	◎	—	—
		豊富な考古学的堆積物を有する沖ノ島祭祀遺跡 原位置を保ったままの沖ノ島祭祀遺跡に残る膨大な数の奉献品	◎	◎	○	○
属性③	沖ノ島 に対する 崇拜	沖ノ島の原始林	◎	○	○	—
		小屋島・御門柱・天狗岩といった沖ノ島に付属する岩礁	◎	◎	○	—
		文書に記録された沖ノ島での祭祀	◎	◎	◎	—
		沖ノ島にまつわる禁忌	◎	◎	◎	—
		九州および大島から沖ノ島に開けた眺望	◎	—	◎	—
		沖ノ島を崇める伝統を育んだ宗像氏の人々の存在を証明する新原・奴山古墳群	◎	—	—	◎
属性④	遙拝	九州および大島から沖ノ島に開けた眺望	◎	—	◎	—
		「神宿る島」沖ノ島を遠くから拝むための信仰の場である沖津宮遙拝所	◎	—	◎	—
		沖ノ島へと続く海を見渡す台地上に位置する新原・奴山古墳群	◎	—	—	◎
属性⑤	宗像三女神への崇拜	古代祭祀遺跡に関連づけられる生きた信仰の場である宗像大社沖津宮・中津宮・辺津宮	○	○	◎	—
		主に宗像大社の社殿において執り行われる宗像三女神への祭祀	○	○	◎	—
		宗像地域の人々によって守られてきた宗像三女神への崇拜	◎	○	◎	—
顕著な普遍的価値の解説			◎	○	○	◎

◎：実物資料やレプリカ、模型、映像等で詳しく解説している ○：パネルや映像等で解説している —：展示・解説がない

6-3-3 価値の探求・発信

(1) 現状

宗像大社に関しては、1954～1971年の沖ノ島の学術調査成果をはじめ、『宗像神社史』および『宗像大社文書』などの宗像神社（宗像大社）復興期成会による充実した調査成果がある。新原・奴山古墳群については、墳丘の測量調査や一部の発掘調査の成果がある。世界遺産登録活動においては、国内外の専門家による3か年（2010～2013年）の研究事業を行い、また本資産に関する継続的な調査研究の成果については、雑誌『沖ノ島研究』を2015年より毎年刊行し公開している。

世界遺産登録後は、勧告に基づき日本および周辺諸国における海上交流、航海およびそれに関連する文化的・祭祀的实践に関する国際的、学際的な研究を進めているほか、宗像大社が所蔵する考古資料・文献資料についての調査・研究や新原・奴山古墳群における整備にともなう発掘調査等が実施されている。また、これらの調査・研究による成果に基づいた情報発信にも努めている。

(2) 課題

本資産は古代から非常に長い期間にわたって守り伝えられてきたものであり、なお未解明の事柄が数多く残されている。特に沖ノ島祭祀遺跡に関しては、奉獻品を中心に調査・研究の余地がある。また、本資産について継続的に適切な情報発信を行っていくためには、調査・研究を行って未解明の価値を多面的に探求していく必要があるが、そのためには十分な体制が維持されなければならない。

(3) 方針

① 多面的な価値の探求

福岡県、宗像市、福津市および宗像大社は専門職員を配置し、本資産に関連する歴史や信仰、伝承や風習など、未解明の価値を、考古学や歴史学、民俗学などの観点から多面的に探求する。特に、日本および周辺諸国における海上交流、航海およびそれに関連する文化的・祭祀的实践に関する国際的、学際的な研究を継続的に行う。また、本資産のモニタリング調査も継続する。

調査・研究にあたっては、大学・研究機関等との共同研究等、国内外の他機関との学術交流を図る。調査・研究の成果は報告書や研究紀要等の発行やデジタル・アーカイブ等で広く公開し、さらなる研究の進展を促進する。

② 正しい価値の共有

本資産の価値を正しく伝えるためには、展示・解説施設での展示や対話による資産の解説が必要不可欠である。そのため、講習会及びワークショップの開催等によるガイドスキ

ルの維持、向上を図る機会を提供する。また、調査・研究の成果についても、刊行物・展示等で分かりやすく情報発信する。また、宗像市・福津市以外の本資産と関わる展示・解説施設と連携し、広域的な価値の普及に努める。なお、情報発信については、信仰に関わる資産として、『広報ガイドライン』に基づく統一的なイメージに配慮しつつ、多言語で幅広く行う。さらに、次世代への価値の継承を図るため、体験・学習プログラムや教材の開発など、学校での本資産に関する教育、学習環境を充実させる。

表 6-4 調査、研究の目的と内容

目的	内容	
資産および周辺地域の価値の解明	<ul style="list-style-type: none"> ・日本および周辺諸国における海上交流、航海、祭祀に関する調査・研究 ・沖ノ島祭祀遺跡に関する調査・研究 ・宗像大社所蔵の考古遺物、文書の調査・研究 ・宗像神信仰に関する調査・研究 ・沖ノ島への遥拝についての調査・研究 ・周辺地域の関連遺跡および文化財に関する調査・研究 ・周辺地域の古環境に関する調査・研究 ・宗像地域の民俗に関する調査・研究 ・海外の関連事例との比較研究 	
資産の保存、整備、モニタリング	宗像大社沖津宮	<ul style="list-style-type: none"> ・祭祀遺跡の出土遺物に関する調査 ・祭祀遺跡の保存科学調査 ・自然環境（原始林）および生態系に関する調査 ・祭祀遺跡の保存管理手法の検討
	宗像大社 沖津宮遙拝所	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査
	宗像大社中津宮	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物の調査
	宗像大社辺津宮	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境（社叢）に関する調査 ・文献、絵図等の史料調査
	新原・奴山古墳群	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査 ・墳丘等の測量調査 ・墳丘の植生調査 ・地中レーダー探査
周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境に関する調査 ・景観に関する調査 	

表 6-5 本資産に関わる展示・解説施設（宗像市・福津市以外）

名称	所在地	対象	内容
九州歴史資料館	福岡県 小郡市三沢	資産全体 新原・奴山古墳群	本資産の解説パネル展示、新原・奴山古墳群から出土した考古資料の展示
九州国立博物館	福岡県 太宰府市	沖津宮	沖ノ島祭祀遺跡から出土した遺物の展示
国立歴史民俗博物館	千葉県 佐倉市	沖津宮	沖ノ島祭祀遺跡の実物大模型および遺物のレプリカの展示（2019年リニューアル）

6-3-4 地域との協調

(1) 現状

宗像大社は地域の氏子組織に支えられており、新原・奴山古墳群でも近隣住民が清掃活動を行うなど、地域住民は様々な形で本資産の保存管理に関与している。また、企業や地元団体による本資産の価値を守り伝えるための活動が登録以前より継続的に行われている。保存活用協議会では本資産の価値を守り伝える活動を認定し、企業や地元団体によるボランティア活動の機運醸成を図っている。

(2) 課題

世界遺産登録に伴う来訪者の増加を一時的なものにとせず、持続可能なコミュニティの維持を可能とする誘客事業などを、地域が一体となって提供していく必要がある。

(3) 方針

① 守り伝える活動の推進

保存活用協議会は、所有者や市民代表および事業者代表、地域コミュニティとの連携のもとで本資産の保護、周辺環境の保全および公開、活用に関する方針の意思決定と調整を行う。また、守り伝える活動の認定制度を推進し、企業や地元団体等に本資産の保護や活用への積極的な関与を促す。

② 事業の持続性の確保

福岡県および宗像市、福津市の関係部局と連携し、事業採算性に配慮した地元ならではの資源の活用など、来訪者のニーズに応えた魅力あるサービスの持続的な提供を目指す。また、地域のホスピタリティやブランドの向上、広域観光ルートとの連携など、本資産の魅力を広く訴求していく。

③ 地域住民への配慮

来訪者が住民に負担をかけることがないように、生活者の目線に立った来訪マナーや神社への参拝の心得をパンフレットやホームページ等によって周知するとともに、必要性が生じた場合は、注意喚起のための看板等を景観に配慮しつつ設置する。また、資産の保護と活用を担う次の世代を養成するため、地域学習における本資産の活用の促進を図る。

6-4 エリア別展開

6-4-1 沖ノ島エリア (宗像大社沖津宮)

(1) 現況と課題

禁忌によって一般人の上陸が禁止されているため、展示・解説は九州本土や大島で行う必要がある。通常は宗像大社の神職1名が常駐するのみであることから、防犯カメラ等の設置によって無断来訪者を監視している。また、祭祀遺跡の盗掘等が生じないように防犯対策を継続して実施する必要がある。

原則、非公開であるため一般人が目にするのではないものの、沖ノ島南側斜面の崩落防止を目的としたモルタル吹付やコンクリートの港湾部は信仰の対象となっている島としては人工的・近代的な印象があり、維持管理の中で修景を検討していく必要がある。

(2) 方針

【資産の保護】

- 信仰の対象として厳しい禁忌等によって守られてきた、非公開の島であることについて方針を明確化し、周知する。
- 沖ノ島祭祀遺跡などのモニタリング調査を継続的に行う。
- 整備は祭祀遺跡の保存や信仰活動上で必要なものに限り、価値を保護するための維持・管理や「神宿る島」にふさわしい修景を行う。

【円滑な来訪】²

- 現地での価値の解説や来訪者のための整備は行わず、展示・解説施設が集まる「辺津宮エリア」および沖津宮遙拝所のある「大島エリア」で行う。
- 本遺産群の価値を十分理解した上で、島に立ち入らず海上から沖ノ島を遠望する、適切な来訪管理に基づいた来訪プログラムを造成する。

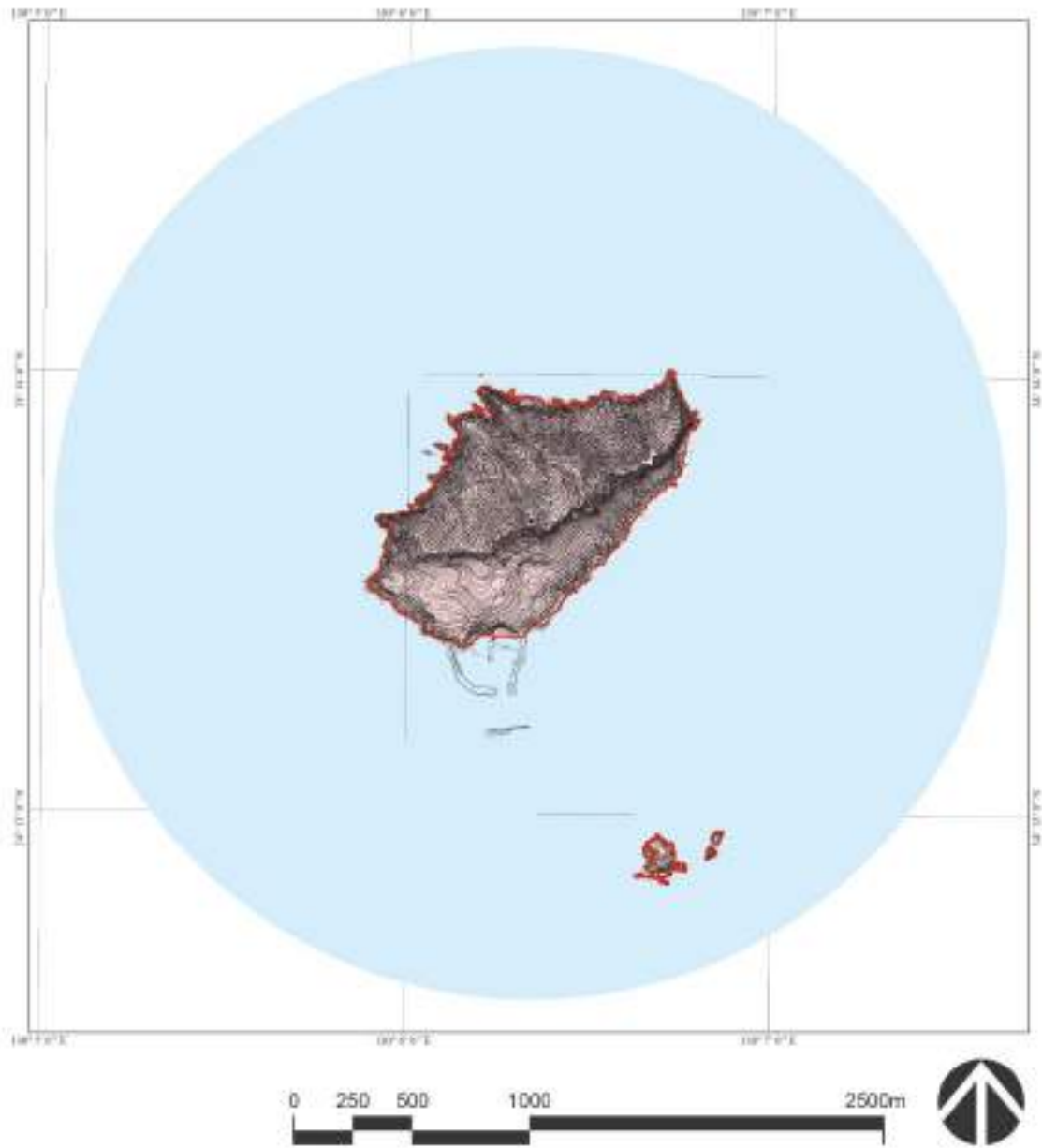
【価値の探求・発信】

- 沖ノ島祭祀遺跡の奉獻品を中心に、調査研究を継続する。
- 広報・情報発信にあたって、信仰の対象としての沖ノ島のイメージを守る。

【地域との協働】

- 沖ノ島を守ってきた地元漁師による漁業を妨げず、協働して島の維持管理に努める。

² 公開活用の基本方針 (p.118) に基づき「円滑な来訪」としている。この上段の「資産の保護」にもあるとおり沖ノ島は非公開の島であり、一般人の上陸は認めていない。



- 凡例
- 資産範囲
 - 史跡指定範囲
(一ノ岳頂上から半径2km)



沖ノ島から2kmの地点から望む沖ノ島

図 6-5 資産範囲と史跡指定範囲図（沖ノ島）

6-4-2 大島エリア (宗像大社沖津宮遙拝所・宗像大社中津宮)

(1) 現況と課題

大島エリアには、大島の人々と沖ノ島のつながりを学ぶことのできるガイド施設「大島交流館」がある。当館では、古代祭祀が行われた御嶽山山頂と麓の宗像大社中津宮本殿・拝殿との関係や、沖津宮遙拝所が象徴する遙拝の伝統や大島と沖ノ島との関係について、展示・解説している。また、各構成資産には世界遺産登録銘板や解説板が配され、現地でも世界遺産の顕著な普遍的価値と構成資産の関係を理解することができる。

一方で、御嶽山山頂の御嶽神社や御嶽山祭祀遺跡、沖津宮遙拝所には人が常駐しておらず、いたずらや放火・盗掘等への対策が必要である。また、島内の移動は徒歩やレンタサイクル、巡回バスの利用を基本とするが、坂道が多い島内でレンタサイクルを安全に利用するための注意喚起の方法や、本数が限られる巡回バスの運行等について改善を検討する必要がある。また、宗像大社中津宮の境内については未解明の部分が多いことから、境内の変遷に関する調査研究を継続的に実施する必要がある。

(2) 方針

【本資産の保護】

- 人が常駐しない御嶽神社や御嶽山祭祀遺跡、沖津宮遙拝所を中心に、資産への巡回や監視を徹底する。

【円滑な来訪】

- 御嶽山参道などを来訪者が安全に利用できる環境を整備する。
- 島内を回遊できる遊歩道やサインを整備する。
- 島内巡回バスの運行体制の改善を検討する。
- レンタサイクルを安全に利用するために、利用マナーやルールの注意喚起および自転車の整備を徹底する。
- インターネットや大島と神湊のフェリーターミナルにおける告知等により、飲食店等の大島への来訪に関する事前の情報提供を充実させる。

【価値の探求・発信】

- 沖ノ島と関係が深い大島の歴史や文化・民俗について調査研究を行う。
- 宗像大社中津宮境内の変遷に関する調査研究を行う。

【地域との協調】

- ガイドや食事、宿泊などのホスピタリティを向上させ、大島ならではのサービスの提供を検討する。
- 島民の生活に支障が出ないような方策の検討や来訪マナーの周知を行う。

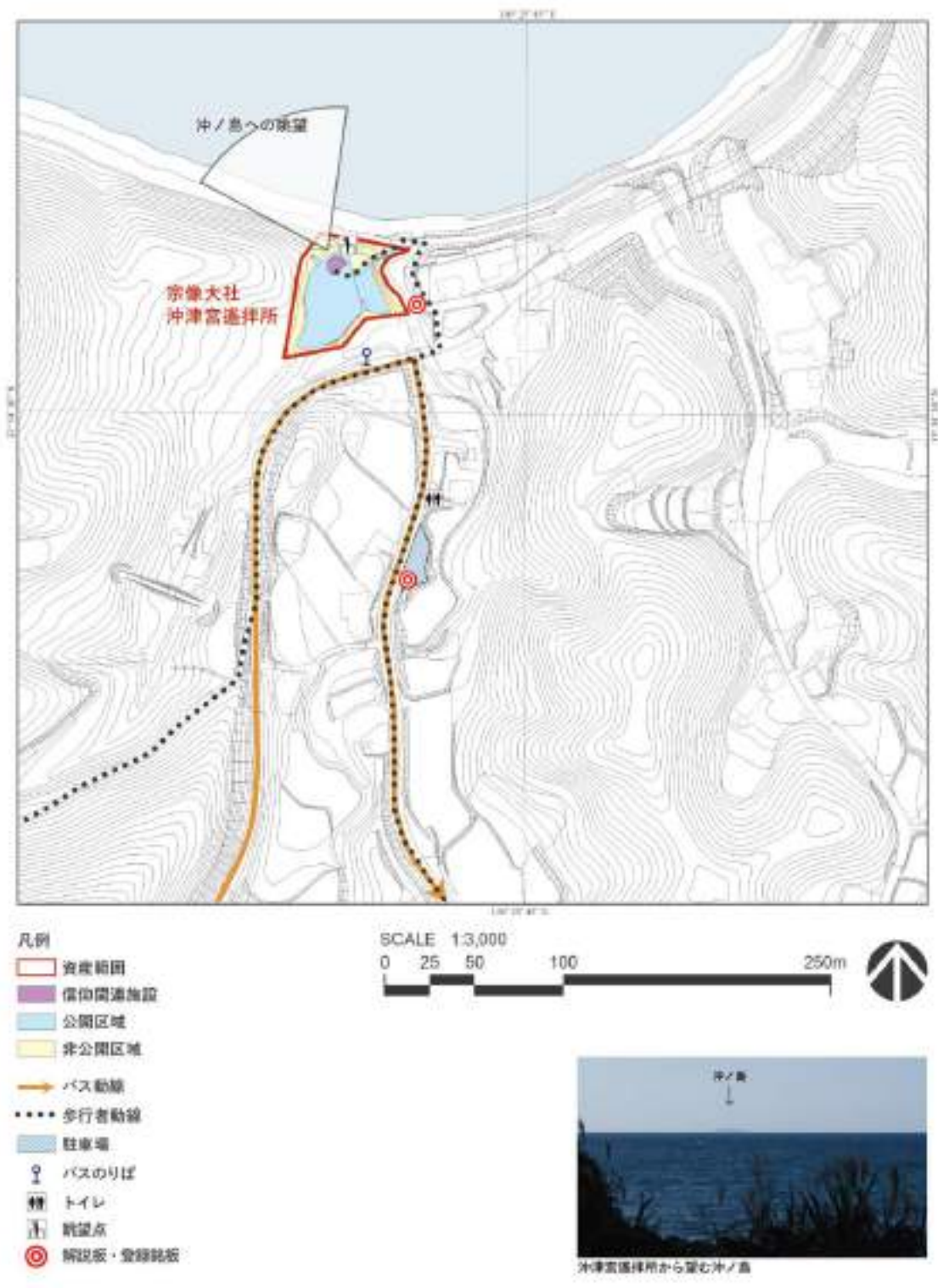


図 6-6 便益施設および来訪者のための施設配置図（沖津宮遙拝所）



図 6-7 便益施設および来訪者のための施設配置図（宗像大社中津宮）

6-4-3 辺津宮エリア (宗像大社辺津宮)

(1) 現況と課題

本土に位置する辺津宮は、構成資産の中で最も来訪者が多く、宗像大社神宝館や世界遺産ガイダンス施設「海の道むなかた館」といった展示・解説施設も集中している。それらは原則非公開の沖ノ島の価値を展示・解説する役割を果たしている。また、世界遺産登録銘板および解説板が現地に設置され、古代祭祀が行われた下高宮（高宮祭場）と麓の社殿群との関係といった世界遺産の顕著な普遍的価値と構成資産との関係を知ることができ。一方で、沖ノ島祭祀遺跡からの出土品を収蔵・展示する宗像大社神宝館が老朽化していることから、新たな展示・解説拠点の整備について引き続き検討しつつ、当面は、世界遺産ガイダンス施設「海の道むなかた館」を拠点ガイダンス施設として来訪者の誘導を図る。また、宗像大社辺津宮の境内については未解明の部分が多いことから、境内の変遷に関する調査研究を継続的に実施する必要がある。

なお、宗像大社辺津宮へは現在も公共交通機関での来訪が可能だが、更なる利便性の向上を検討する必要がある。あわせて、宗像大社辺津宮から新原・奴山古墳群や宗像大社辺津宮から神湊港といった、各構成資産間のアクセスも改善する必要がある。

(2) 方針

【本資産の保護】

- 今後の境内整備に向けて、境内の周辺も含めた将来像について関係者間でイメージを検討・共有する。

【円滑な来訪】

- 当面は海の道むなかた館において本資産全体の価値の展示・解説を行い、宗像大社神宝館とも連携して、原則非公開の沖ノ島の価値や宗像大社の歴史を伝える。

【価値の探求・発信】

- 宗像大社神宝館と連携して、沖ノ島祭祀遺跡の奉獻品をはじめとした所蔵品の調査を行う。
- 宗像大社辺津宮境内の変遷に関する調査研究を行う。

【地域との協調】

- 多言語のパンフレット等で来訪・参拝マナーの周知を行う。

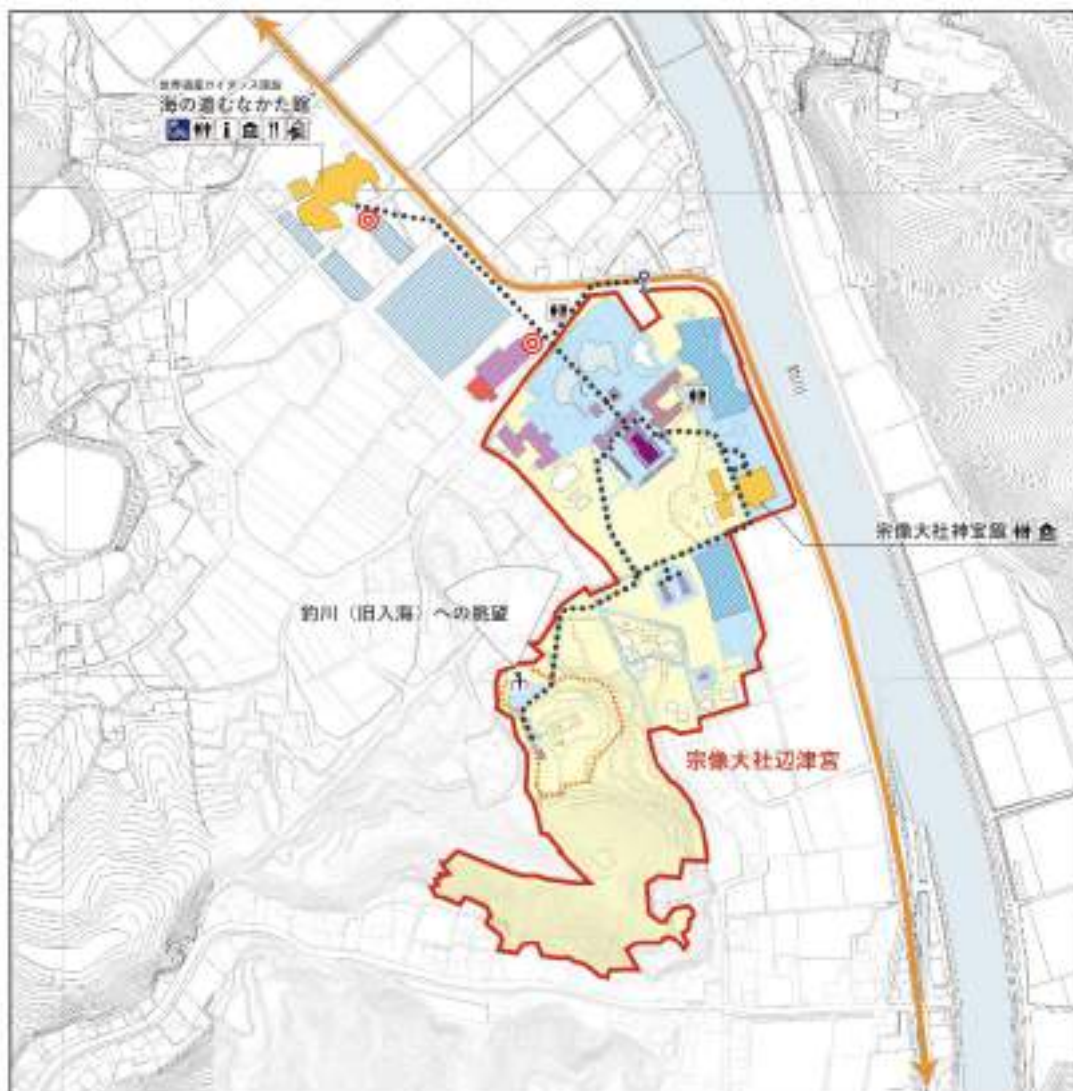


図 6-8 便益施設および来訪者のための施設配置図 (宗像大社辺津宮)

6-4-4 新原・奴山古墳群エリア (新原・奴山古墳群)

(1) 現況と課題

史跡の整備計画を再検討し、段階的に整備を進める。古墳群が位置する台地の上を道路が通過し、また大型農業施設が存在しているため、施設の移転や道路横断の安全を確保した上で、台地全体の整備・活用を行う。このエリアには、カメラアステージ歴史資料館があり、古墳群を映像や模型で解説するとともに沖ノ島とのつながりを示す出土品などを展示している。ただし、最新の調査成果を展示に反映するなど、展示内容の更なる充実、更新を図っていく必要がある。古墳群を見渡す高台に整備された展望所には世界遺産登録銘板および解説板が設置され、またボランティアガイドによる価値の解説を受けることができる。なお、古墳群には公共交通機関での来訪も可能だが、バス停まで距離がある等、来訪者にとって不便な状況であることから、改善策を検討する必要がある。また、古墳群からカメラアステージ歴史資料館へのアクセスについても同様に検討する。

(2) 方針

【本資産の保護】

- 史跡地内のふさわしくない構造物の除去や樹林の手入れを行う。
- 削平などによって墳丘が崩落する危険性のある古墳については、崩落防止のための保護措置を検討する。修復の手法は発掘調査成果に基づいて専門家を含む委員会において検討する。

【円滑な来訪】

- 古墳の周溝といった外表施設の遺構を顕在化する等、それぞれの古墳の価値や特徴が分かるような整備を行う。
- 古墳群と旧入り海や玄界灘・大島等との位置関係や、大小様々な墳丘のある古墳群の全体像を把握できる展望所を整備し、あわせて眺望景観の改善を行う。
- 明確な動線を設定し、サイン・パンフレット等により遺跡の全体像や配置が分かるようにする。
- 古墳群への来訪手段や古墳群とカメラアステージ歴史資料館のアクセス改善を図る。

【価値の探求・発信】

- 各古墳や遺跡全体についての調査研究をさらに進め、宗像氏の墳墓としての価値を分かりやすく伝えていく。
- カメラアステージ歴史資料館において、最新の調査成果を伝える展示を実施するなど、新原・奴山古墳群に関する展示内容の充実を図る。

【地域との協調】

- コミュニティと連携して古墳群の維持管理や古墳群を楽しむイベント等を催行する。

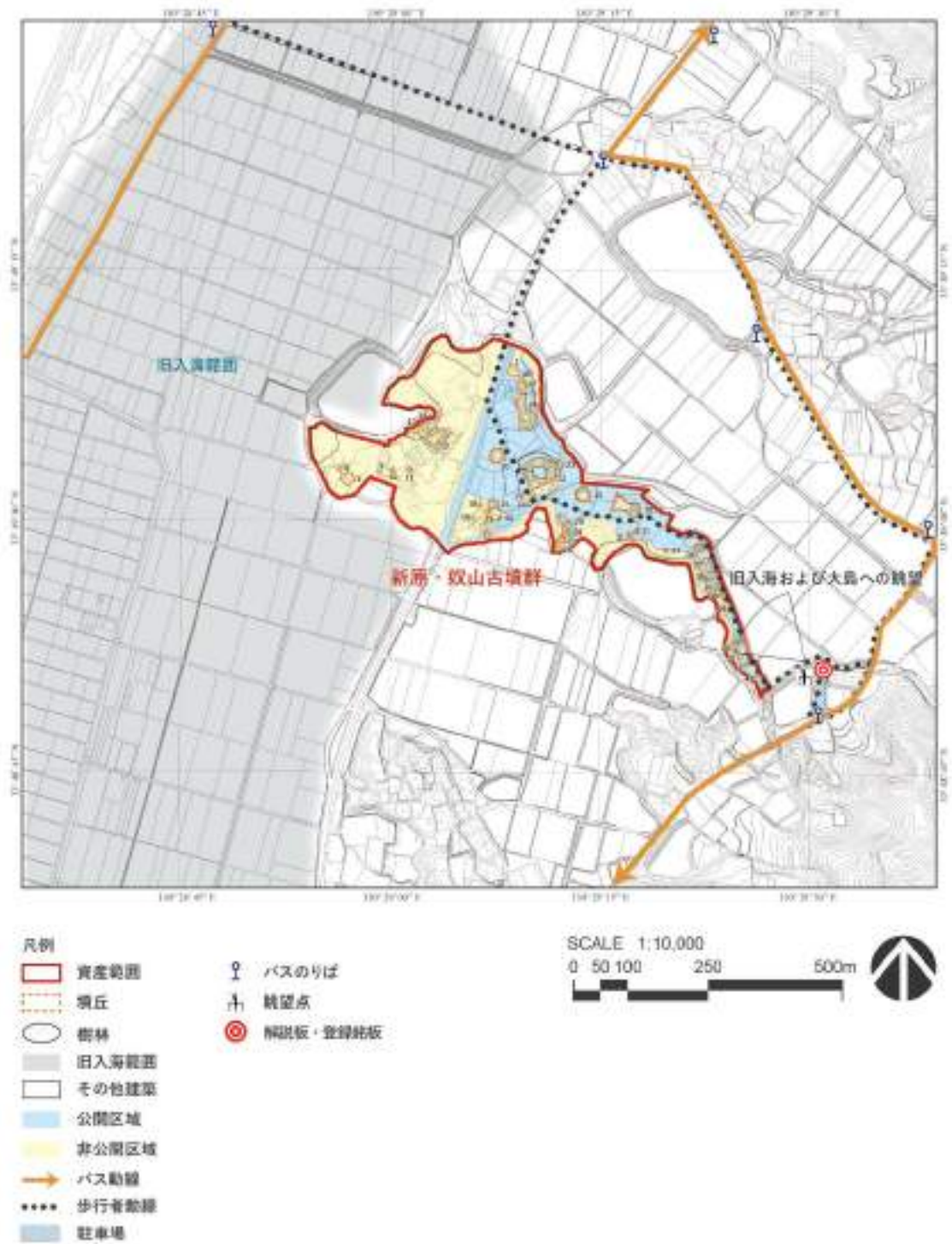


図 6-9 便益施設および来訪者のための施設配置図（新原・奴山古墳群）

第 7 章

体制の整備、運営

世界遺産の包括的な保存管理・公開活用を効果的に実施するためには、資産の管理者関係機関、および利害管理関係者との緊密な連携を図ることが重要である（作業指針第 117 段）。

本章では、本計画を推進するための体制について示す。関係者が連携して計画を推進する体制を整備し、各自の担う役割を明確にする。

- 7-1 保存管理・公開活用の体制
 - 7-1-1 体制
 - 7-1-2 財源の確保
 - 7-1-3 専門的知識および研修
- 7-2 地域コミュニティの参画
 - 7-2-1 行政と地域住民との連携
 - 7-2-2 地域の人材育成および技術支援

7-1 保存管理・公開活用の体制

本資産の保存管理および公開活用には、国、福岡県、宗像市、福津市の関係法令を所管する行政機関、所有者である宗像大社、地域住民、専門家、大学、研究機関等、様々な関係者の参画と利害関係の調整が必要不可欠である。また、本計画に関連する施策や事業は多岐にわたるため、その実現にあたっては関係者が共通認識のもと役割分担を行い、本資産における一貫した施策を進める必要がある。よって、本計画の推進を中心的に担う体制や外部組織との協力体制について整備し、関係者間での調整や意識の共有化を図る。本資産の保存管理・公開活用の体制は図 7-1 に示すとおりである。

7-1-1 体制

(1) 保存活用協議会

2009 年の暫定リスト記載以降、福岡県、宗像市、福津市の関係行政機関の代表、宗像大社および地域コミュニティの代表からなる「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議を設立し、世界遺産登録活動を進めるとともに、資産の保存管理に取り組んできた。

2017 年の世界遺産登録後は、福岡県、宗像市、福津市の関係行政機関の代表（福岡県知事、宗像市長、福津市長、福岡県、宗像市、福津市の教育長）および所有者である宗像大社の代表を構成員とする「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会（以下、「保存活用協議会」）を設立し、本資産の保存管理と公開活用に取り組んでいる¹。

保存活用協議会は、包括的保存管理計画にもとづき資産の保護や周辺環境の保全および公開活用に関する方針の意思決定と調整を行っている。また、SDGs を推進し、市民代表、事業者代表、地域コミュニティと連携した持続可能な資産の管理を進めている。



図 7-1 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 保存管理・公開活用の体制

¹ 世界遺産委員会からの勧告 a) に対応。詳細は「2-3 世界遺産委員会からの勧告」を参照されたい。

(2) 宗像市、福津市

宗像市は、沖津宮、沖津宮遙拝所、中津宮、辺津宮の所有者である宗像大社と連携して資産の保存管理および公開活用を実施している。構成資産の保存管理・公開活用に関して所有者に対して助言を行うとともに、必要に応じて財政的、技術的な支援をしている。福津市は、新原・奴山古墳群を保存管理・公開活用している。構成資産のほとんどは公有地だが、一部の所有者である住民と密接に連携している。それぞれの市の世界遺産部局は、本資産の保存管理および公開活用の調整を担当し、特に各庁内および関係機関との各種事業の横断的な調整を担っている。文化財部局は、構成資産の調査および整備、公開、活用を担当し、景観担当課は、緩衝地帯の景観を管理している。このように関係部局が連携して本資産の保存管理および公開活用を推進している。また、両市ともに SDGs 未来都市²に選定される等、SDGs の理念を推進している。

(3) 福岡県

福岡県は、世界遺産部局が保存活用協議会の事務局として宗像市、福津市の世界遺産部局と連携し、資産および緩衝地帯の保存管理および公開活用を全般的に総括し、行政組織間および各庁内における各種事業の横断的な調整および関係機関との連携を図る。特に、構成資産の保存、活用を所管する文化財部局と密に連携して、構成資産の保存管理に関して所有者に対して助言を行うとともに、必要に応じて財政的、技術的な支援をしている。また、緩衝地帯海域の管理を行う港湾部局や自然保護部局と密接に連携して、構成資産および緩衝地帯の保存管理を実施しつつ、観光部局と連携して適切な来訪管理を進めている。また、第2期福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略等の各施策に SDGs の要素を盛り込む等、SDGs を推進している。

(4) 宗像大社

宗像大社は、沖津宮、沖津宮遙拝所、中津宮、辺津宮を保存管理し、沖ノ島から出土した8万点にのぼる出土遺物を神宝館で調査、研究、展示、収蔵、管理している。また宗像大社は、所有する文化財の管理を行う部署を設置し、専任の専門職員を配置しており、国、福岡県、宗像市と連携を図りながら、現状変更等の取り扱いや整備事業等を円滑に進めている。

(5) 国（文化庁）

文化庁は、福岡県、宗像市、福津市と情報共有を密にし、資産の保存管理全般に関して

² SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域を内閣府が選定する制度。福津市は2019年、宗像市は2020年に選定された。

助言し、必要に応じて財政的・技術的な支援をする。文化庁は、所有者等が、国宝、重要文化財、史跡、天然記念物の整備等を実施する場合、適切な技術的指導を行う。さらに、国内外の世界遺産の保存管理・公開活用に関する情報収集および周知に努める。

(6) 専門家会議

専門家会議は大学研究機関および日本イコモス国内委員会の研究者、専門家から構成される。2009年より推薦書の学術的な検討を行う推進会議の諮問機関として設置され、資産の価値づけおよび保存管理に関与している。

2017年の世界遺産登録後、専門家会議の役割が推薦書および包括的保存管理計画にもとづく、資産の顕著な普遍的価値の保存活用に関する指導、助言に変化したため、専門家会議を再編した。委員は考古、歴史、建築、景観、世界遺産等の専門家により編成され、①資産の保護、②緩衝地帯の管理、③公開、活用の3分野について指導、助言する。各分野の詳細は次のとおりである。

- ①資産の保護：顕著な普遍的価値および真実性、完全性の維持、向上に関すること
- ②緩衝地帯の管理：緩衝地帯における開発の適正な管理と特に景観の保全に関すること
- ③公開、活用：本資産のインタープリテーションや調査研究に関すること

(7) 地域コミュニティ

本資産は信仰の資産であり、地域コミュニティの関わりが欠かせない³。また本資産の公開、活用については、多くのボランティアガイドが関わっており、本資産の顕著な普遍的価値を来訪者に伝える重要な役割を果たしている。

宗像市、福津市、福岡県は、地域住民と行政間で意識を共有するための定期的な情報交換、協議の場を設け、行政と市民の協働による世界遺産を活かした地域づくりに取り組むとともに、各種シンポジウム、講座、研修会等の各種事業を開催し、地域住民が本資産の保存管理および公開活用に積極的に参画できる仕組みや技術支援の体制を整備する。

また、地域住民やまちづくり団体と連携して、資産の保護を通じて伝統文化や信仰の継承、伝統産業の振興等、世界遺産の保護と地域社会の持続的な発展の両立を図る。

³ 宗像大社には氏子総代会や氏子青年会の他、沖・中両宮奉賛会など地元住民を中心とする各種関係団体があり、信仰の対象である本資産の維持管理について深く関与している。

7-1-2 財源の確保

保存活用協議会は、福岡県 50%、宗像市 37.5%、福津市 12.5%の負担金により運営している。保存活用協議会は、本資産の普及啓発、調査研究、情報発信等に係る事業を担い、それら事業に対しては国が予算の範囲内で補助金を交付している。

また、本資産の構成資産である文化財の管理については、宗像市、福津市のほか、所有者である宗像大社が行っている。国指定の史跡、天然記念物、重要文化財（建造物）について調査、修理、整備を実施する場合には、国が必要に応じて補助金を交付している。

史跡、天然記念物の発掘調査、修復、整備に関する事業を行う場合は、経費の 50%を、重要文化財に指定されている社殿等建造物の修理に関する事業を行う場合は、経費の 50～85%を国が補助している（特殊な場合や軽微な修理は除く）。これら国からの補助金の交付に合わせて、福岡県、宗像市、福津市も当該事業に対して補助金を交付している。また、防災施設等を設置する事業についても同様の比率で経費の補助を行っている。

さらに、上記補助金以外にも、世界遺産の保存活用に資するための寄付金を民間企業から受け入れている。

表 7-1 資産の保存管理経費

予算項目／年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
資産の保護と維持管理	53,277	169,510	23,795	21,159	16,352	34,373	26,866	74,988
緩衝地帯保全	6,339	8,469	15,348	3,472	660	6113	542	16,080
来訪者施設	125,471	60,032	66,348	132,529	101,434	60,532	52,103	46,488
普及啓発	86,107	91,906	80,509	90,943	164,670	92,737	87,443	109,983
計	271,194	329,917	186,000	248,103	283,116	193,755	166,954	247,539

単位：千円

7-1-3 専門的知識および研修

本資産の保存管理については、各種研究機関等から専門的観点による技術支援や客観的な外部評価を受けつつ、保存活用協議会の構成員である福岡県、宗像市、福津市、宗像大社が実施している。

福岡県、宗像市、福津市は、それぞれの組織内に文化財の保存管理技術を持つ専門職員を配置しており、文化庁や独立行政法人国立文化財機構、ICCROM(文化財保存修復センター)をはじめとする国内外の専門研修機関への派遣研修や九州国立博物館および九州歴史資料館との連携によって保存、修復に関する専門技術の向上に努めている。特に、文化庁や独立行政法人国立文化財機構は、全国の史跡等における整備活用事業の円滑な推進と専門職員および技術者の技術や能力の向上のために、地方公共団体の専門職員を対象とした研修を定期的に開催しており、福岡県、宗像市、福津市は当該研修等に職員を積極的に参加させ、長期的な人材育成に努めている。

所有者等が国宝または重要文化財、史跡、天然記念物といった指定文化財の整備等を実施する場合は、本資産の専門家会議をはじめとする諮問機関や文化庁が専門的見地から指導、助言を行う。こうした指導体制を、今後も継続する。

表 7-2 各組織における本資産の保存管理に関わる人員配置

		世界遺産部局	文化財部局
福岡県	事務職	5	8
	専門職	3 (考古1、歴史1、造園1)	10 (考古7、建築2、史跡整備1)
宗像市	事務職	7	1
	専門職	2 (考古)	7 (考古)
福津市	事務職	0	3
	専門職	1 (考古)	6 (考古)
宗像大社	事務職	-	3
	専門職	-	2 (考古1、歴史1)

7-2 地域コミュニティの参画

本資産を次世代に継承していくためには、その保護の担い手の一つである地域コミュニティの理解と協力が不可欠である。そのため、地域コミュニティをはじめとする広範で多様な人々が様々な形で本資産に関わり、活躍することを目指したキャパシティビルディングに取り組む必要がある⁴。そこで、保存活用協議会では、地域団体や企業等による本資産の価値を守り伝えるためのボランティア活動を認定し、市民参加型の世界遺産の保護活動の展開と機運の醸成を図っている。また、伝統文化や信仰の継承、漁業や農業等の伝統産業の振興等をサポートし、世界遺産の保護と地域社会の持続的な発展の両立を目指している。

7-2-1 行政と地域住民との連携

各構成資産では表 7-3 に示す地域住民を中心とした各種団体が活動している。

宗像市では、宗像市内の 21 の市民団体から構成される「宗像・沖ノ島世界遺産市民の会」をはじめとした各団体が構成資産の保護、周辺環境の保全、公開、活用のための活動に取り組んでいる。また、地域住民や各団体が世界遺産を活かしたまちづくりに取り組むための指針となる「世界遺産のあるまちづくり計画」を策定した。また、福津市は、地域住民とともに墳丘や見学路等の草刈や花卉の植栽、ごみの不法投棄の監視に取り組んでいる。なお、両市ともにボランティアガイドと協働で資産を一般来訪者に公開する事業を実施している。

福岡県は、専門的知識をもつ地域住民を文化財保護指導委員として委嘱し、定期的に資産および緩衝地帯を巡回、点検している。

保存活用協議会では「守り伝える活動」認定制度により、団体や企業等の資産保護に関わる取り組みを顕彰し、その活動を支援している。

7-2-2 地域の人材育成および技術支援

福岡県、宗像市、福津市は、地域住民に本資産の顕著な普遍的価値を伝えるために、各種シンポジウムや講座、研修会等を開催している。さらに、資産の所有者である宗像大社や地域住民に対して、資産の保存管理に関する技術的支援を行っている。

今後も、世界遺産の価値やその保護の関心を高めるために、地域住民等に対して本資産に関する講座、研修会等を継続する。また、地元の子供達の当事者意識を育むため、学校教育と連携した学習プログラムや教材を提供し、資産の価値、歴史、文化的伝統を説明する。これらの取り組みを通じて、資産の保護を担う将来の人材を育成し、世代から世代への資産の継承を後押しする。

⁴ 世界遺産のキャパシティビルディングについては、以下を参照されたい（WEBで公開されている）。
・第35回世界遺産委員会（2011）「World Heritage strategy for capacity building」

表 7-3 宗像市・福津市の地域団体（2020年12月現在）

No.	団体名・組織名	団体・会員数	活動内容
1	藍の家保存会	27人	国登録文化財「藍の家」保存活動、津屋崎の観光案内、まちづくり活動
2	大島地区コミュニティ運営協議会	615人	大島でのウォーキングイベント、海岸清掃活動等
3	勝浦地域郷づくり推進協議会	1088人	新原・奴山古墳群で花植え等のおもてなしの実施
4	玄海地区コミュニティ運営協議会	2921人	釣川のごみ拾いなどの清掃活動
5	元気な島づくり事業推進協議会	6団体	大島の観光資源を活かしたイベントの企画、運営、島内ガイド
6	恋の浦ウミガメの会	18人	海岸の清掃活動やアカウミガメの産卵調査、小学校環境教育プログラム講師
7	古墳群清掃作業隊	6団体	津屋崎古墳群の草刈り
8	さつき松原管理運営協議会	9団体	さつき松原の苗植え、除草、清掃などの保全活動
9	田熊石畑むらづくりの会	50人	田熊石畑遺跡歴史公園での市民参加による歴史公園整備、イベント開催
10	地域学芸員	93人	海の道むなかた館での展示解説や地域資源調査、啓発活動
11	津屋崎千軒海とまちなみの会	49人	津屋崎千軒の町並み保全、津屋崎のまちづくり活動
12	干潟みまもり隊	5人	津屋崎干潟の保全活動、自然観察会の開催
13	福津郷土史会	14人	福津市内の古文書目録作成、文化財調査
14	福津市観光ボランティアガイド会	41人	福津市内の観光ガイド
15	福津市市民吹奏楽団	40人	宗像三女神を題材とした演奏会の公演
16	福津民話劇団	10人	新原・奴山古墳群を題材とした創作劇の公演
17	松林保全活動団体	4団体	福津市域の松林の保全活動
18	「宗像・沖ノ島」世界遺産市民の会	21団体	世界遺産及び宗像遺産の保存・活用を通じたまちづくり
19	宗像漁業共同組合大島支所	109人	大島の海岸清掃など
20	むなかた「水と緑の会」	36人	釣川や海岸の清掃活動や自然環境学習など、各種環境活動
21	宗像歴史観光ボランティアの会	106人	宗像市内の歴史観光ボランティアガイド
22	むなかた歴史を学ぼう会	28人	宗像市内の文化財パトロール、歴史・文化財などの学習会
23	岩モンサークル	22人	岩瀬海岸の清掃活動
24	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群世界遺産サポーター	50人	各種事業への参加や広報活動への協力など

第 8 章

経過観察

世界遺産の確実な保存管理には、資産の保全状況を把握するための経過観察が不可欠である。作業指針では、登録資産をより効果的に長期的に保全するために、周辺状況および資産の保全状況を記録し、定期的に報告することを求めている（作業指針第 96 項、第 169–176 項、第 199–207 項）。

本章では、本資産の定期観察と保存状況に係る情報収集に関する方針と経過観察の実施方法と負の影響に対する原因究明および除去または影響を軽減するための対策について示す。

- 8-1 観察指標の設定と記録作成
- 8-2 負の影響を予防、除去するための対策

8-1 観察指標の設定と記録作成

本資産の顕著な普遍的価値を構成する諸要素は、絶えず環境圧力や自然災害等の自然的な要因、開発、観光利用等の人為的な要因により、毀損、劣化を生じる可能性がある。資産の顕著な普遍的価値の保護には、こうした負の影響を迅速かつ的確に把握し、対策を講じることが重要である。よって、様々な要因が本資産へ与える影響を把握するための経過観察を実施する。

(1) 観察指標の設定

経過観察にあたって、「第3章 資産に影響を与える要因」で整理した潜在的脅威に対し、以下3つの観点の下、観察指標を設定する。経過観察と測定方法については表 8-1 に示すとおりである。

- ① 第2章「資産の価値と現況」に示した顕著な普遍的価値とその属性、真実性および完全性が維持されているか。
- ② 第3章「資産に与える影響の要因」に記した潜在的脅威（開発圧力、環境圧力など）が資産にどのような影響を与えているか。
- ③ 資産の保護、緩衝地帯の管理、資産の公開、活用に関する取り組みが適切に機能しているか。

(2) 記録作成

定期報告を含む経過観察については、主に構成資産の所有者および管理者である宗像市、福津市、宗像大社が、福岡県を通じて文化庁の指導の下に行う（表 8-1）。『世界遺産条約の履行のための作業指針』に基づき、年度ごとに情報収集および記録作成を行い、蓄積した成果について6年ごとに保存管理状況の評価としてまとめ、世界遺産委員会に定期報告書（英文）を提出する。

8-2 負の影響を予防、除去するための対策

経過観察の結果、資産の顕著な普遍的価値に対する影響が懸念されると判断した場合、保存活用協議会は、専門家会議の助言を受け、資産に与える負の影響を予防、除去、最小化するための対策、必要な体制、予算の確保について検討する。

さらに、資産への負の影響が疑われる場合や緊急な対策が必要な場合には、適切な観察指標を新たに設定し、経過観察を行う。

表 8-1 観察指標と測定方法 (1/2)

項目		指標	測定の内容・方法	周期	記録組織
1 構成資産の保存管理	各構成資産の保存状況と経過観察	資産範囲における現状変更	文化財保護法関係の各種申請および許可等について、件数およびその内容を記録する。	毎年	宗像市 福津市
		遺構の状況	遺構の状況について観察、写真撮影等により記録する。	毎年	宗像市 福津市
		建造物の修理、整備	建造物の修理、整備結果を記録する。	毎年	宗像市 宗像大社
		建造物防火施設および保存施設の点検、整備、改修または修理結果（補助、自費）	防火施設および保存施設の点検、整備、改修または修理結果を記録する。	毎年	宗像市 宗像大社
		公有化実績	国指定史跡地における公有化の実績を記録する。	毎年	宗像市 福津市
	祭礼行事の状況	祭礼行事の状況	宗像大社の祭礼行事の実施状況を記録する。	毎年	宗像市 宗像大社
2 の 緩 衝 全 地 帯	開発圧力	視点場からの景観を阻害する要因	視点場からの定点観測（写真撮影）により、阻害要素の状況を記録する。	毎年	宗像市 福津市
		緩衝地帯における開発の申請	各種法令に基づく申請許可の件数およびその内容を記録する。	毎年	宗像市 福津市
3 資産に影響を与える要因	環境圧力	気温の経年変化	大気の常時監視を行い、気温の変化を観測する。	毎年	宗像市 福津市
		酸性雨の状況	降水時の酸性雨の状況を、pH検査により測定する。	毎年	福岡県 宗像市
		大気汚染に係る環境基準達成率	大気の常時監視を行い、大気中の二酸化硫黄、PM2.5等の含有量を測定する。	毎年	福岡県 宗像市 福津市
		鳥類の営巣状況	沖ノ島祭祀遺跡におけるオオミズナギドリの営巣状況を記録する。	6年毎	宗像市
		植生の状況	構成資産における植生の状況（樹種、生育状況等）について、観察、記録する。	6年毎	宗像市 福津市
		漂着ごみの状況	沖ノ島および沖津宮遙拝所周辺に打ちあがる漂着ごみの状況を記録する。	毎年	宗像市
	自然災害	台風	構成資産における遺構、歴史的建造物等の毀損状況、崩壊の有無を観察、写真撮影により記録する。	毎年	宗像市 福津市 宗像大社
		大雨・洪水			
		地震			
		津波			
	火災				

表 8-2 観察指標と測定方法 (2/2)

項目	指標	測定の内容・方法	周期	記録組織	
4 公開活用	来訪者	来訪者	来訪者施設の来訪者数、渡船の利用状況を記録する。	毎年	宗像市 福津市 宗像大社
		沖ノ島周辺の状況	沖ノ島漁港への来船数および沖ノ島周辺の来訪者を記録する。	毎年	宗像大社 宗像市
	価値の発信	来訪者施設と基盤施設の整備の進捗率	整備計画に沿った進捗状況を把握する。	毎年	福岡県 宗像市 福津市
		便益施設と収容能力の状況	構成資産やその周辺地域の便益施設の設置状況を記録する。	毎年	福岡県 宗像市 福津市
		調査報告書、研究報告書等の刊行状況	構成資産およびその周辺地域において、調査が実施された場合の調査報告書、研究報告書等を記録する。	毎年	福岡県 宗像市 福津市
		パンフレット、ホームページ等を活用した情報提供状況	刊行されているパンフレットおよびホームページ等による、情報提供の状況を把握する。	毎年	福岡県 宗像市 福津市
		専門家による調査・講習会の開催状況	専門家による現地確認、指導会の実施状況を記録する。	毎年	福岡県 宗像市 福津市
シンポジウム・講座等の開催状況	研修会、セミナー等の開催状況を記録する。	毎年	福岡県 宗像市 福津市		
5 計画の更新	計画の更新	関連計画の更新状況	関連計画の更新状況を記録する。	毎年	福岡県 宗像市 福津市
		行動計画の更新状況	行動計画の更新状況を記録する	毎年	福岡県 宗像市 福津市
6 保護に関する団体	資産管理者	資産管理者の状況	福岡県・宗像市・福津市・宗像大社の構成人数を記録する。	毎年	福岡県 宗像市 福津市 宗像大社
	ボランティア団体	ボランティア等資産に係る団体の状況	ボランティア団体等の組織名および構成人数、活動内容を把握する。	毎年	福岡県 宗像市 福津市
	守り伝える活動	守り伝える活動の認定状況	守り伝える活動の認定組織、活動内容を把握する。	毎年	福岡県 宗像市 福津市
7 経費		資産の保存管理経費	資産の保存管理経費を記録する。	毎年	福岡県 宗像市 福津市 宗像大社

第 9 章

行動計画

資産の効果的な管理には、資産の保護、保全および公開、活用に関する短期的、中期的、長期的な取組のサイクルがあり、顕著な普遍的価値のすべての側面を確実に維持していく上で、不可欠である（作業指針第 112 段）。

本章では、本資産の包括的保存管理を確実にを行うため、第 3 章から第 8 章に示した計画内容を踏まえ、今後予定している具体的な取組を示す。

表 9-1 行動計画 (1/5)

項目	事業内容		実施時期			関係組織			
	施策	概要	継続	今期計画	次期以降	福岡県	宗像市	福津市	宗像大社
資産の保存管理									
構成資産の保存									
宗像大社及び周辺の整備	宗像大社諸施設の整備	モニタリングを継続しつつ、宗像大社社殿およびその他信仰上必要な施設の修復を進める。	○			○	○		○
	沖ノ島治山法面の修景	沖ノ島港湾部の治山法面について、改修の際、景観に配慮した工法を検討する。			○	○	○		○
	宗像大社辺津宮境内の浸水対策	宗像大社辺津宮境内の浸水の防止のため、排水路を整備する。			○		○		○
	宗像大社辺津宮、中津宮の社叢整備	宗像大社辺津宮、中津宮の社叢を適切に維持管理するため枯損木の撤去等を行う。		○		○	○		○
	沖ノ島祭祀遺跡の遺物の保存管理	沖ノ島祭祀遺跡のモニタリングを継続しつつ、表出遺物の取扱ガイドラインを策定し、適切に保存管理する。	○			○	○		○
	沖ノ島の出土品の保存管理	保存活用計画を策定し、計画的な管理、調査、修復を行う。	○			○	○		○
	沖ノ島への入島制限	モニタリングを継続しつつ、入島制限を維持するための必要な組織設置を検討する。	○			○	○		○
	防火、防犯、防災対策	防火訓練を継続しつつ、防火、防犯、防災機能・設備の拡充を図る。また防火、防犯、防災に関する計画の策定、見直しを行う。	○			○	○		○
新原・奴山古墳群の公有化の推進	民有地の公有化	資産範囲内の民有地の段階的な公有化を進める。	○			○		○	
	大規模な農業施設の撤去	新原・奴山古墳群の資産範囲内に位置する農業施設について、関係者と撤去の協議を進め跡地整備を行う。	○				○	○	
新原・奴山古墳群の修復・整備	整備計画の更新	2016年に策定した新原・奴山古墳整備計画を更新する。		○		○		○	
	新原・奴山古墳群の墳丘の整備・修復	計画的な調査研究に基づく墳丘の整備・修復を進める。	○			○		○	
	国道の修景等	新原・奴山古墳群を縦断する国道495号の修景等を検討する。			○	○		○	
日常的な管理	資産の巡視・監視の強化	遺跡の保全状況や盗掘等を監視するため、文化財パトロールの充実・強化を図り、連絡体制を整備する。	○			○	○	○	○
	日常的な維持管理活動の推進	行政と所有者、地域コミュニティが連携し、資産の清掃や除草等の維持管理活動を継続的に行う。	○			○	○	○	○

表 9-2 行動計画 (2/5)

事業内容			実施時期			関係組織			
項目	施策	概要	継続	今期計画	次期以降	福岡県	宗像市	福津市	宗像大社
資産の保存管理									
緩衝地帯の保全									
資産周辺の景観保全	風力発電施設開発との調整	顕著な普遍的価値に影響を与える可能性がある範囲（景観保全範囲）を特定し、洋上風力発電の設置を規制する。	○			○	○	○	
	緩衝地帯の規制の検討	緩衝地帯における開発、建築行為等に関する法規制について、必要に応じて見直す。			○		○	○	
	景観ガイドラインの策定	開発、建築行為等に対する景観ガイドライン等を策定し、緩衝地帯における景観形成の誘導を図る。			○		○	○	
	違反広告物の是正	屋外広告物を定期的に巡視し、違反広告物の設置事業者に対し改善や撤去等の指導をする。	○				○	○	
	田園景観の保全	資産周辺の田園景観を保全するために、景観に配慮して農地整備（農道、用排水路、溜池等）する。	○				○	○	
資産周辺の景観保全	資産周辺の清掃活動	沖ノ島や沖津宮遙拝所周辺の海岸、宗像大社辺津宮周辺の釣川等、資産周辺の海岸や河川等の清掃活動を推進、支援する（守り伝える活動）。	○			○	○	○	○
	海的环境保全	資産周辺に漂着する海ごみの清掃活動に対する支援を継続し、本資産と関わりの深い海的环境を保全する。	○			○	○	○	○
	歴史的な景観資源の保全	地域の歴史や文化を象徴する建造物や樹木等の景観資源の保全、活用を図る。	○				○	○	
資産周辺の人工物の修景	資産周辺及び眺望景観の修景	構成資産周辺や視点場からの眺望景観に影響を及ぼす要素を改善する。	○			○	○	○	
	主要動線の修景	駅や渡船場等の交通拠点から各構成資産をつなぐ主要動線について、道路付帯物の修景整備や沿道景観の保全、形成を図る。	○			○	○	○	
	道路、河川、港湾等の公共施設の修景	景観重要公共施設に指定した道路、河川、漁港、海岸について、景観に配慮した整備を行う。	○			○	○	○	
	沖の島漁港の修景	沖の島漁港について、改修の際に景観に配慮した工法を検討する。			○	○	○		
保全意識の醸成	景観まちづくり活動の支援	地域住民や各種団体、事業者等による景観に関する地域活動を支援する。	○				○	○	
	景観に関する情報発信	景観講座の開催や景観に関する普及啓発冊子を作成し、住民や事業者の景観保全に対する理解を促進する。	○			○	○	○	
	景観協議会の設立	景観法に基づく景観協議会の設置を検討し、緩衝地帯における景観行政の連携を図る。			○	○	○	○	

表 9-3 行動計画 (3/5)

事業内容			実施時期			関係組織			
項目	施策	概要	継続	今期計画	次期以降	福岡県	宗像市	福津市	宗像大社
資産の保存管理									
地域との協調									
地域との連携	関係する地域や機関との連携	本資産との歴史的關係や研究上のつながりのある地域や機関と連携し、講演会や企画展、共同研究などを実施する。	○			○	○	○	○
伝統的慣習の周知	宗像大社の伝統的慣習を周知	沖ノ島の禁忌および沖ノ島から半径2kmの範囲が神域と考えられていることや神社でのマナー等、宗像大社の伝統的慣習を周知して資産の保護に努める。	○			○	○		○
次世代への継承	学校教育と連携した学習機会の提供	郷土の歴史・文化や世界遺産に対する知識を深めるため、子ども向けガイドブックや副読本を作成し、学校教育と連携した学習機会を提供する。	○			○	○	○	
支え手・担い手の拡大	伝統文化の継承	学校教育や地域行事との連携により伝統文化の後継者の育成と地域の文化的行事への参加を促進する。	○			○	○		○
	市民等との連携協働	各事業の計画や実施にあたっては、地域住民をはじめ多くの人々が参画できる体制を構築し、パートナーシップの拡大を図る。	○			○	○	○	
価値の探求									
調査研究	航海・交流・祭祀に関する研究	国内外の研究者とともに航海・交流・祭祀に関する研究を継続的にを行い、その成果を公開する。	○			○	○	○	
	宗像大社に関する調査研究	神宝館収蔵品および宗像大社所蔵文書の調査、沖津宮出土品の調査を継続的にを行い、その成果を公開する。	○			○	○		○
	古墳群に関する調査研究	新原・奴山古墳群に関する発掘調査等を継続的にを行い、その成果を公開する。	○			○		○	
資産の公開活用									
価値の発信									
イベント開催による情報発信	資産全体のイベント開催	海と関連の深い本資産の価値を発信するため、毎年海の日に情報発信のためのイベントを開催する。	○			○	○	○	○
	宗像大社におけるイベント開催	毎年10月に催される「みあれ祭」のパブリックビューイング等、宗像大社の歴史や魅力を発信するためのイベントを開催する。	○				○		○
	古墳群におけるイベント開催	市民、団体、企業等とともに古墳群周辺に花を植栽する活動や古墳群を会場にした「古墳まつり」を開催する。	○					○	

表 9-4 行動計画 (4/5)

事業内容			実施時期			関係組織			
項目	施策	概要	継続	今期計画	次期以降	福岡県	宗像市	福津市	宗像大社
資産の公開活用									
価値の発信									
学術成果の共有	研究誌の発行やデジタルアーカイブの運営	本資産に関する研究を毎年研究誌にまとめ発行する。また、それらの成果をデジタルアーカイブに掲載し、広く公開する。	○			○	○	○	○
	企画展の開催	海の道むなかた館、宗像大社神宝館、福津市歴史資料館、九州歴史資料館、九州国立博物館などで本資産に関する企画展を開催する。	○			○	○	○	○
	関係する地域や機関との連携	本資産との歴史的関係や研究上のつながりのある地域や機関と連携し、講演会や企画展、共同研究などを実施する。	○			○	○	○	○
各種媒体を活用した情報発信	ウェブサイト、アプリ、映像コンテンツ、パンフレット等の作成・更新	本資産の価値や保存管理の重要性について、ウェブサイト、アプリ、映像コンテンツ、パンフレット等を多言語で作成・更新し、国内外に周知する。	○			○	○	○	○
受入環境の整備									
来訪者施設の整備・運営	世界遺産ガイダンス施設「海の道むなかた館」をはじめとする施設の整備・運営	本資産の価値を発信するための来訪者施設について、来訪者や地域住民の意見を反映しつつ展示内容等の更新を行う。	○			○	○	○	○
	新たな展示解説施設の検討	資産の調査、研究と公開、活用が連携した総合的なガイダンス機能を担う世界遺産センター（仮）の設置を検討する。			○	○	○	○	○
交通ネットワークの構築	公共アクセスの改善	来訪者の利便性を向上させるため、構成資産へのアクセス改善策を検討する。	○			○	○	○	
	大島島内観光バスの運行	大島島内観光バスの運行を継続して行う。	○				○		
	自転車の安全確保	自転車の安全確保のためにルート情報を発信し、必要に応じて自転車歩行者道を整備する。			○	○	○	○	
受入体制の充実	資産の価値に即した機会の提供	沖ノ島の禁忌やみあれ祭りなど、資産の価値に即したツアー造成を支援する。	○			○	○	○	
	情報発信の多言語化	パンフレット、ホームページ、ガイドなどを多言語で提供できる体制を整備する。	○			○	○	○	
	ガイドの養成	ガイドマニュアルを用いたワークショップの開催等を通じ、ボランティアガイドの技術向上を図る。	○			○	○	○	
	バリアフリー化	資産の価値に影響がない形でバリアフリー化を進める。	○			○	○	○	○

表 9-5 行動計画 (5/5)

事業内容			実施時期			関係組織			
項目	施策	概要	継続	今期計画	次期以降	福岡県	宗像市	福津市	宗像大社
資産の公開活用									
観光・物産の振興									
情報発信・観光誘客	観光部局と連携した情報発信	福岡県および宗像市、福津市の観光部局と連携し、県内外に情報発信し、誘客促進する。	○			○	○	○	
地元産品の販売促進	地元産品の販売や出店を促進	福岡県および宗像市、福津市の関係部局と連携し、地元産品の販売等を促進する。	○			○	○	○	